

学 生 便 覧

平 成 28 年 度



熊本高等専門学校

八代キャンパス

熊本高専の理念と学習・教育目標

1. 理 念

本校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

2. 本校が育成する人材像

本校は、複合学科体制とICT系技術分野を拡大・強化・発展させた、融合・複合工学系3学科とICT系3学科で構成されており、エンジニア・デザイン能力の育成や人間社会と自然環境との調和を目指した教育の充実を図り、国際的に通用する実践的・創造的技術者の育成を目標としています。具体的には、以下に掲げるような能力・資質を備えた技術者育成を目指し、その目標に向けた教育を実践しています。

熊本高専の学習・教育目標—本校が育成する人材像—

- (1) 日本語及び英語のコミュニケーション能力を有する技術者
- (2) ICTに関する基本的技術及び工学への応用技術を身に付けた技術者
- (3) 各分野における技術の基礎となる知識と技能及びその分野の専門技術に関する知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決する能力を持った技術者
- (4) 知徳体の調和した人間性及び社会性・協調性を身に付けた技術者
- (5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者
- (6) 知的探求心を持ち、主体的、創造的に問題に取り組むことができる技術者

校章（シンボルマーク）



熊本高専の頭文字「K」をあしらったデザインです。

新高専のキャッチフレーズ「革新する技術、創造する未来 ～夢へ翔る熊本高専～」にも通じる躍動感に溢れています。

3. 教育課程と達成目標

本校は、5年間の本科（準学士課程）と、本科を卒業後さらに進んだ教育を受ける2年間の専攻科（学士課程）によって構成され、熊本キャンパスには、「情報通信エレクトロニクス工学科」、「制御情報システム工学科」、「人間情報システム工学科」の電子情報系3学科、八代キャンパスには、「機械知能システム工学科」、「建築社会デザイン工学科」、「生物化学システム工学科」の融合・複合工学系3学科の、計6学科を設置しています。専攻科として、熊本キャンパスには「電子情報システム工学専攻」、八代キャンパスには「生産システム工学専攻」の2専攻を設置しており、高度の知識・素養とともに、幅広い視野を身につけた実践的・高度技術者の育成を目指しています。

また、各学科・専攻では、前頁の学習・教育目標に基づいて、それぞれの教育課程に応じた具体的な目的を定め、本科卒業時点では、社会の要求に適應できる能力・資質を備えた技術者として地域・社会に貢献できる人材育成に努めています。

学 科	教育上の目的
情報通信 エレクトロニクス 工学科	情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスの専門技術とともに両者を融合した技術を身に付け、情報通信とエレクトロニクスに対する高度化、多様化したニーズに応えられる技術者の育成を目的とする。
制御情報 システム工学科	制御情報システム工学科は、電気・電子工学、情報工学、計算機工学及び計測・制御工学の基礎技術を身に付け、これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し、ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる技術者の育成を目的とする。
人間情報 システム工学科	人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。
機械知能 システム工学科	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生活活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会 デザイン工学科	建託社会デザイン工学科は、建築学と土木工学の専門基礎技術に情報通信技術を加えて、地域の文化や歴史、自然環境や防災などに配慮しながら、建物、社会資本の整備や都市計画などの「地域づくり・まちづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
生物化学 システム工学科	生物化学システム工学科は、生物科学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。

専攻	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	電子情報システム工学専攻は、電子情報技術及び応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。
生産システム工学専攻	生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基礎をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。

さらに、本科4年から専攻科2年生までの4年間の教育を、JABEE（日本技術者教育認定機構）に対応した教育プログラムとして構成しており、専攻科修了時には国際的に活躍できる能力・資質を持った技術者の育成を目指しています。

以下に、本科教育課程において達成する具体的な目標を示します。

●本科（準学士課程）

本科5年間は準学士課程として、一般科目と専門科目をくさび形に配置したカリキュラム構成となっています。共通教育科目では、工学の基礎となる数学・自然科学等の知識を獲得すると共に、幅広い視野で問題を捉えることのできる能力を身につけることを目指しており、専門科目では、それぞれの得意とする専門分野の知識・技術の修得を図ると共に、複合学科の特徴を活かした隣接する専門分野の理解を目指しています。また、本科では特別教育活動や課外活動等を通じて人間基礎力の育成にも力を入れており、社会で求められる人材育成を目指しています。

以下に、本科卒業時点で達成される具体的な目標項目を示します。

本科（準学士課程）で達成される具体的な目標項目

<p>(1) 日本語及び英語のコミュニケーション能力を有する技術者</p> <p>1-1：日本語による適切な文章表現及び口頭の意味伝達ができる</p> <p>1-2：日常的に使用される英語で書かれた文書の概要・要旨がつかめる</p> <p>1-3：自分の考えを簡潔な英語で表現できる</p> <p>(2) ICTに関する基本的技術及び工学への応用技術を身に付けた技術者</p> <p>2-1：ICT技術に関する基礎的技術を身につける</p> <p>2-2：種々の情報を分析する技術を身につける</p> <p>(3) 各分野における技術の基礎となる知識と技能及びその分野の専門技術に関する知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決する能力を持った技術者</p> <p>3-1：工学の基礎となる数学・自然科学の基礎知識を身につける</p> <p>3-2：多様な専門分野の関連性を理解することができる</p> <p>3-3：基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる</p> <p>3-4：基礎的な実験技術を身につける</p> <p>(4) 知徳体の調和した人間性及び社会性・協調性を身に付けた技術者</p> <p>4-1：広い視野で物事を考えることができる</p> <p>4-2：日本と世界との関わりに関心を持つことができる</p> <p>4-3：社会参加のための、人間基礎力を身につける</p> <p>4-4：グループでの活動に参加し、その中で協調して役割を果たせる</p> <p>(5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者</p> <p>5-1：技術者が持つべき倫理観の必要性を認識できる</p> <p>5-2：社会における倫理的な問題を認識することができる</p> <p>(6) 知的探求心を持ち、主体的、創造的に問題に取り組むことができる技術者</p> <p>6-1：好奇心と探究心を持って、得意とする専門分野の課題に取り組むことができる</p> <p>6-2：得意とする専門分野の知識、技術を身に付け、社会との関連を理解できる</p> <p>6-3：主体的に継続的に学習できる</p>

熊本高等専門学校校歌

藤子迅司良 作詞
石川 和彦 作曲

♩=84

お おぞらはる か は ぼたくよう に こ
や ま なみとお く と ぶくもうつ す きよ
ころのつば さ を お おきくひろ げ こ う やをわた
う しつ の ま ど は き ぼうのみら い ゆ う じょうはぐ
る か ぜ にむ かつ て あ したを め ぎ す ゆ
む こ う てい の し き は な さく ひ び よ せ
めをかたろ う たか いり そうが あ
いしゅんの ひ よ いきる じ だいが あ
る りな や か な い し が あ る
る き ら め き の と き が あ る
あ あ ゆ た か な る ま
あ あ え い え ん の ま
な び や
な び や

熊本高等専門学校校歌

藤子迅司良 作詞
石川 和彦 作曲

一.

大空遙か羽ばたくように
心の翼を大きく広げ
荒野を渡る風に向かつて
明日を目指す夢を語ろう

高い理想がある

しなやかな意思がある
ああ豊かなる学び舎

二.

山脈遠く飛ぶ雲映す
教室の窓は希望の未来
友情育む校庭の四季
花咲く日々よ青春の日よ

生きる時代がある

きらめきのときがある

ああ永遠の学び舎

熊本高専の「教育理念」と「学習・教育目標」(校章)

熊本高等専門学校校歌

目 次

1. 本校の沿革と概要	1
-------------	---

2. 熊本高等専門学校学則	6
---------------	---

熊本高専八代キャンパス

平成28年度年間行事予定表	28
---------------	----

3. 教 務 (授業等)

(1) 授業の履修	31
(2) 「生産システム工学」教育プログラムの紹介 (JABEE 教育プログラム)	33
(3) 共通教育科目	35
(4) 専門学科	36
(5) 専攻科	39
(6) 熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則	40
(7) 熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則	45
(8) 熊本高等専門学校八代キャンパスインターンシップ実施要項	47
(9) 転科について	50
(10) 台風・大雨等への対応措置に関する申合せ	52
(11) 学習サポートの申合せ	53
(12) 留学生の履修についての申合せ	55
(13) 熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則	57

4. 学 生 生 活

(1) 熊本高等専門学校学生準則	60
(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生心得	72
(3) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生の服装内規	79
(4) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生の車両による通学に関する要項	80
(5) 熊本高等専門学校学生表彰規則	84
(6) 熊本高等専門学校八代キャンパス水泳プール使用要項	86

5. 経 済 援 助

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の 免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	88
(2) 奨学生制度	97
(3) 高等学校等就学支援金	99

6. 福利厚生	
(1) 福利厚生施設	100
(2) 保健衛生	103
(3) 学生相談室	103
(4) ハラスメント対策	104
(5) 各種保険制度について	106
(6) 学生運賃割引証と通学証明書	109
7. ICT活用学習支援センター	
(1) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター利用規則	111
(2) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター八代キャンパス演習室利用細則	113
(3) ICT 活用学習支援センター八代キャンパス利用の手引き	115
(4) 八代キャンパス図書館利用案内	120
(5) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター八代キャンパス図書館利用規則	122
(6) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則	125
8. 学生会、クラブ活動	
(1) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生会会則	129
(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生会細則	135
(3) 平成28年度クラブ顧問名簿	139
9. 寮生活	
(1) 熊本高等専門学校学寮規則	140
(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス学寮細則	144
10. 平成27年度就職先及び進学先一覧	150
11. その他	
(1) 納入金関係	152
(2) 学務課貸出用物品一覧	153
(3) 建物配置図	154
(4) 建物平面図	155

1. 本校の沿革と概要

1. 沿革

(旧 熊本電波工業高等専門学校)

昭和 18 年 10 月 5 日 財団法人熊本無線電信講習所として設立
昭和 24 年 5 月 31 日 国立学校設置法の施行により熊本電波高等
学校と改称
昭和 46 年 4 月 1 日 国立学校設置法の一部改正により、熊本
電波工業高等専門学校となる。

(旧 八代工業高等専門学校)

昭和 49 年 6 月 7 日 国立学校設置法の一部改正により、八代
工業高等専門学校が設置される。
平成 6 年 4 月 1 日 専攻科（生産情報工学専攻、環境建設工
学専攻、生物工学専攻）が設置される。

平成 12 年 4 月 1 日 専攻科（電子情報システム工学専攻、制
御情報システム子工学専攻）が設置され
る。

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人国立高等専門学校機構法の
施行により、独立行政法人国立高等専門
学校機構熊本電波工業高等専門学校とな
る。

平成 18 年 5 月 8 日 JABEE 対応教育プログラム「電子・情報技
術応用工学コース」が、日本技術者教育
認定機構の認定を受ける。

平成 19 年 3 月 28 日 大学評価・学位授与機構の機関別認証評
価において、高等専門学校評価基準を満
たしていることが認定される。

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人国立高等専門学校機構法の
施行により、独立行政法人国立高等専門
学校機構八代工業高等専門学校となる。

平成 18 年 5 月 8 日 JABEE 対応教育プログラム「生産システム
工学教育プログラム」が、日本技術者教
育認定機構の認定を受ける。

平成 19 年 3 月 28 日 大学評価・学位授与機構の機関別認証評
価において、高等専門学校評価基準を満
たしていることが認定される。

熊本高等専門学校

平成 19 年 8 月 23 日 独立行政法人国立高等専門学校機構において、熊本を含む全国 4 地区の高度化再編計画が発表される。

平成 19 年 10 月 1 日 熊本地区において高度化再編協議会が発足。

平成 21 年 3 月 31 日 第 171 回通常国会において、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関
する法律」が成立し、平成 21 年 10 月 1 日に熊本高等専門学校を設置し、平成 22 年 4 月から学生の受入れを
開始することが決定。

平成 21 年 10 月 1 日 独立行政法人国立高等専門学校機構「熊本高等専門学校」設置

平成 21 年 10 月 16 日 開校記念式典を挙

平成 22 年 4 月 新学科生・新専攻科生入学

2. 高専制度の生いたちとその特色

昭和30年代前半、我が国の経済成長はめざましく、それを支える科学・技術の更なる進歩に対応できる技術者養成の要望が強まっていました。こうした産業界からの要請に応じて、昭和37年に初めて国立高等専門学校（以下「高専」という。）が設立されました。高専は、中学卒業後の5年間の一貫教育により、実践的・創造的技術者を養成し、地域・社会や産業界等から高い評価を受けてきました。一方、近年の我が国における社会経済環境の変化等、高専を取り巻く状況が大きく変化するなか、今後の産業・社会ニーズに対応するため、平成21年10月、教育の質の向上・高度化、地域社会との連携機能の強化、広域連携の核となる新モデルのスーパー高専を目指して、宮城、富山、香川、熊本の4地区における高専の高度化再編整備が行われ、熊本地区においても旧熊本電波工業高等専門学校と旧八代工業高等専門学校が統合して熊本高等専門学校として新たなスタートを切ることになりました。

高専の特色は、従来の中学から高校・大学という単一化した学制に対して、中学校を卒業してから入学し、5年間ですぐれた技術者となるための教育を受ける学校である点です。すなわち5年間の効率よい技術者一貫教育が高専の特色です。この特色を活かすために、「くさび型」教育、すなわち、一般科目と専門科目とが5年間を通じて並行する教育を行っています。したがって、1年から専門科目があり、実験・実習・製図などの体験を通じて専門科目に入るような方法がとられ、高学年における専門科目の内容は、ほぼ大学工学部の水準に達しています。繰り返しますと、高専においては、一般科目と専門科目とが、基礎に重点をおいてバランスよく配慮されていますので、いわゆる大学受験勉強に追われることなく、技術者に向けて本格的な勉学を積み重ね、人間味豊かな人格形成ができるのです。

平成3年4月に学校教育法の一部が改正され、高専にも専攻科の設置が可能となり、本校にも専攻科が設置されています。専攻科は、5年間の高専教育の上にとって、さらに2年間のより高度な技術教育を行うことを目的としており、技術開発力、問題解決能力を備え広く産業の発展に寄与できる高度で幅広い知識を持った技術者が誕生しています。また、専攻科の課程を修了し、大学評価・学位授与機構の定めた条件を満たした者は、同機構に申請して学士の学位を得ることができます。

次に副校長、各主事等の校務分担はどのようなものかを説明します。

○ 副校長

副校長は、校長の命を受けて、学校運営全般に関わる事項を掌理します。

○ 教務主事（校長補佐）

教務主事は、校長の命を受け、教育課程の編成及び実施、学校行事、入学・退学・転学等進学及び卒業、進学、出欠席の取り扱い、教科書その他教材の取り扱い等について総括調整しています。

○ 学生主事（校長補佐）

学生主事は、校長の命を受け、学生の課外活動、個人相談、学生会の指導、学生の補導、保健

指導、進路指導、奨学、厚生福祉等について総括調整しています。

○ **寮務主事（校長補佐）**

寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の生活指導と管理運営についての実態の的確な把握及び指導体制等について総括調整をします。

○ **総務主事（校長補佐）**

総務主事は、校長の命を受け、本校の広報活動、情報公開及び研究活動の推進・強化、地域との連携について総括調整しています。

○ **学科長**

学科長は、校長の命を受け、各学科にそれぞれ1名おり、各学科の教育課程、施設設備並びに機械器具の管理、学生の就職その他学科全般にわたり、学科を代表してその運営に当たっています。

○ **専攻科長**

専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の総括として、全般にわたりその運営に当たっています。

○ **ICT活用学習センター長**

ICT活用学習センター長は、校長の命を受け、本校の情報処理教育に関する業務及び情報処理システムの管理運営に関する業務を掌理しています。

○ **地域イノベーションセンター長**

地域イノベーションセンター長は、校長の命を受け、地域イノベーションセンターの業務及び管理運営に関する業務を掌理しています。

○ **グローバルリーダーシップ育成センター長**

グローバルリーダーシップ育成センター長は、校長の命を受け、グローバルリーダーシップ育成センター長の業務及び管理運営に関する業務を掌理しています。

○ **技術・教育支援センター長**

技術・教育支援センター長は、校長の命を受け、学生の実験、実習、卒業研究等の技術的指導及び教員の教育研究支援のための技術開発並びに地域・民間との連携における技術協力、技術指導に関する業務を行っています。

○ **学生相談室長**

学生相談室長は、校長の命を受け、学生相談室の管理運営に関する業務を掌理しています。

○ **学級担任**

学級担任は、各学級における学生の直接の相談相手であり、その学級の学習指導、生活指導に

ついて直接に処理する任務があります。

※学年主任（熊本キャンパス）

第1学年および第2学年は混合学級のため、学年主任を置いています。当該学年の運営に関し主事、学科長および学級担任との連絡調整を行います。

○ 事務部

学校の管理運営を行う組織として事務部が置かれています。学生に直接関係のある担当及び業務内容は次のとおりです。

【八代キャンパス】

<学務課>

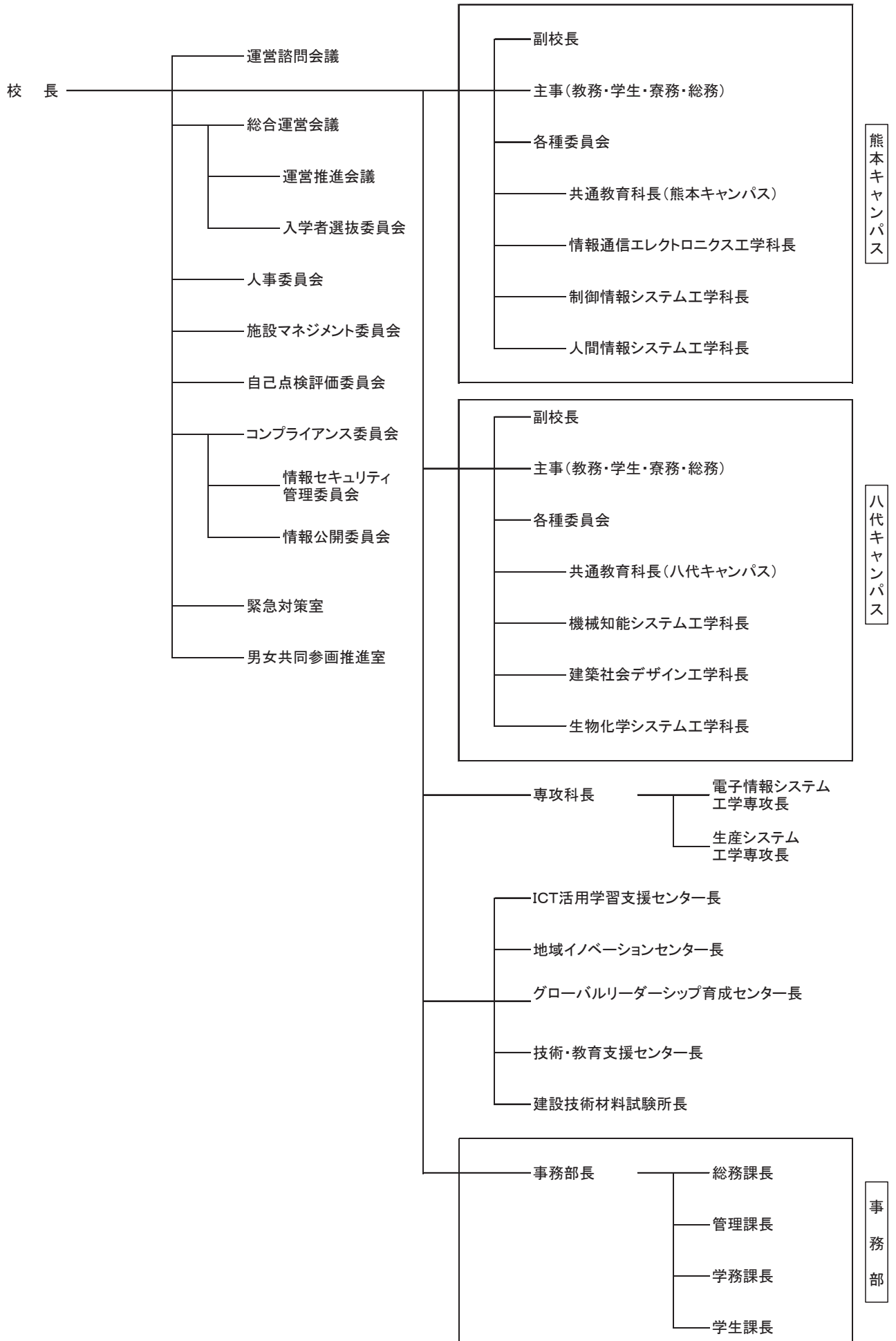
- ・学務係：授業時間割の編成、試験、学業成績、教科書購入、休学・退学・転学等、進級及び卒業、出欠席、見学旅行、各資格試験、各種の証明書の発行、その他教務に関する事務。
- ・学生係：課外活動、奨学金関係、授業料の減免、保健衛生、進路、通学証明書、学生旅客運賃割引証の発行、学生会の経理、その他福利厚生に関する事務。
- ・寮務係：学生の入退寮、寮生の給食・栄養管理、寮の管理運営等に関する事務。
- ・学術情報係：図書の閲覧及び貸出、図書の収集および整理、図書の選定及び受入、図書の保全管理、その他図書に関する事務。

<総務課>

- ・総務係：学則等諸規則の制定・改廃、入学式等の式典、校内警備取締等。

<管理課>

- ・契約係：物品の購入・管理及び役務等の契約
- ・施設企画係：施設マネジメント、防火管理等に関する業務



2. 熊本高等専門学校学則

学則は、学校の基本規則であり、本校の組織運営及び教育課程、履修方法、授業料その他学校の利用関係等について規定しています。

○熊本高等専門学校学則

平成21年10月1日制定
平成23年2月24日一部改正
平成23年6月23日一部改正
平成24年2月21日一部改正
平成24年9月18日一部改正
平成25年2月15日一部改正
平成26年2月18日一部改正
平成26年3月19日一部改正
平成26年7月24日一部改正
平成27年2月19日一部改正
平成27年3月5日一部改正
平成28年1月26日一部改正

第1章 本校の目的・理念

(目的・理念)

- 第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。
- 2 前項の目的に照らし、本校の理念を次のとおりとする。
熊本高等専門学校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。
- 3 前項の理念を達成するため、本校教職員は、専門分野における学術の進展に即応するとともに教育方法の改善を目指し、自己研鑽に努めることを責務とする。

第1章の2 自己点検評価及び情報の提供

(自己点検評価等)

- 第1条の2 本校は、教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。
- 3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

- 第1条の3 本校は、本校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

- 第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 学年末休業

2 前項第3号から第6号までの休業の期間は、校長が定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 キャンパス，学科，学級，入学定員及び職員組織

(キャンパス)

第7条 本校が行う教育研究活動等の拠点の呼称及び位置は、次のとおりとする。

呼 称	位 置
熊本キャンパス	熊本県合志市
八代キャンパス	熊本県八代市

(学科，学級数，入学定員及び教育上の目的)

第8条 学科，1学年の学級数，入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	教育上の目的
情報通信エレクトロニクス工学科	1	40人	情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスの専門技術とともに両者を融合した技術を身に付け、情報通信とエレクトロニクスに対する高度化、多様化したニーズに応えられる技術者の育成を目的とする。
制御情報システム工学科	1	40人	制御情報システム工学科は、電気・電子工学、情報工学、計算機工学及び計測・制御工学の基礎技術を身に付け、これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し、ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる技術者の育成を目的とする。

人間情報システム工学科	1	40人	人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。
機械知能システム工学科	1	40人	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生産活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会デザイン工学科	1	40人	建築社会デザイン工学科は、建築学と土木工学の専門基礎技術に情報通信技術を加えて、地域の文化や歴史、自然環境や防災などに配慮しながら、建物、社会資本の整備や都市計画などの「地域づくり・まちづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
生物化学システム工学科	1	40人	生物化学システム工学科は、生物学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。
計	6	240人	

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他法令の定めるところによる。

(副校長・主事)

第10条 本校に、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事及び総務主事を置く。

2 副校長は、校長の命を受け、学校運営全般に関わることを掌理する。

3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は、校長の命を受け、学生の支援・指導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の支援・指導に関することを掌理する。

6 総務主事は、校長の命を受け、地域との連携、研究の推進及び広報等に関することを掌理する。

(事務部)

第11条 本校に、庶務、会計及び学生の支援・指導等に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程等)

第14条 学年ごとの授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、50分を標準とする。)の履修を1単位として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設における学修等)

第16条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(教育プログラム)

第17条 第1条第2項の本校の理念を達成するため、本科の第4学年及び第5学年の2年間並びに専攻科の2年間の計4年間からなる「電子・情報技術応用工学コー

ス」及び「生産システム工学」，並びに専攻科の2年間からなる「電子・情報技術専修コース」の3つの教育プログラムを置く。

2 前項の教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(評価及び課程修了，卒業)

第18条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は，定期試験及び平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は，別に定める。

(再履修)

第19条 前条の認定の結果，原学年にとどめられた者は，当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第5章 入学，転科，休学，転学，留学及び卒業

(入学資格)

第20条 入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 外国において，学校教育における9年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(7) その他相当年齢に達し，本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜)

第21条 校長は，入学志願者について，学力検査の成績，出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として，入学者の選抜を行う。

2 校長は，前項に規定する入学者の選抜方法によるほか，入学定員の一部について，出身学校の長の推薦に基づき，学力検査を免除し，当該出身学校の長から送付された調査書を主な資料として，入学者の選抜を行う。

3 校長は，前2項により選抜した者で，第37条に規定する入学料を納付した者及び入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して，入学を許可する。

4 入学者の選抜に関し必要な事項は，別に定める。

(編入学)

第22条 第1学年の途中，又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは，校長は，その者が相当年齢に達し，当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り，前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は，別に定める。

(転入学)

第23条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは，校長は，教育上支障がない場合には，転学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は，別に定める。

(入学手続)

第24条 入学を許可された者は，所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは，校長は，その者の入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第25条 転科を希望する者があるときは、校長は、進級時に選考の上、転科を許可することがある。

2 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学期間)

第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は修業年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学するものとする。

(出席停止)

第29条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学, 再入学)

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望するものがあるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(在学年限)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者については、以後の在学を認めない。

(1) 2年間引き続き進級できない者。ただし、休学による者を除く。

(2) 休学期間を除き、在学年数が8年を超える者

(他の学校への入学等)

第32条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第34条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別に定める単位数を修得しなければならない。

(称号)

第35条 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料

(検定料)

第36条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校

機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。）に定める額の検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第37条 入学料の額は、規則に定める額とする。

2 入学料は、所定の期日までに納付するものとする。

（授業料）

第38条 学生は、規則に定める額の授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第39条 学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第40条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

（寄宿料）

第41条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める額の寄宿料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生（保護者を含む。）の申し出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

（入学料、授業料又は寄宿料の免除及び徴収猶予）

第42条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、若しくは入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 死亡若しくは行方不明のため除籍された場合又は風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の取扱い)

第43条 既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，これを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず，前期分授業料の徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には，後期分の授業料相当額を，及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が，3月31日までに入学を辞退した場合には，既納の授業料相当額を，その者の申出により返還する。

第7章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

第44条 外国人で，本校の第2学年次以上に編入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

第45条 外国人留学生は，定員外とすることができる。

第46条 外国人留学生には，別に定めるもののほか，本学則を準用する。

(外国人受託研修員)

第47条 校長は，教育研究に支障がない場合に限り，外国人受託研修員の受入れを許可することがある。

2 外国人受託研修員に関し必要な事項は，別に定める。

第8章 研究生，聴講生，特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第48条 本校において，特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは，校長は，本校の教育研究に支障がない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(聴講生)

第49条 本校において，特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは，校長は，本校の教育に支障がない場合に限り，選考の上，聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学校間相互単位互換協定に基づいて，本校が開設する授業科目のうち，特定の科目について聴講を志願する者があるときは，校長は，本校の教育に支障がない場合に限り，選考の上，特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本校において，特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは，校長は，本校の教育に支障がない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した単位は，判定の上，その科目を修得したものとして認定する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

第9章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第52条 学生は，この学則に定めるもののほか，別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第54条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第27条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第42条第1項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに不許可となった額の入学料を納付しない者
- (5) 第42条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を許可及び不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第10章 専攻科

(設置)

第56条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第57条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第58条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻、入学定員及び教育上の目的)

第59条 専攻、入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	24人	電子情報システム工学専攻は、電子情報技術及び応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。
生産システム工学専攻	24人	生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基盤をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創

		成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。
計	48人	

(教育課程)

第60条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

2 履修方法等については、別に定める。

(入学資格)

第61条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第62条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第63条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(評価及び修了)

第64条 単位の認定は、定期試験及び平素の成績を評価して行うものとする。

2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 専攻科に2年以上在学し、別に定める修了要件を満たした者については、専攻科の修了を認定する。

4 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第65条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第16条第1項、第23条、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第33条第1項及び第4項、第36条から第43条まで、並びに第48条から第55条までの規定を準用する。この場合において、第33条第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」、第55条第2号中「第27条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(その他)

第66条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学寮

(学寮)

第67条 本校に学寮を設置する。

- 2 本校の学生で、入寮を希望する者は、選考の上入寮を許可する。
- 3 学寮の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第68条 本校に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）附則第10条の規定に基づき、平成21年9月30日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）別表に規定する熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。
- 3 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ熊本電波工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。
- 4 第8条第1項及び第59条の規定にかかわらず、第2項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。
 - (1) 情報通信工学科
 - (2) 電子工学科
 - (3) 電子制御工学科
 - (4) 情報工学科
 - (5) 機械電気工学科
 - (6) 情報電子工学科
 - (7) 土木建築工学科
 - (8) 生物工学科
 - (9) 専攻科電子情報システム工学専攻
 - (10) 専攻科制御情報システム工学専攻
 - (11) 専攻科生産情報工学専攻
 - (12) 専攻科環境建設工学専攻
 - (13) 専攻科生物工学専攻
- 5 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成23年度以前に生産システム工学専攻に入学した者に係る授業科目及びその

単位数は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した者（専攻科を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第1、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

別表第2

別表第3

別表第1

共通教育科(情報通信エレクトロニクス工学科・制御情報システム工学科・人間情報システム工学科用)

(平成28年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基礎科目	国 語 I	2	2						
		国 語 II	2		2					
		国 語 III	2			2				
		国 語 IV	1				1			
		政 治 ・ 経 済	2	2						
		倫 理	2		2					
		世 界 史	2		2					
		日 本 史	2			2				
		数 学 I	6	6						
		数 学 II	6		6					
		化 学	3	3						
		物 理 I	3		3					
		物 理 II	2			2				
		総 合 理 科 I	1	1						
		総 合 理 科 II	1		1					
		理 科 演 習	1			1				
		保 健 体 育 I	3	3						
		保 健 体 育 II	2		2					
		保 健 体 育 III	2			2				
	英 語 I	5	5							
	英 語 II	5		5						
	英 語 III	4			4					
	応用科目	国 語 I 演 習	1	1						
		国 語 II 演 習	1		1					
		微 分 積 分	4			4				
		線 形 代 数	2			2				
		保 健 体 育 IV	1				1			
		ス ポ ー ツ 理 論	1				1			
		英 語 IV	2				2			
		英 語 V	2					2		
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	1					1		
		国 際 言 語 文 化 論	1					1		
	芸 術	2	2					音楽と美術を半期づつ		
開 設	単 位 合 計 (33 科 目)	77	25	24	19	4	5			
選択科目	応用科目	経 済 学	2				2		いずれか1科目修得	
		哲 学	2				2			
		社 会 学	2				2			
	開 設	単 位 合 計 (3 科 目)	6	0	0	0	6	0		
履 修	可 能 単 位 (1 科 目)	2	0	0	0	2	0			
特別選択科目		基 礎 科 目 応 用 第 一	1	いずれの学年でも修得可					特別選択科目は、卒業要件には含まれない	
		基 礎 科 目 応 用 第 二	1							
		基 礎 科 目 応 用 第 三	1							
		特 別 学 習 第 一	1							
		特 別 学 習 第 二	1							
		地 域 社 会 活 動 一	1							
		地 域 社 会 活 動 二	1							
	国 際 ・ 異 文 化 理 解	1								
開 設	単 位 合 計 (8 科 目)	8	8							
開 設	単 位 合 計 (36 科 目)	83	25	24	19	10	5	特別選択科目は除く単位数		
履 修	可 能 単 位 合 計	79	25	24	19	6	5			

別表第1

共通教育科(機械知能システム工学科・建築社会デザイン工学科・生物化学システム工学科用)

(平成28年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基礎科目	国語 I	2	2						
		国語 II	2		2					
		国語 III	2			2				
		国語 IV	1				1			
		政治・経済	2	2						
		倫理	2		2					
		世界史	2		2					
		日本史	2			2				
		数学 I	6	6						
		数学 II	6		6					
		数学 III	6			6				
		化学	3	3						
		物理 I	3		3					
		物理 II	2			2				
		総合理科 I	1	1						
		総合理科 II	1		1					
		理科演習	1			1				
		保健体育 I	3	3						
		保健体育 II	2		2					
	保健体育 III	2			2					
	英語 I	5	5							
	英語 II	5		5						
	英語 III	4			4					
	応用科目	科学技術と現代社会	1					1		
		スポーツ科学	1					1		
		英会話 I	1	1						
		英会話 II	1		1					
		英語 IV A	1				1			
		英語 IV B	1				1			
		情報基礎	2	2						
		ネットワーク入門	1	1						
		プログラミング基礎 I	1	1						
		プログラミング基礎 II	1		1					
	マイコン入門	1		1						
	情報処理	2			2					
開設単位合計(35科目)			72	27	21	19	5	0		
選択科目	一般選択科目	情報処理演習 I	1				1		3単位まで修得可	
		情報処理演習 II	1				1			
		日本現代文学	1					1		
		古典文学	1					1		
		経済学	1					1		
		哲学	1					1		
		歴史と文化	1					1		
		総合英語 A	1					1		
		総合英語 B	1					1		
		健康科学	2					2		
	開設単位小計(10科目)			11	0	0	0	2	9	
	特別選択	一般特別セミナー	3	いずれの学年でも修得可(3単位まで)						
		開設単位小計(1科目)	3	1	1	1				各学年は参考単位※
	開設単位合計(11科目)			14	1	1	1	2	9	
開設単位合計(46科目)			86	28	22	20	7	9	各学年は参考単位※	
履修可能単位			87	28	27	22	7	3	各学年は参考単位※	

※参考単位：一般特別セミナー3単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第2

情報通信エレクトロニクス工学科

(平成28年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基礎科目	基礎電気学Ⅰ	2	2						
		基礎電気学Ⅱ	2		2					
		電子通信工学基礎	2	2						
		情報リテラシー	2	2						
	専門基礎科目	応用数学Ⅰ	2					2		
		応用数学Ⅱ	2						2	
		応用物理	2					2		
		電気磁気学Ⅰ	2			2				
		電気磁気学Ⅱ	2					2		
		電気回路学Ⅰ	2		2					
		電気回路学Ⅱ	2			2				
		信号伝送工学	2					2		
		電磁波工学	2						2	
		電子計測	2			2				
		通信システム工学	2					2		
		電子回路学Ⅰ	2			2				
		電子回路学Ⅱ	2					2		
		電子工学	2					2		
		計算機工学Ⅰ	2		2					
		計算機工学Ⅱ	2			2				
		デジタル設計	2					2		
		信号処理	2						2	
		プログラミングⅠ	2		2					
		プログラミングⅡ	2			2				
	応用プログラミング	2					2			
	ネットワーク工学	2						2		
	技術者倫理概論	2							2	
	総合科目	電子通信基礎演習Ⅰ	2	2						
		電子通信基礎演習Ⅱ	2		2					
		電子通信工学実験Ⅰ	4			4				
		電子通信工学実験Ⅱ	4					4		
		電子通信工学実験Ⅲ	4						4	
	卒業研究	8							8	
開設	単位合計 (33科目)	78	8	10	16	22	22			
選択科目	専門応用科目	情報工学理論	2				2		4年次で2単位以上	
		画像処理工学	2				2			
		Webコミュニケーション	2				2			
		コミュニケーション装置工学	2					2		
		メディア工学	2					2		
		デジタルシステム	2					2		
		半導体プロセス	2					2		
		電子材料	2					2		
		電気通信法規	1					1		
		技術英語Ⅰ	1				1			
	技術英語Ⅱ	1					1			
開設	単位合計 (11科目)	19	0	0	0	7	12			
(履修可能単位)	19	0	0	0	7	12	19単位中 10単位以上履修			
特別選択科目	専門科目応用第一	1	いずれの学年でも修得可							
	専門科目応用第二	1								
	国際化プロジェクト一	1								
	国際化プロジェクト二	1								
	インターンシップ	1					1	4年か5年で修得可		
開設	単位合計 (5科目)	5	5					特別選択科目は卒業要件に含まれない		
開設	単位合計 (44科目)	97	8	10	16	29	34	特別選択科目は除く単位数		
履修	可能単位合計	97	8	10	16	29	34			

別表第2

制御情報システム工学科

(平成28年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基盤科目	基礎電気学Ⅰ	2	2						
		基礎電気学Ⅱ	2		2					
		制御工学基礎	2	2						
		情報リテラシー	2	2						
	専門基礎科目	応用数学Ⅰ	2					2		
		応用数学Ⅱ	2						2	
		応用物理	2					2		
		電気磁気学Ⅰ	2			2				
		電気磁気学Ⅱ	2					2		
		電気回路学Ⅰ	2			2				
		電気回路学Ⅱ	2					2		
		電子回路学Ⅰ	2			2				
		電子回路学Ⅱ	2					2		
		計算機工学Ⅰ	2		2					
		計算機工学Ⅱ	2			2				
		情報処理	4		4					
		プログラミング通論	2			2				
		制御情報システム工学演習	2			2				
		ハードウェア設計論	2					2		
		組込みシステム基礎論	2					2		
		制御工学Ⅰ	2					2		
		制御工学Ⅱ	2						2	
	計測工学	2					2			
	メカトロニクス工学	2						2		
	組込みシステム設計	2						2		
	技術者倫理概論	2						2		
	総合科目	制御工学基礎演習Ⅰ	2	2						
		制御工学基礎演習Ⅱ	2		2					
		制御工学実験Ⅰ	4			4				
		制御工学実験Ⅱ	4					4		
		制御工学実験Ⅲ	4						4	
		卒業研究	8						8	
開設	単位数合計(32科目)	78	8	10	16	22	22			
選択科目	専門応用科目	信号処理	2				2		4年次で2単位以上	
		プログラミング特論	2				2			
		電子制御回路学	2				2			
		オペレーティングシステム	2					2		
		生体システム工学	2					2	並列開講(知能情報システム)	
		人間工学	2					2		
		知能情報システム	2					2	並列開講(生体システム工学)	
		ソフトウェア設計	2					2	並列開講(メディア工学)	
		メディア工学	2					2	並列開講(ソフトウェア設計)	
	技術英語Ⅰ	1					1			
	技術英語Ⅱ	1						1		
開設	単位数合計(11科目)	20	0	0	0	7	13			
	(履修可能単位)	16	0	0	0	7	9	16単位中 10単位以上履修		
特別選択科目	専門科目応用第一	専門科目応用第一	1	いずれの学年でも修得可						
		専門科目応用第二	1							
		国際化プロジェクト一	1							
		国際化プロジェクト二	1							
	インターンシップ	1					1	4年か5年で修得可		
開設	単位数合計(5科目)	5	5					特別選択科目は卒業要件に含まれない		
開設	単位数合計(43科目)	98	8	10	16	29	35	特別選択科目は除く単位数		
履修	可能単位数合計	94	8	10	16	29	31			

別表第2

人間情報システム工学科

(平成28年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基盤科目	基礎電気学Ⅰ	2	2						
		基礎電気学Ⅱ	2		2					
		計算機工学Ⅰ	2	2						
		計算機工学Ⅱ	2		2					
		情報リテラシー	2	2						
	専門基礎科目	応用数学Ⅰ	2					2		
		応用数学Ⅱ	2						2	
		応用物理	2					2		
		電気磁気学	2					2		
		電気回路学	2			2				
		電子回路学	2			2				
		組込みシステム	2					2		
		コンピュータアーキテクチャ	2				2			
		人間環境工学	2				2			
		プログラミングⅠ	4		4					
		プログラミングⅡ	4			4				
		数値計算	2					2		
		信号処理	2					2		
		データ構造とアルゴリズム	2					2		
		情報ネットワーク	2					2		
		オペレーティングシステム	2					2		
		システム工学	1						1	
	情報数学	2						2		
	情報理論	2						2		
	情報セキュリティ	1						1		
	技術者倫理概論	2						2		
	総合科目	情報工学基礎演習Ⅰ	2	2						
		情報工学基礎演習Ⅱ	2		2					
		情報工学実験Ⅰ	4			4				
		情報工学実験Ⅱ	4					4		
		情報工学実験Ⅲ	4						4	
		卒業研究	8						8	
開設	単位合計 (32科目)	78	8	10	16	22	22			
選択科目	専門応用科目	WEB情報システム	2				2		4年次で2単位以上	
		福祉工学	2				2			
		オブジェクト指向プログラミング	2				2			
		データベース	2					2		
		数理情報工学	2					2		
		画像・音処理論	2					2		
		ヒューマン情報処理	2					2		
		ソフトウェア工学	2					2		
		技術英語Ⅰ	1				1			
	技術英語Ⅱ	1					1			
開設	単位合計 (10科目)	18	0	0	0	7	11			
	(履修可能単位)	18	0	0	0	7	11	18単位中 10単位以上履修		
特別選択科目		専門科目応用第一	1	いずれの学年でも修得可						
		専門科目応用第二	1							
		国際化プロジェクト一	1							
		国際化プロジェクト二	1							
		インターンシップ	1					1	4年か5年で修得可	
開設	単位合計 (5科目)	5	5					特別選択科目は卒業要件に含まれない		
開設	単位合計 (42科目)	96	8	10	16	29	33	特別選択科目は除く単位数		
履修	可能単位合計	96	8	10	16	29	33			

別表第2

機械知能システム工学科

(平成28年度以降入学者用)

区分	区分	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考	
必 修 科 目	基 礎 科 目	工 学 入 門	2	2					後期：プロジェクト科目	
		機 械 工 学 概 論	1		1					
		科 学 技 術 史	1		1					
		製 図 基 礎 I	2	2						
		製 図 基 礎 II	2		2					
		も の づ くり 実 習 I	4	4						
	も の づ くり 実 習 II	4		4					プロジェクト科目	
	専 門 基 礎 科 目	応 用 数 学	2					2		
		教 理 解 析	2						2	
		力 学 基 礎	3			3				
		応 用 物 理	2					2		
		応 用 情 報 処 理	2					2		
		技 術 英 語	2						2	
		機 械 工 作 学	2			2				
		材 料 力 学	2					2		
		マ テ リ ア ル 学	2						2	
		熱 力 学	2					2		
		流 体 力 学	2					2		
		熱 流 体 現 象 論 I	1						1	
		熱 流 体 現 象 論 II	1						1	
		機 械 力 学	2					2		
		計 測 工 学	2					2		
		制 御 工 学	2						2	
	基 礎 電 気	2		2						
	電 気 電 子 回 路 I	2			2					
	電 気 電 子 回 路 II	2					2			
	電 気 磁 気 学	2					2			
	総 合 科 目	機 械 設 計 製 図 I	2			2				
		機 械 設 計 製 図 II	2					2		
		総 合 設 計	2						2	プロジェクト科目
		総 合 実 習 I	2			2				プロジェクト科目
総 合 実 習 II		2					2		プロジェクト科目	
機 械 知 能 シ ス テ ム 工 学 実 験 I		2			2					
機 械 知 能 シ ス テ ム 工 学 実 験 II		2					2			
卒 業 研 究		8						8	プロジェクト科目	
エ ン ジ ニ ア 基 礎 セ ミ ナ ー		1			1				1～3年次開講	
進 路 セ ミ ナ ー	1					1				
開 設 単 位 合 計 (31 科 目)			79	8	10	14	27	20		
選 択 科 目	専 門 応 用 科 目	精 密 加 工	1					1	5単位以上修得	
		塑 性 加 工	1					1		
		構 造 計 算 力 学	1					1		
		数 値 熱 流 体 力 学	1					1		
		エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	1					1		
		機 械 振 動 学	1					1		
		シ ー ケ ン ス 制 御	1					1		
		デ ジ タ ル 信 号 処 理	1					1		
		電 気 電 子 デ バ イ ス	1					1		
	組 込 み シ ス テ ム	1					1			
	専 門 総 合	イ ン タ ー ン シ ッ プ	1					1	4年または5年で修得可	
		実 践 プ ロ ジ ェ ク ト	5	いずれの学年でも修得可 (5単位まで)						
		開 設 単 位 小 計 (12 科 目)	16	1	1	1	2	11	各学年は参考単位*	
(履 修 可 能 単 位)		16	1	1	1	2	11	各学年は参考単位* 5年選択科目は10単位修得可		
特 別 選 択	専 門 特 別 セ ミ ナ ー	5	いずれの学年でも修得可 (5単位まで)							
	開 設 単 位 小 計 (1 科 目)	5		1	1	2	1	各学年は参考単位*		
開 設 単 位 合 計 (13 科 目)			21	1	2	2	4	12	各学年は参考単位	
開 設 単 位 合 計 (44 科 目)			100	9	12	16	31	32	特別選択を含む、各学年は参考単位*	
履 修 可 能 単 位			95	9	11	15	29	31	特別選択を除く	

*参考単位：実践プロジェクト5単位及び専門特別セミナー5単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第2

建築社会デザイン工学科

(平成28年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考	
必修科目	基盤科目	工 学 入 門	2	2					後期：プロジェクト科目	
		創 造 演 習	1	1						
		基 礎 製 図	2	2						
	専門基礎科目	設 計 製 図 I	2		2					
		設 計 製 図 II	2			2				プロジェクト科目
		測 量 学 及 び 同 実 習 I	2	2						
		測 量 学 及 び 同 実 習 II	2		2					
		建 設 材 料	2		2					
		メ デ ィ ア 造 形	2		2					
		構 造 力 学 I	1		1					
		構 造 力 学 II	2			2				
		構 造 力 学 III	2				2			
		建 築 構 法 I	1	1						
		建 築 構 法 II	1			1				
		土 質 工 学	2			2				
		地 形 情 報 処 理	2			2				
		環 境 エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム	1			1				
		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 工 学	2					2		
		地 域 及 び 都 市 計 画	1					1		
		応 用 情 報 処 理	2					2		
	応 用 物 理	2					2			
	応 用 数 学	2					2			
	応 用 数 学 演 習	1						1		
	鋼 構 造 工 学	2						2		
	地 球 環 境 工 学	1						1		
	技 術 英 語	2						2		
	総合科目	工 学 演 習	1		1					プロジェクト科目
		建 築 社 会 工 学 実 験 I	3			3				
		建 築 社 会 工 学 実 験 II	2				2			
		建 築 社 会 工 学 実 験 III	1					1		
		課 題 研 究	2				2			プロジェクト科目
		卒 業 研 究	8						8	プロジェクト科目
		エ ン ジ ニ ア 基 礎 セ ミ ナ ー	1			1				1～3年次開講
	進 路 セ ミ ナ ー	1					1			
開 設	単 位 小 計 (3 4 科 目)	63	8	10	14	16	15			
選択科目	専門応用科目	建 築 設 計 演 習 I	4				4		プロジェクト科目	
		建 築 計 画 I	2				2		10単位修得	
		建 築 環 境 工 学	2				2			
		建 築 施 工 法 I	1				1			
		建 築 法 規	1				1			
		計 画 学	2				2			
		水 理 学	2				2			
		地 盤 工 学	2				2			
		土 木 設 計 演 習 I	2				2		プロジェクト科目	
		I T デ ザ イ ン 演 習	2				2		プロジェクト科目	
		建 築 設 計 演 習 II	3					3	プロジェクト科目	
		建 築 計 画 II	2					2	11単位修得	
		建 築 史	2					2		
		建 築 設 備	1					1		
		建 築 構 造 設 計	2					2		
		建 築 施 工 法 II	1					1		
		交 通 工 学	1					1		
	海 岸 工 学	1					1			
	河 川 工 学	1					1			
	環 境 衛 生 工 学	2					2			
	土 木 施 工 法	1					1			
	土 木 構 造 設 計	2					2			
	土 木 設 計 演 習 II	2					2	プロジェクト科目		
	建 築 社 会 工 学 実 験 IV	1					1	3単位修得可		
	電 気 工 学 演 習	1					1			
	環 境 情 報 計 測	1					1			
	リ モ ー ト セ ン シ ン グ	1					1			
環 境 保 全 工 学	1					1				
防 災 工 学	1					1				
景 観 工 学	1					1				
専門総合	イ ン タ ー ン シ ッ プ	1					1	4年または5年で修得可		
	実 践 プ ロ ジ ェ ク ト	5						いずれの学年でも修得可(5単位まで)		
	開 設 単 位 小 計 (3 2 科 目)	54	1	1	1	22	29	各学年は参考単位*		
特別選択	(履 修 可 能 単 位)	30	1	1	1	12	15	各学年は参考単位*		
	専 門 特 別 セ ミ ナ ー	5						いずれの学年でも修得可(5単位まで)		
	開 設 単 位 小 計 (1 科 目)	5		1	1	2	1	各学年は参考単位*		
開 設 単 位 小 計 (3 3 科 目)	59	1	2	2	24	30	各学年は参考単位*			
開 設 単 位 合 計 (6 7 科 目)	122	9	12	16	40	45	特別選択を含む、各学年は参考単位*			
履 修 可 能 単 位	93	9	11	15	28	30	特別選択を除く			

*参考単位：実践プロジェクト5単位及び専門特別セミナー5単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第2

生物化学システム工学科

(平成28年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考	
必修科目	基盤科目	工 学 入 門	2	2					後期：プロジェクト科目	
		化 学 演 習	1	1						
		化 学 I	1	1						
		化 学 II	3		3					
		生 物 演 習	1	1						
		生 物 I	3	3						
		生 物 II	3		3					
	生 物 化 学 実 験 I	2		2				プロジェクト科目		
	専門基礎科目	有 機 化 学 I	1		1					
		化 学 工 学	2			2				
		物 理 化 学 I	1			1				
		有 機 化 学 II	2				2			
		分 析 化 学	2				2			
		物 理 化 学 II	2				2			
		生 化 学 I	1			1				
		生 化 学 II	2				2			
		細 胞 生 物 学	2			2				
		微 生 物 学	2			2				
		分 子 生 物 学	2				2			
		発 酵 工 学	2				2			
		遺 伝 子 工 学	1					1		
		微 生 物 工 学	2					2		
		基 礎 計 測 工 学	1		1					
		電 気 電 子 工 学	3				3			
		生 命 情 報 学	2					2		
		応 用 数 学	2				2			
		応 用 物 理	2					2		
	技 術 英 語	2					2			
	環 境 科 学	1					1			
	安 全 工 学	1					1			
	総合科目	生 物 化 学 実 験 II	6			6				プロジェクト科目
		生 物 化 学 実 験 III	4				4			
		課 題 研 究	4				4			プロジェクト科目
		生 物 化 学 セ ミ ナ ー	2					2		プロジェクト科目
		卒 業 研 究	8					8		プロジェクト科目
		エ ン ジ ニ ア 基 礎 セ ミ ナ ー	1			1				1～3年次開講
	進 路 セ ミ ナ ー	1				1				
開 設 単 位 合 計 (37 科 目)			80	8	10	15	26	21		
選択科目	専門応用科目	食 品 学 概 論	2					2		
		材 料 化 学	2					2		
		医 薬 品 工 学 概 論	2					2		
		分 離 工 学	2					2		
		細 胞 工 学	2					2		
		半 導 体 工 学	2					2		
		化 学 製 図	2					2		
	制 御 シ ス テ ム	2					2			
	専門総合	イ ン タ ー シ ッ プ	1				1		4年または5年で修得可	
		実 践 プ ロ ジ ェ ク ト	5	いずれの学年でも修得可 (5単位まで)						
	特別選択	開 設 単 位 小 計 (10 科 目)	22	1	1	1	2	17	各学年は参考単位*	
		(履 修 可 能 単 位)	22	1	1	1	2	17	各学年は参考単位*	
	特別選択	専 門 特 別 セ ミ ナ ー	5	いずれの学年でも修得可 (5単位まで)						
開 設 単 位 小 計 (1 科 目)		5		1	1	2	1	各学年は参考単位*		
開 設 単 位 合 計 (11 科 目)			27	1	2	2	4	18	各学年は参考単位*	
開 設 単 位 合 計 (48 科 目)			107	9	12	17	30	39	特別選択を含む, 各学年は参考単位*	
履 修 可 能 単 位			102	9	11	16	28	38	特別選択を除く	

*参考単位：実践プロジェクト5単位及び専門特別セミナー5単位の学年取得例を参考として含めたもの。

区分1	区分2	授 業 科 目	種別	単位数	修得 単位数	学年別配当				
						1年次		2年次		
						前期	後期	前期	後期	
必修科目	総合基盤	起業化と社会	講義	2	2	2				
		創造性工学	講義	2	2	2				
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2	2	2				
		感性情報工学	講義	2	2		2			
		技術者倫理	講義	2	2	2				
	コミュニケーション	コミュニケーション英語	講義	2	2		2			
		技術英語	演習	2	2				2	
		技術表現特論	演習	2	2				2	
	実験研究	創成技術デザイン実習	実習	2	2		2			
		システム工学特別研究Ⅰ	実験	2	2		2			
		システム工学特別研究Ⅱ	実験	8	8				8	
	小計				28	28	10	6	12	0
選択科目	専門基盤	デジタル信号処理工学	講義	2	14 単位 以上		2			
		物理数学	講義	2		2				
		数値計算論	講義	2				2		
		離散数学	講義	2			2			
		応用物理科学	講義	2			2			
		材料工学	講義	2		2				
		計測と制御	講義	2		2				
		マルチメディア工学	講義	2		2				
		デジタル電子回路学	講義	2			2			
		情報工学基礎論	講義	2			2			
		画像情報処理工学	講義	2		2				
	電子通信系	回路システム学	講義	2		2				
		応用電磁気学	講義	2		2				
		デジタル通信システム工学	講義	2				2		
		光情報処理工学	講義	2				2		
		通信符号理論	講義	2				2		
		電子物性論	講義	2		2				
		電子デバイス工学	講義	2				2		
		集積回路工学	講義	2	2					
		表面電子工学	講義	2				2		
		波形伝送工学	講義	2				2		
		電磁波計測工学	講義	2		2				
	ネットワーク工学特論	講義	2		2					
	情報制御系	情報処理回路	講義	2				2		
		シミュレーション工学	講義	2				2		
		システム制御理論	講義	2	2					
		ロボット工学特論	講義	2		2				
		知的制御システム論	講義	2				2		
		数理・OR工学	講義	2		2				
		ファジイ工学特論	講義	2				2		
		アルゴリズム工学	講義	2				2		
		画像工学総論	講義	2		2				
		ソフトウェア設計工学	講義	2		2				
		人間生体工学	講義	2	2					
	音響システム工学	講義	2				2			
	共同教育	インターンシップ実習1	実習	1		1		いずれか一科目を修得		
		インターンシップ実習2	実習	2		2				
		インターンシップ実習3	実習	3		3				
		インターンシップ実習4	実習	4		4				
		プロジェクト実習	実習	2		2				
		研究技術インターン	実習	1		1				
	セミナー	特別実習セミナー	講義・演習	1~2		1~2				
		開設単位小計					84~85			
	開設単位合計				107		103~107			
	修得単位合計					62単位以上				

別表第3

生産システム工学専攻

(平成27年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当			
						1年次		2年次	
						前期	後期	前期	後期
必修科目	総合基盤	郷土の文学と人間	講義	2	2			2	
		技術倫理	講義	2	2		2		
		創成実践技術	講義	2	2	2			
		技術開発と知的財産権	講義	2	2			2	
	コミュニケーション	上級英語	講義	2	2	2			
		科学技術英語	講義	2	2		2		
		スピーチ・コミュニケーションⅠ	演習	1	1			1	
		スピーチ・コミュニケーションⅡ	演習	1	1				1
	自然科学	応用解析	講義	2	2	2			
		物理化学	講義	2	2	2			
		生命基礎科学	講義	2	2		2		
		地球環境科学	講義	2	2				2
	基礎工学	生産システム設計	講義	2	2				2
		生産デザイン論	講義	2	2			2	
		複合材料工学	講義	2	2				2
		応用情報科学	講義	2	2	2			
		計算応用力学	講義	2	2	2			
	実験研究	生産システム工学実験	実験	2	2		2		
		応用プロジェクト	実験	2	2				2
		特別研究Ⅰ	実験	4	4		4		
特別研究Ⅱ		実験	6	6				6	
開設単位小計				46	46	24	22		
選択科目	機械知能系	創造設計工学	講義	2		2			
		数値設計工学	講義	2				2	
		固体力学	講義	2			2		
		機能材料	講義	2				2	
		流動論	講義	2		2			
		熱移動論	講義	2		2			
		エネルギーシステム	講義	2					2
		高電圧工学	講義	2		2			
		デジタル制御	講義	2					2
		物性工学	講義	2		2			
	センサ工学	講義	2					2	
	建設・土木系	建設素材工学	講義	2			2		
		構造解析学	講義	2					2
		振動解析学	講義	2					2
		地盤保全工学	講義	2		2			
		水環境工学	講義	2				2	
		地域計画論	講義	2			2		
		空間計画学	講義	2					2
		住環境工学	講義	2				2	
		景観設計演習	演習	2					2
		環境施設設計演習	演習	2		2			
	建設情報処理	講義	2		2				
	生物・化学系	分子細胞生物学	講義	2		2			
		応用微生物学	講義	2			2		
		細胞工学概論	講義	2				2	
		生物化学	講義	2		2			
		応用生物化学	講義	2				2	
		無機化学	講義	2		2			
		有機反応化学	講義	2			2		
		環境分析化学	講義	2				2	
		プロセス化学	講義	2					2
		データマイニング概論	講義	2					2
	自動制御技術	講義	2			2			
	各系共通	地域経済論	講義	2		2			
		比較文化論	講義	2					2
		電磁気現象	講義	2			2		
		計算機プログラミング	講義	2				2	
		科学技術者と法	講義	2			2		
		電子計測技術	演習	1		1			
		情報通信技術	演習	1		1			
		創成実践セミナー	演習	1		1			
		エンジニア実践セミナー	講義	2			2		
		共同教育	インターンシップⅠ	実習	1~4			1~4	
	インターンシップⅡ		実習	1~4				1~4	
	研究技術インターン		実習	1					学年に関係なく
	学外	特別実習セミナー	講義・演習	1又は2					学年に関係なく
	開設単位小計				92		45~52	36~43	
開設単位合計				138		69~76	58~64		
修得単位合計					62単位以上				

熊本高専八代キャンパス年間行事予定表（平成28年度）

[] : 寮関係行事 { } : 専攻科関係行事

4 月		5 月		6 月		7 月	
1	金	日		水		金	
2	土	月	臨時休講	木		土	
3	日	火	憲法記念日	金	高校総体（開会式）	日	
4	月	水	みどりの日	土	高校総体	月	
5	火	木	こどもの日	日	高校総体	火	第2回 TOEIC IPテスト
6	水	金	休講	月	高校総体	水	
7	木	土		火	高校総体（一部競技）	木	
8	金	日		水		金	
9	土	月		木		土	
10	日	火	[寮生総会]	金	前期中間試験	日	
11	月	水		土		月	
12	火	木		日		火	
13	水	金	{専攻科推薦入学試験}	月	前期中間試験	水	
14	木	土		火	前期中間試験	木	
15	金	日		水	前期中間試験	金	休講(本科, 専攻科) 九州沖縄地区高専体育大会
16	土	月		木	前期中間試験 クラブリーダー-救急救命講習会	土	九州沖縄地区高専体育大会
17	日	火	第1回 TOEIC IPテスト	金		日	九州沖縄地区高専体育大会
18	月	水		土		月	海の日
19	火	木	学生総会・球技大会 {休講(専攻科)}	日		火	
20	水	金		月		水	
21	木	土		火	特別講演（2学年同時実施） [寮長・副寮長選挙]	木	
22	金	日		水		金	
23	土	月		木		土	
24	日	火		金	{専攻科学力社会人入学試験}	日	
25	月	水		土		月	
26	火	木		日		火	補講等予備日
27	水	金		月		水	補講等予備日
28	木	土		火	特別講演（2学年同時実施）	木	前期定期試験(本科, 専攻科)
29	金	日		水		金	前期定期試験(本科, 専攻科)
30	土	月		木		土	
31	日	火		金		日	

		8 月		9 月		10 月		11 月
1	月	前期定期試験(本科, 専攻科)	木		土	開校記念日	火	休講
2	火	前期定期試験(本科, 専攻科) [男子健康教室]	金	保護者懇談会(9/2-4) 全国高専体育大会	日	[開寮] [全体会]	水	
3	水	前期定期試験(本科, 専攻科) [女子健康教室]	土	全国高専体育大会	月	後期授業開始 (専攻科後期授業開始) バイク講習会(第2回)	木	文化の日
4	木	平常授業(含答案返却)	日	全国高専体育大会	火		金	
5	金	平常授業(含答案返却) [寮大掃除]	月		水		土	
6	土		火		木		日	
7	日	オープンキャンパス	水		金		月	
8	月	平常授業(含答案返却)	木		土	オープンキャンパス(予備日)	火	
9	火	平常授業(含答案返却) [寮部屋替] 【水曜時間割】	金		日		水	
10	水	平常授業(含答案返却) 3限目まで【火曜時間割】 [全体会]HR(成績確認), 清掃, 全体会	土		月	体育の日	木	
11	木	山の日 [閉寮]	日		火	防災訓練 [寮避難訓練・寮生総会]	金	
12	金	夏季休業(9/30まで)	月		水		土	
13	土		火		木		日	
14	日		水		金	学校説明会	月	
15	月		木		土		火	学生会総会・選挙・表彰
16	火		金		日		水	
17	水	全国高専体育大会	土		月	4MI(海外)研修旅行 (10/21まで)	木	
18	木	全国高専体育大会	日		火	第3回 TOEIC IPテスト	金	3年学内研修
19	金	全国高専体育大会	月	敬老の日	水		土	
20	土	全国高専体育大会	火		木		日	ロボコン全国大会(東京)
21	日	全国高専体育大会	水		金		月	
22	月	全国高専体育大会	木	秋分の日	土		火	
23	火	全国高専体育大会	金		日		水	勤労感謝の日
24	水	全国高専体育大会	土		月		木	
25	木	全国高専体育大会	日		火		金	
26	金	全国高専体育大会	月	前期補講期間 (4年研修旅行(10月実施) の補講を含む)	水		土	
27	土	全国高専体育大会	火	前期補講期間 (4年研修旅行(10月実施) の補講を含む)	木		日	
28	日	全国高専体育大会	水	前期補講期間 (4年研修旅行(10月実施) の補講を含む)	金	高専祭(文化的イベント, 準備)	月	
29	月		木	前期補講期間 (4年研修旅行(10月実施) の補講を含む)	土	高専祭 オープンキャンパス [寮生保護者懇談会]	火	後期中間試験
30	火		金	前期補講期間 (4年研修旅行(10月実施) の補講を含む)	日	高専祭 オープンキャンパス	水	後期中間試験
31	水				月	高専祭(体育的イベント)		

		12 月		1 月		2 月		3 月
1	木	後期中間試験	日	元旦	水		水	
2	金	後期中間試験 [女子:健康教室]	月		木		木	
3	土	[男子:健康教室]	火		金	補講等予備日	金	
4	日		水		土		土	[5 年寮生退寮日]
5	月	後期中間試験	木		日		日	[部屋替][寮大掃除]
6	火		金		月	後期定期試験 [通学生入寮受付 2/10 まで]	月	HR・大掃除・終業式・ 表彰式 [閉寮]
7	水		土		火	後期定期試験	火	学年末休業(3 月 31 日ま で)
8	木		日		水	後期定期試験	水	
9	金		月	成人の日 [閉寮][全体会]	木	後期定期試験	木	
10	土		火	授業開始 転科願受付 (1/11 まで)	金	後期定期試験 [5 年生・修了生を送る会 (夕食会)]	金	
11	日		水	【月曜時間割】 [5 年テ-プ*ルマナ-講習会]	土	建国記念の日 [5 年生・修了生を送る会 (夕食会)]	土	
12	月		木	学習到達度試験	日		日	
13	火		金		月	平常授業 (含答案返却)	月	
14	水		土		火	平常授業 (含答案返却)	火	
15	木		日	キャリア研修会	水	平常授業 (含答案返却)	水	卒業式・修了式
16	金		月		木	平常授業 (含答案返却)	木	
17	土		火	第 4 回 TOEIC IP テスト	金	平常授業 (含答案返却)	金	
18	日		水		土		土	
19	月		木		日	本科学力入学試験	日	
20	火	【金曜時間割】 [女子:健康教室]	金		月	特別指導期間 (3/2 まで)	月	春分の日
21	水		土	本科推薦入学試験	火		火	
22	木	放課後清掃・HR [寮大掃除]	日		水		水	
23	金	天皇誕生日 [閉寮]	月		木		木	
24	土		火		金	卒業研究発表会 (MI)	金	
25	日		水		土		土	
26	月	冬季休業 (1/6 まで)	木	{特別研究発表会}	日		日	
27	火		金		月	卒業研究発表会 (AC)	月	
28	水		土		火	卒業研究発表会 (BC)	火	
29	木		日				水	
30	金		月				木	
31	土		火				金	

3. 教 務 (授業等)

(1) 授業の履修	31
(2) 「生産システム工学」教育プログラムの紹介 (JABEE 教育プログラム) ...	33
(3) 共通教育科目	35
(4) 専門学科	36
(5) 専攻科	39
(6) 熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び 卒業の認定等に関する規則.....	40
(7) 熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則	45
(8) 熊本高等専門学校八代キャンパスインターンシップ実施要項	47
(9) 転科について	50
(10) 台風・大雨等への対応措置に関する申合せ	52
(11) 学習サポートの申合せ	53
(12) 留学生の履修についての申合せ	55
(13) 熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則	57

本校は、教育基本法 の精神に沿うとともに学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的としています。(学則第1条)

この修学の目的を達成するため、学生は、学則別表“教育課程”に示す一般科目と各学科の専門科目を履修することになります。

以下の説明は、八代キャンパスにおけるものであることに留意してください。

(1) 授業の履修

本校は高等専門学校として本科（5年間）と専攻科（2年間）で構成されています。本科では、一般科目と専門科目とが有機的に5ヵ年間に配分されており、授業内容も基礎科目に重点をおいて、広い分野に対応できるよう配慮されています。また、本科を卒業し、さらに幅広い工学の知識を修得したい学生には、専攻科へ進学することを薦めます。以下に、本科での学校生活で知っておくべきことを記していますので、必ず一読してください。

○校時について

1学年は前期・後期の2学期に別れており、毎日の講義1時限は90分で実施しています。校時は右表のようになります。CTでは、担任の教員から連絡事項などがありますので、CTに間に合うように登校してください。

<i>Communication Time</i>	8:30～8:40
第1時限	8:40～10:10
第2時限	10:20～11:50
昼休み (清掃(火・金))	11:50～12:50 (12:35～12:45)
第3時限	12:50～14:20
第4時限	14:30～16:00

○科目の履修について

学生諸君は、学則第14条の別表に示すカリキュラム表の科目を、5年間で学習することになります。科目は大きく分けて、「必修科目」と「選択科目」に大別され、「必修科目」は必ず受講しなければなりません。高学年に配置されている「選択科目」は自分のコースや希望に応じて選ぶことができます。自分の就職希望などを考えて計画的に受講してください。高学年の「選択科目」の履修確認は、各学期の最初に行います。

また、科目にはそれぞれ単位数が決められています。本科で開講されている科目は、「履修単位」と「学修単位」に区別されます。4年・5年の科目のほとんどは「学修単位」という単位区分になり、それ以外の科目については「履修単位」という単位区分になります。これらの単位の区別は、次のようになっています。

履修単位：開講されている授業時間が30単位時間（90分×15回）で1単位とする。

学修単位：開講されている授業時間と授業時間外の学修時間の合計が45時間で1単位とする。

これらの単位を修得するためには、日々の勉強が必須です。予習・復習を含めて日頃からしっかりと学習に取り組んでください。

学生諸君には、授業の内容からスケジュール、成績評価の方法、自学自習のアドバイスなどが記されている「シラバス」を本校のホームページに掲載しています。日々の学習に役立ててください。

○欠課時数について

授業1回の欠席で2時間の欠課時数としてカウントされます。この数が規定の時間をオーバーすると、その科目の単位認定は出来なくなりますので、学生諸君は健康管理に気をつけて、欠席しないようにしてください。なお、欠課時数の規定については、「(6) 熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則」(以下「成績評価等規則」と記す)の第8条に記しています。

また、学校が認めた就職活動などによる欠席は「公欠」となります。公欠の場合は、補講を受講することができます。詳しくは科目担当教員に尋ねてください。

○定期試験と追試験について

本校八代キャンパスでは、年に2回ずつ定期試験及び中間試験を実施し、ほとんどの科目はこれらの試験の成績によってその学年での成績を算出します。試験内容や方法などは、科目の担当教員より指導があります。それまでの学習の達成度を確認する試験ですので、試験直前の偏った学習ではなく、日頃から学習を習慣づけ、知識の積み上げを行うように心がけましょう。正当な理由により定期試験及び中間試験を受験できなかった場合には、追試験を受けることができます。このときは、追試験願（別紙様式）を学務係へ提出してください。追試験を受験できる資格としては、「成績評価等規則」の第5条に記しています。

もし、定期試験及び中間試験で不正行為を行なった場合には、その期間中に実施された科目の試験の点数が全て0点となります。定期試験及び中間試験はそれだけ重要な試験ですので、毎回学務係から配布される

「受験上の注意」（右図）をよく読み、試験時は監督教員の指示に従って下さい。何か不明な点があれば、科目担当教員、担任の教員に試験前までに尋ねてください。

受験上の注意（平成17年9月改訂）	
教務主事	
下記の事項を守り、学生の本人に反する行為がないよう切望する。	
記	
1. 定期試験受験にあたっての基本姿勢	定期試験受験にあたっては、監督教員の指示に従い、公正に全力を尽くして取り組むこと。不正行為及び疑わしい態度は絶対に行ったり試みたりしないこと。 ※不正行為を試みた場合、その期間の全試験科目の評価が0点になる。
2. 机の整列、着席	試験期間中は机を縦横に整列・配置し、出席簿の順に着席すること。
3. 携行・持ち込み許可物品	監督教員が特に認めた場合を除き、机上には筆記用具だけを置くこと。その他のもの（筆箱、教科書、ノート等）は指示された場所に置き、机の中には何も入れないこと。 貴重品は貴重品袋に預け、ポケットは完全に空にしておくこと。また、時計は計時機能のみが付いたものを許可し、いかなる場合も携帯電話の教室持込は許可しない。 ※電卓については、科目担当教員の指示に従うこと。辞書機能ががついているものは電卓としては認めない。不明の場合は、試験開始前までに科目担当教員へ問い合わせること。
4. 入室・退室・待機	試験時間50分の場合には試験終了まで、試験時間80分の場合には試験開始後50分までは退室することはできない。また、一度退室したら監督教員の許可があるまで再入室することはできない。 ※早く退室した場合、教室前の廊下に留まって次科目の準備や私語などはせず、図書館など指定された場所で待機すること。

○単位認定と進級要件、卒業要件について

定期試験の成績などを加味して、各学年最後の成績を最終成績とします。また、各科目にはそれぞれ単位数が決められており、最終成績が60点以上で、かつ欠課時数が規定内に収まっている場合に進級判定会議や卒業判定会議の議を経てその科目の単位が認定されます。これらの会議では、その学年で修得した単位数の合計が進級要件や卒業要件を満足していることと、出席日数、特別活動、学校行事（高専祭、工場見学旅行等）等への参加の状況とその他のことを考慮したうえで判定がなされます。学生諸君は年度初めにしっかりと履修計画を立てて、年度の終わりには、自分が修得した単位数を確認しておいてください。

また、進級が出来なかった学生は留年となります。留年と判定された場合は、次年度同じ学年の科目を全て履修することが必要になります。ただし、専門総合科目及び特別選択科目については、留年した後も単位は有効です。詳しくは、担任の教員に尋ねてください。下に各学年の進級要件と5年次の卒業要件を記します。

学 年	進級要件・卒業要件（「成績評価等規則」第15・16条より抜粋要約）
1 学 年	1年次開講の必修科目を全て修得していること
2 学 年	2年次開講の必修科目を全て修得していること
3 学 年	3年次までの必修科目を全て修得していること（修得単位の合計が機械知能システム工学科及び建築社会デザイン工学科は106単位、生物化学システム工学科は107単位）
4 学 年	4年次までの必修科目を全て修得していること（修得単位の合計が機械知能システム工学科及び生物化学システム工学科は138単位、建築社会デザイン工学科は137単位）
5 学 年 （卒業要件）	5年次の必修科目を全て修得するとともに、一般科目を75単位以上、専門科目を82単位以上修得し、さらに5年間の修得単位の合計が167単位以上であること

○進路変更について

本校八代キャンパスに入学し授業を履修してきたが、様々な理由により進路変更を希望する場合には、1年次と2年次に転科制度があります。これは、転科試験を受験し合格した学生が、入学した学科とは別の学科に翌年度から移ることが出来るという制度です。ただし、転科試験を受験するには受験の条件があります。詳しくは、「(9) 転科について」を参照してください。

また、3年修了後に別進路を考えた場合は、高卒と同等の大学入学資格をもって本校を退学する修了退学という制度があります。転科や、修了退学を希望する場合には、必ず担任の教員と保護者の方とよく相談の上判断してください。

○HR と特別活動

本校八代キャンパスでは、定期的なHR（ホームルーム）を毎週火曜日の4時間目を実施しています。このHRを含めた特別活動は、技術者教育のカリキュラム（八代キャンパスでは「総合教育プログラム（シラバス参照）」としてまとめている）の中で重要なものと位置づけています。具体的には、低学年の間は「エンジニア総合学習」として、工学への導入教育から自分の将来を考えるまで様々な活動に取り組む時間とし、高学年では「進路セミナー」としてインターンシップや進路に関する内容について考え取り組む時間としています。学生諸君は、これらの活動を通じて専門知識とともに一般常識や心構えなどの素養を身につけてください。このように特別活動は、人間基礎力と専門技術を兼ね備えたエンジニアとして本校を卒業するための重要な教育プログラムです。自分の目標を定める機会として有意義に活用してもらいたいと思います。

また、HR では、学生自身による自己点検という重要な活動があります。これは、「目標設定や計画立案(Plan)」「学習(Do)」「達成度の確認(Check)」「改善検討(Action)」の流れを実施するためのものです。これらは「PDCAのサイクル」と一般的には呼ばれるもので、技術者の改善活動とも深い関係があります。具体的には、定期試験後に実施する「自己点検シート」の作成、学習内容を継続的に記録する「学習等記録簿（4年以上は学習等達成度記録簿）」の作成があります。

○留学生・編入学生諸君へ

留学生諸君は、本校の3年次への入学となります。入学後のカリキュラムは、日本人の学生と同様の科目を受講することになります。ただし一部の一般科目については、受講を免除することがあり、代わりに2年次までに本校で開講した専門科目で重要な科目の補習講義や、日本語教育プログラムなどを受講することになります。詳細は、毎年度の初めに国際交流委員会から説明がありますので、担任の教員とよく相談して学習に取り組んでください。

編入学生諸君は、本校の4年次への入学となり、講義も他の4年生と同様のカリキュラムを受講することになります。そのため、専門科目によっては、事前の学習が必要な場合があります。その場合は、学科により特別補習が組まれますので、受講してください。詳細は出校日の面談時に説明があります。疑問などがありましたらいつでも担当教員へ質問してください。

○学生サポート（質問、疑問への対応）

授業内容の質問や、学校の規則に関する質問などは、いつでも近くの教員に尋ねてください。事務的な事柄については、学務課が担当します。また学習面での質問などに対しては、教員は空き時間であればいつでも対応します。各教員は自分の授業時間などのスケジュールを各教員室前に掲示していますので来室時に確認してください。また、シラバスで連絡先も公開していますので、活用して下さい。自分で考えて分からないことがあれば、早めに解決しましょう。

(2) 「生産システム工学」教育プログラムの紹介（JABEE プログラム）

本校八代キャンパスの3年次から4年次へ進級した学生、および編入学した学生は、自動的に本校八代キャンパスのJABEE教育プログラムである「生産システム工学」教育プログラムの対象学生となります。以下簡単に、本校八代キャンパスのプログラムについて紹介します。詳しくは、シラバスや本校HPを参照してください。

今日の産業技術は、国際化が急速に進み、あらゆる局面で専門分野の融合化・複合化の上に成り立つ技術で支えられ、またこれらがそれぞれ進化を遂げて高度になっています。また、産業技術が人間社会や自然環境に及ぼす影響は小さなものではなく、社会や自然との調和を保ちながら発展していくことが求められています。

したがって、産業技術の融合化・複合化が進む現代では、狭い専門分野に留まらず工学の基礎となる幅広い知識と技術を身に付け、融合・複合化した産業分野に発生する諸問題を発見して解決できる能力を備えた技術者、豊かな人間性と倫理観を持つ技術者、そして柔軟さと好奇心をもって問題解決に積極的に向き合う技術者が求められています。

本校では、これからの社会の要請に応えられる技術者教育を実施するために、“国際化と融合化・複合化が進むモノづくりの現場で「大局着眼，小局着手」を実行できる自立した実践的技術者を養成する”ことを教育の目的として掲げ、本科4，5年から専攻科1，2年の4年間の学習・教育を一貫した一つの教育プログラムとして、「生産システム工学」教育プログラムを設定しています。この「生産システム工学」教育プログラムでは、4年間の学習・教育を通して技術者教育の国際水準を認定する日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education：JABEE）の基準に適合したカリキュラムを設定しています。

JABEEは、高専、大学を区別せず、技術者教育の水準を審査・認定しています。JABEEによって認定を受けた教育プログラムの卒業生は、国際的な技術者の資格である技術士の1次試験が免除となり、修習技術士の資格が得られます。

4年生以上の学生諸君は、この教育プログラムの履修対象学生となりますので、日々の勉学に励んでもらいたいと思います。



図 「生産システム工学」教育プログラム概念図

（平成21年10月から、八代高専は熊本高専に高度化再編）

(3) 共通教育科（各学科共通）

共通教育科では、専門教科の修得に必要な国語・社会・数学・理科・英語・体育などの基礎力を定着させ、同時に社会人として必要な人文・社会系の知識や教養、また語学などを通じた国際性を養わせることで、心身を含めた豊かな人間力を育てることを目標にしています。

1～3年では、普通高校と同様な科目を中心に、基礎的な学力の養成に重点を置いています。このため、これらの科目は、基本的に全学生が共通して学ぶ必修科目にしています。

また、八代キャンパスでは、ICT系基礎科目を共通必修科目とすることで、熊本キャンパスと同様に、ICTに関する基本的な知識や技術が学べるようになっていきます。これらの学習は、コンピュータ支援学習の活用など、他の教科の学習にも役立ちます。

4・5年では、各学科の特色や専門性に合わせ、バランスを考えた人文・社会系科目や教養科目を学べるようにしています。これらの科目については、個々の学生の興味や関心にそった内容となるように配慮しており、一部の科目については選択制を導入しています。

高専の教育は、一般の指導要領などに縛られていないので、ユニークな教材内容や独自の学習法を採用することができます。本校独自のカリキュラムで実施される授業は、学生諸君が学問の本質や、個々の教員の専門性や個性に、直接触れる機会を提供します。これらの機会を通じて、人間的な成長や人生観・職業観の形成に大いに役立ててほしいと思います。中には、講義内容が難しいと感じられるものもあるかもしれませんが、しかし、勉学に対する意欲と将来への展望があれば、その豊かな学習内容は多くの成果をもたらしてくれると思います。

学生諸君は、これらのことを念頭におき、共通教育科目についても、専門科目と同様、大いに学習意欲を燃やしてください。勉学は、まず「自分で考える」ところから始まります。授業を聞いて理解するだけでなく、自ら問題を考え、積極的に解を求めていくことが重要です。その姿勢を身につけることが、自らの力を高め、エンジニアとしての出発点につながるのです。

○教員の紹介

職 名	氏 名	専 門 分 野
教 授	久保田 智	数学教育
	開 豊	コンピュータ応用
	米沢 徹也	画像処理
	五十川 読	可換代数
	上土井 幸喜	高分子化学
	四宮 一郎	運動学
	藤本 洋一	計算機科学
	時松 雅史	経済学, 地域経済論
	宇ノ木 寛文	アメリカ文学
	小島 俊輔	計算機科学
准 教 授	小林 幸人	法哲学, 技術者倫理教育
	磯谷 政志	計算機科学
	小鉢 暢夫	微分方程式, q -類似
	関 文雄	一般言語学, 音韻論
	東田 洋次	理論物理学
	村田 美友紀	計算機科学
	濱田 さやか	函数方程式論, トポロジー
	道園 達也	近代文学
	遠山 隆淑	西洋政治思想史
	岩尾 航希	大気科学
講 師	石貫 文子	英語教育・言語教育
	藤山 和久	国際社会文化
	池田 翼	日本現代文学

(4) 専門学科

①機械知能システム工学科

私たちが日常使っているエアコン・コンピュータ・薄型テレビなどの家電製品から、自動車・航空機、さらには宇宙空間を飛び交う人工衛星まで、現代の機械類の多くは、決まった動きをする多数の機械部品とそれを正確にコントロールする電子制御部品の組み合わせで出来ています。機械知能システム工学科では、こうした時代の要請に応じて、機械・電気・電子工学からコンピュータ制御まで、幅広い専門技術に対応できる「総合エンジニア」の養成をめざしています。

授業では、設計製造のための基盤である設計製図、材料力学や工作・加工法から、機械システム等の基本となる熱や流体の力学、さらにはそれらを最適な状態で作動させるための電子制御技術やコンピュータプログラムと、現代の複合的な科学技術に沿って多様な専門科目を学びます。また、実際に「モノづくり」の基礎を体験する実習や、装置の基本に触れる工学実験、各自が自由に課題を選んで設計する総合設計、1年間テーマを持って研究・開発に取り組む課題研究と、実際の「モノづくりを通じた人づくり」の場もふんだんに用意されています。

学生諸君は、こうしたカリキュラムの中から、自分の個性・特長は何か、やりたいことは何なのかを探してください。5年間、いろいろなことにチャレンジしつつ「自分づくり」に励んでください。いくつもの道が「未来」に通じています。きっと、自分に合った、自分だけの「創造力」が発見できるはずです。

○教員の紹介

職名	氏名	専門分野
教授	豊浦 茂	精密加工
	宮本 弘之	流体工学
	木場 信一郎	超伝導, 電子物性工学
	小田 明範	原子力工学, 制御工学
	古嶋 薫	熱工学
	田中 禎一	流体工学
	毛利 存	電子工学
准教授	田中 裕一	破壊力学, 材料力学
	井山 裕文	塑性加工, 衝撃工学
	村山 浩一	電力工学
	湯治 準一郎	センシング工学
	山下 徹	熱工学
	西村 壮平	音響工学
講師	西 雅俊	材料力学
助教	柿ヶ原 拓哉	計算力学, 臨床バイオメカニクス
	松谷 祐希	ロボティクス・メカトロニクス

②建築社会デザイン工学科

本学科では、地域の文化や歴史、自然環境と防災などに配慮しながら、情報通信システムや計測技術を用いて建物、社会資本の整備や都市計画などの「地域づくり・まちづくり」に貢献できるデザイン能力を身に付けたエンジニアの育成を目指しています。

私たちの安全で快適な日常生活は、次にあげるような土木建築技術者の活躍によって支えられています。①住宅や超高層ビルなどの建築物、およびトンネル、橋、ダム、道路などの構造物の計画、設計、建設や維持管理に関する仕事、②空港、港湾、鉄道、給排水、ガス、電力、電話などの社会基盤の整備に関する仕事、③都市計画や都市景観に関する仕事、④自然災害の防止、自然環境の保全や資源開発に関する仕事などです。建築社会デザイン工学科では、このような私たちの豊かな生活を支えている土木建築の技術を主として学習します。

1年次から3年次までは一般科目・ICT（Information and Communication Technology 情報通信技術）基礎科目を中心に、学科の導入科目をはじめとして土木と建築に共通の専門基礎科目を学習します。4・5年次では建設に関わる幅広い領域の学習をするとともに、ICT領域も含め、それぞれの希望する分野をより深く学習できるよう配慮しています。

学生諸君は建築社会デザイン工学の社会的役割を自覚し、社会の発展に貢献できる技術者となるために、技術面ばかりでなく社会の動向にも関心を持ち、自律的、主体的姿勢で日頃の勉学に取り組んで下さい。諸君が心身ともに、たくましい人間へと成長することを期待しています。

○教員の紹介

職名	氏名	専門分野
教授	渕田 邦彦	地震工学, 土木構造
	齊藤 郁雄	建築環境工学
	浦野 登志雄	建築材料・施工
	下田 貞幸	建築設計
	入江 博樹	空間情報工学
准教授	岩部 司	地盤工学
	岩坪 要	鋼構造工学, 土木構造工学
	森山 学	建築歴史・意匠, 建築設計
	橋本 淳也	土木計画, 交通工学
	上久保 祐志	海岸工学, 水工水理学
	勝野 幸司	建築計画 (豊橋技術科学大学:平成28年4月～平成29年3月)
	後藤 勝彦	建築構造
	松家 武樹	土木材料
助教	森下 功啓	情報通信技術
	川口 彩希	都市計画

③生物化学システム工学科（BC科）

生物が独自に獲得してきた生命情報や生物機能を工学的に応用するバイオ技術は、食糧、医療、資源エネルギー、環境等の問題解決の鍵となる基幹技術であり、生物科学と物質化学および情報電子技術（ICT）を融合した技術分野です。

本学科では、生物科学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なものづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目指しています。

最新のテクノロジーに対応した実践的教育に活用するため、遺伝子工学実験室、培養室、電子顕微鏡室、分子構造解析室など高度な教育施設や、DNAシーケンサやICP-MSなどの先端的研究設備を備えています。

現在脚光を浴びているバイオ技術は 21 世紀の基盤技術としてさらに発展することが予想されます。みなさんへは、身近な自然現象や基礎技術に興味をもつこと、講義・演習科目で基礎力を身につけること、実験実習科目で基礎技術を修得することなどを主体的な姿勢で学習に取り組むよう希望します。

○教員の紹介

職 名	氏 名	専 門 分 野
教 授	池 田 直 光	音声情報処理
	田 浦 昌 純	化学環境学, 触媒化学, レーザー分光
	弓 原 多 代	応用微生物学
	大 島 賢 治	有機合成化学, 生物有機化学
准 教 授	濱 邊 裕 子	分析化学, 高分子化学
	最 上 則 史	細胞生物学, 植物生殖生理学
	元 木 純 也	発生生物学
	吉 永 圭 介	免疫学, 抗体工学
	二 見 能 資	物理化学, 結晶工学
	木 原 久 美 子	共生進化学, システム生物学
講 師	若 杉 玲 子	化学工学
	中 島 晃	電子回路工学
	平 野 将 司	環境生物化学, 食品科学
助 教	富 澤 哲	微生物工学, 酵素工学
	本 田 晴 香	生体材料
嘱託教授	種 村 公 平	生物化学工学, 発酵工学

(5) 専攻科

平成6年度に、「生産情報工学専攻」、「環境建設工学専攻」及び「生物工学専攻」の3専攻から構成される八代高専専攻科が設置されました。専攻科では、本科5年間の一貫した実践教育の上に、2年間の充実した講義や実験・研究を行うことにより、さらに高度な専門知識とともに幅広い視野をもった技術者の育成を目指しています。専攻科で所定の単位を修得し、大学評価・学位授与機構の審査に合格することにより「学士(工学)」の学位が授与され、大学院への受験資格も得られます。また、この専攻科2年間と本科4・5年の2年間を合わせた4年間を通した「生産システム工学」教育プログラムが設定されており、平成18年度に日本技術者教育認定機構(JABEE)により「工学(融合複合・新領域)」分野の教育プログラムとして認定を受けています。これにより専攻科を修了すると、国際的に一定の水準にあるとして認定された教育プログラムも修了となり、技術士1次試験免除など、国際的に活躍する場が広がります。専攻科修了生は企業によるアンケート等で高い評価を得ており、さらなる充実が期待されています。

以上のような状況の下で、平成21年10月1日、熊本電波高専と八代高専は、情報・電子・通信・制御などICT教育を特徴とする熊本電波高専の教育研究と、複合学科としての幅広い専門性並びにその融合・複合を特徴とする八代高専の教育研究を組み合わせることにより、実践的・創造的な技術者の育成を目的とする、熊本高等専門学校として高度化・再編されました。これに伴い、両高専にそれぞれ設置されていた専攻科を統合し、平成22年度より「熊本高等専門学校専攻科」として学生を受け入れることになりました。熊本高専専攻科は、従来の5専攻を「電子情報システム工学専攻」、「生産システム工学専攻」の2専攻に大括りしさらなる充実を図ることとしています。すなわち本専攻科は、急速に進む科学技術の高度化と国際化に対応するために、高等専門学校の教育で修得した実践的技術をさらに深めた教育を実施するものであって、特定の専門工学領域におけるより高度の知識・素養とともに複合領域に対応できる幅広い視野を身につけた実践的・創造的技術者として、工学技術を複合化した高度技術産業分野で即応できる人材の育成を目指すことを目標としています。

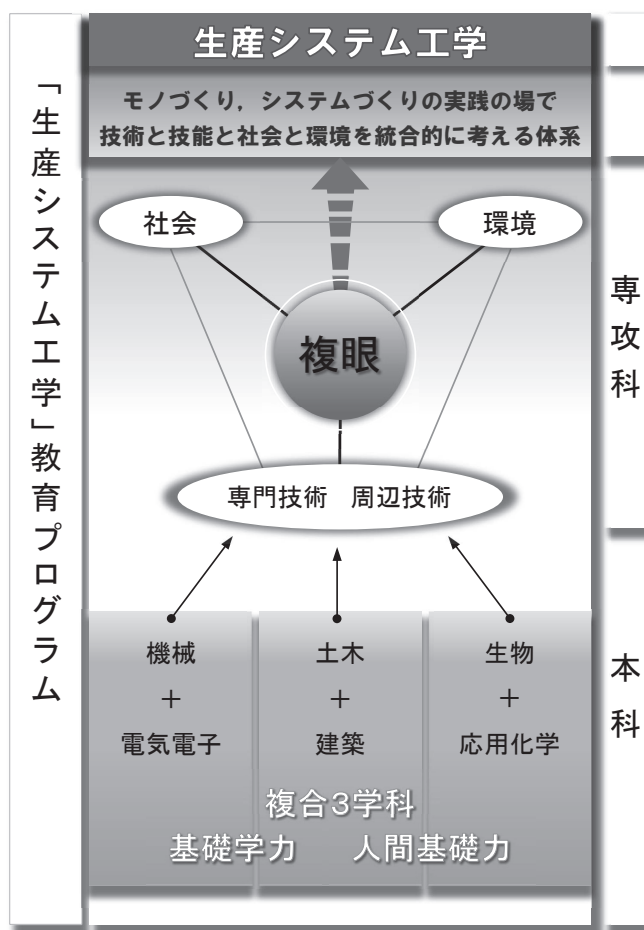


図 「生産システム工学」教育プログラムの教育システム

○熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則

平成22年2月24日制定
平成25年2月15日一部改正
平成26年1月21日一部改正
平成26年12月16日一部改正
平成28年1月26日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校学則（以下「学則」という。）第18条第2項の規定に基づき、本校における学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定等に関し必要な事項を定める。

(試験)

第2条 試験は、定期試験、中間試験、追試験及び追認定試験に区分する。

(定期試験及び中間試験)

第3条 定期試験は、学期末に実施するものとする。

2 中間試験は、学期の中間に実施するものとする。

3 平素の成績、実技又はその他の方法で評価し得る科目については、試験の一部又は全部を実施しないことがある。

(不正行為をした場合の取扱い)

第4条 定期試験、中間試験及び追試験において不正行為をした者については、当該試験期間中の全ての科目の試験の点数を0点とし、科目の成績評価については別に定める。

2 当該試験期間において、不正行為をした時間以降の受験は停止する。

(追試験)

第5条 次の各号のいずれかに掲げる事由により、定期試験又は中間試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことがある。

(1) 病気（原則として、医師の証明がある場合に限る。）

(2) 忌引

(3) 懲戒

(4) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

2 前項各号のいずれかの事由に該当し、追試験を受けようとする者は、速やかに追試験願（別紙様式）を校長に提出し、その許可を得なければならない。

3 追試験は、1回限り行うものとし、その実施日は、当該定期試験又は中間試験を受けることができなかった事由が解消した後、速やかに行うこととする。

(追認定試験)

第6条 追認定試験は、第15条の定めるところの当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、成績の評価が60点未満のものがある場合に、その授業科目について1回限り行うことがある。

2 追認定試験実施に関し必要な事項は、別に定める。

(試験欠席の取扱い)

第7条 正当な理由がなく試験を受けなかった科目の試験成績は、0点として評価する。

(欠課及び公欠)

第8条 授業に出席しなかった場合は、単位時間ごとに欠課とする。

2 遅刻及び早退については、3回をもって欠課時数1として取扱うものとする。

3 欠課のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、校長の承認を得たものについては、公欠として取扱うものとする。

(1) 出席停止

(2) 忌引

(3) 天災又は事故等による交通遮断

- (4) 校長が許可した進路に関する試験又は定められた資格取得試験に要する期間
- (5) 文化活動、体育活動として、学校又は公的団体を代表しての参加
- (6) その他校長が必要と認めたもの

4 前項に定める公欠以外の欠課で、やむを得ない事由に基づくものについては、教務委員会に諮り、校長の許可を得た科目に限り補講を受講することができる。

(成績評価)

第9条 学業成績は、試験及び平素の成績を総合して100点法で評価する。ただし、実技的要素の多い科目については、その科目の実情に応じて評価する。

2 欠課時数(補講が実施されていない公欠を含む。)がシラバス記載の規定授業時数(以下「規定授業時数」という。)の3分の1を超えるものについては、原則としてその科目の評価はしないものとする。

(成績評価の時期)

第10条 成績の評価は、学期の中間、前期末及び学年末に行う。ただし、半期開講科目については、開講学期の中間及び当該学期末に行うものとする。

(評定)

第11条 授業科目の成績評価は、次の表のとおりとする。

表1

評点	標語	判定	標語の意味
90点～100点	S	合格	極めて優秀
80点～89点	A	合格	優秀
70点～79点	B	合格	良好
60点～69点	C	合格	合格に値する
0点～59点	F	不合格	合格に及ばず

2 特別活動の成績評価は、合格又は不合格とする。

(単位の認定)

第12条 授業科目について、原則として欠課時間数が規定授業時数の5分の1以内で、学年成績の評価が60点以上の場合は、当該科目を修得したのものとして、単位を認定する。

2 特別活動について、実施時数の5分の1以内の欠課で、かつ、活動良好なものについて、合格と認定する。

3 長期病欠者及び公欠による欠課時数累積の者に関し必要な事項は、別に定める。

4 3か月以下の短期留学者に関し必要な事項は、別に定める。

(必修の特例)

第13条 特別活動及び年度当初に特に指定した選択科目は、必修科目と同等の取扱いとする。

(学年課程修了の認定)

第14条 学年課程の修了は、学年末において進級要件を満たす者について、キャンパス運営会議の議を経て、校長が認定する。

(各学年の修了要件)

第15条 学生は、学則第14条に定める所属学科の教育課程に従って、別表1に定める修了要件を満たさなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(卒業の認定)

第16条 卒業は、別表2に定める卒業に必要な単位数をすべて修得した者について、キャンパス運営会議の議を経て、校長が認定する。

(進級及び卒業)

第17条 学年課程の修了を認定された者は、次学年へ進級させる。

2 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(原学年にとどめられた者の単位及び成績の取扱い)

第18条 第14条の認定の結果、原学年にとどめられた者については、その年度に修得した科目の単位及び成績は、原則として認めない。

(雑則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月16日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 進級に必要な要件（情報通信エレクトロニクス工学科、制御情報システム工学科、人間情報システム工学科、機械知能システム工学科、建築社会デザイン工学科、生物化学システム工学科）

区分		学年					合計	
		1年	2年	3年	4年	5年		
情報通信エレクトロニクス工学科	共通教育科目	必修科目	25	24	19	4	5	77
		選択科目				2		2
	専門科目	必修科目	8	10	16	22	22	78
		選択科目				10(4年次で2単位以上)		10
	合計		33	34	35	65		167
制御情報システム工学科	共通教育科目	必修科目	25	24	19	4	5	77
		選択科目				2		2
	専門科目	必修科目	8	10	16	22	22	78
		選択科目				10(4年次で2単位以上)		10
	合計		33	34	35	65		167
人間情報システム工学科	共通教育科目	必修科目	25	24	19	4	5	77
		選択科目				2		2
	専門科目	必修科目	8	10	16	22	22	78
		選択科目				10(4年次で2単位以上)		10
	合計		33	34	35	65		167
機械知能システム工学科	共通教育科目	必修科目	27	26	21	5		79
		選択科目						
	専門科目	必修科目	8	10	14	27	20	79
		選択科目						* 1
	合計		35	36	35	32	* 1	167
建築社会デザイン工学科	共通教育科目	必修科目	27	26	21	5		79
		選択科目						
	専門科目	必修科目	8	10	14	16	15	63
		選択科目				10	11	* 1
	合計		35	36	35	31	* 1	167
生物化学システム工学科	共通教育科目	必修科目	27	26	21	5		79
		選択科目						
	専門科目	必修科目	8	10	15	26	21	80
		選択科目						* 1
	合計		35	36	36	31	* 1	167

* 1 必修科目をすべて修得するとともに、選択科目は卒業に必要な専門科目の修得単位数 82 単位および修得単位数の合計 167 単位を満たすように修得していること。

別表2 卒業に必要な修得単位数

	共通教育科目 の修得単位	専門科目の 修得単位	卒業に必要な 修得単位
各学科共通	75 以上	82 以上	167 以上

(別紙様式)

平成 年 月 日

追 試 験 願

熊本高等専門学校長 殿

学科・専攻名

工学科

専攻

学 年

年

学 籍 番 号

番

氏 名 (署名)

下記の事由により、(前期・後期・中間・期末)試験を受験できませんでしたので、
追試験をお願いします。

記

1. 事 由

2. 受験科目等

試験科目	担当教員(署名)	試験科目	担当教員(署名)

- ※ 病気の場合は医師の診断書，事故等の場合はその事由を証明する書類を添付すること。
- ※ 学級担任，各教科担当教員の了承を受けた後，学務係に提出すること。

学級担任 (署名)

(7) 熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則

平成22年2月16日制定

平成25年2月5日一部改正

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本高等専門学校学則（以下「学則」という。）第16条第1項に基づき、熊本高等専門学校八代キャンパス（以下「本校」という。）において、大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（以下「大学等における学修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(学修の対象)

第2条 学則第16条第1項に規定する文部科学大臣が別に定める学修とは、次に掲げる学修をいう。ただし、第3号、第4号及び第5号に規定する学修については、専攻科学生に適用しない。

- (1) 大学又は短期大学の専攻科における学修
 - (2) 高等専門学校の専攻科における学修
 - (3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - (4) 技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係わる学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - (5) 本校が適切と認める技能検定及び資格試験で、教員の指導のもとで演習等を行い、合格したもの
- 2 前項第4号及び第5号に規定する学修は、別表に掲げる技能審査とする。

(学修手続)

第3条 学生は、前条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する学修を行おうとするときは、大学等における学修許可願（別紙様式1）により、校長の許可を受けなければならない。

(単位認定申請)

第4条 学生は、大学等における学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、大学等における学修単位認定申請書（別紙様式2）に、次の各号のいずれかに掲げる書類を添えて、校長に願い出なければならない。

- (1) 当該学修を行った教育施設等の長が交付する単位修得証明書又は成績証明書
 - (2) 第2条第1項第4号及び第5号による学修を証明する合格証書等
 - (3) その他学校が必要と認める書類
- 2 校長は前項の規定により申請のあった学修について、キャンパス運営会議の議を経て、単位の修得を認定することができる。
- 3 認定単位は、学修単位認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

試験の種類	授業科目	単位数	備考
実用英語技能検定（2級以上）	英語ⅣA・英語ⅣB	各1単位	○
日本漢字能力技能検定（2級以上）	一般特別セミナー		○
実用英語技能検定（準2級）			○
実用数学技能検定（2級以上）	専門特別セミナー	各1単位	
工業英語能力検定（3級以上）			○
TOEIC（400点以上）			
情報技術検定（2級以上）			○
危険物取扱者			
機械設計技術者試験（3級）			
第3種 電気主任技術者			
デジタル技術検定（2級以上）			○
ラジオ・音響技能検定（2級以上）			○
情報処理技術者試験（基本情報技術者以上）			
電気通信工事担当者 アナログ2種			
電気通信工事担当者 デジタル2種			
陸上無線技術士（2級以上）			
測量士補			
土木施工管理技術検定学科試験（土木）（2級以上）			
建築施工管理技術検定（種別：建築）学科試験（2級以上）			
技術士（第一次試験）			
公害防止管理者			
計量士（一般）			
放射線取扱主任者（2種）			
バイオ技術認定試験（中級）			
上記の資格は、代表的な資格のみを示している。これ以外の資格については、学生の申請に応じて各学科で審査し、専門特別セミナーとして1単位認定する。5年次に実用英語技能検定（2級以上）を申請した場合は一般特別セミナーとして1単位認定する。			

備考の○は文部科学省認定

別紙様式1

大学等における学修許可願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

専攻

工学科 第 学年

氏名

下記のとおり大学等において学修したいので、御許可くださるようお願いします。

記

1. 教育施設等の名称
2. 学修期間
3. 学修曜日・時間
4. 学修科目及び単位数
5. 学修目的

別紙様式2

大学等における学修単位認定申請書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

専攻

工学科 第 学年

氏名

下記のとおり大学等において学修したので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 教育施設等の名称又は検定の種類（級）
2. 認定を申請する科目名（単位数）

(8) 熊本高等専門学校八代キャンパスインターンシップ実施要項

(趣旨・目的)

第1 この要項は、熊本高等専門学校八代キャンパスの学生一人一人の勤労観、職業観を育てるキャリア教育の一環として実施するインターンシップ(校外実習をいい、以下「実習」という。)について必要な事項を定める。

2 前項の実習は、在学中に産業界及び公共機関等において、自らの専攻又は将来のキャリアに関連した就業体験を行うことを目的とする。

(実習時期等)

第2 実習は、原則として本科の第4学年、第5学年又は専攻科在籍中において行う。

2 実習の時期は、原則として長期休業期間中とし、期間は5日以上とする。

(経費)

第3 実習に要する経費は、原則として実習に参加する学生の負担とする。

(計画)

第4 実習は、各学科長が計画し、校長の許可を得て行うものとする。

2 実習計画に関しては、教務委員会、専攻科委員会及びキャリア開発室が補助的業務を行うものとする。

(実施)

第5 各学科に、実習担当教員を置く。

2 実習担当教員は、学科長の指示を受け、実習に関連する業務を行うものとする。

(実習中の災害等)

第6 実習中に災害等の事故があった場合は、実習担当教員は、校長及び学科長に報告するものとする。

2 実習担当教員は、当該学科長と協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

(提出書類等)

第7 実習担当教員は、実習を終了した学生に次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) インターンシップ証明書(別紙様式1)

(2) 実習報告書(別紙様式2)

2 実習を終了した学生は、実習の報告会を行うものとする。

(単位認定)

第8 学科長は、第7第1項各号及び同第2項により評価を行い、校長に報告するものとする。

2 校長は、合格と評価された実習については、本科学生はインターンシップ、専攻学生はインターンシップI・IIの単位として認定する。

(「生産システム工学」教育プログラムの修了要件)

第9 「生産システム工学」教育プログラムの修了要件として必要な実習期間は、移動日及び休業日を除き、のべ14日間以上とする。

(事務)

第10 実習に関する事務は、学務課学務係において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別に定める。

附記

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成26年7月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

熊本高等専門学校八代キャンパス インターンシップ証明書

実 習 学 生	科・専攻 年 番 氏名	
実 習 先	〔機関名〕	
	〔所在地〕	
	Tel :	Fax :
実 習 担 当 者	〔氏名〕	〔職名〕
実 習 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)	
実 習 テ ー マ	※仕事のテーマをお願いします。	
実 習 内 容	※作業内容を記述願います。	
総 合 所 見 (実習状況等)	※学生の実習状況を簡単にまとめて下さい。	
	評 価 ※右の番号に○を付けてください。	十分 ⇄ 普通 ⇄ 不十分
質問①	工学の基礎となる数学や物理, 情報技術などの基本的な知識が身についているか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1
質問②	与えられた仕事の内容と, 全体における位置づけを理解しているか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1
質問③	協調性を持ちながら責任を持って作業を遂行できたか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1
質問④	社会参加への意欲と関心が感じられたか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1
質問⑤	社会人となるための必要なマナーは身についているか?	5 -- 4 -- 3 -- 2 -- 1

上記の通り実習を終了したことを証明します。 平成 年 月 日

証明者 機関名
(部署名)

氏 名 印

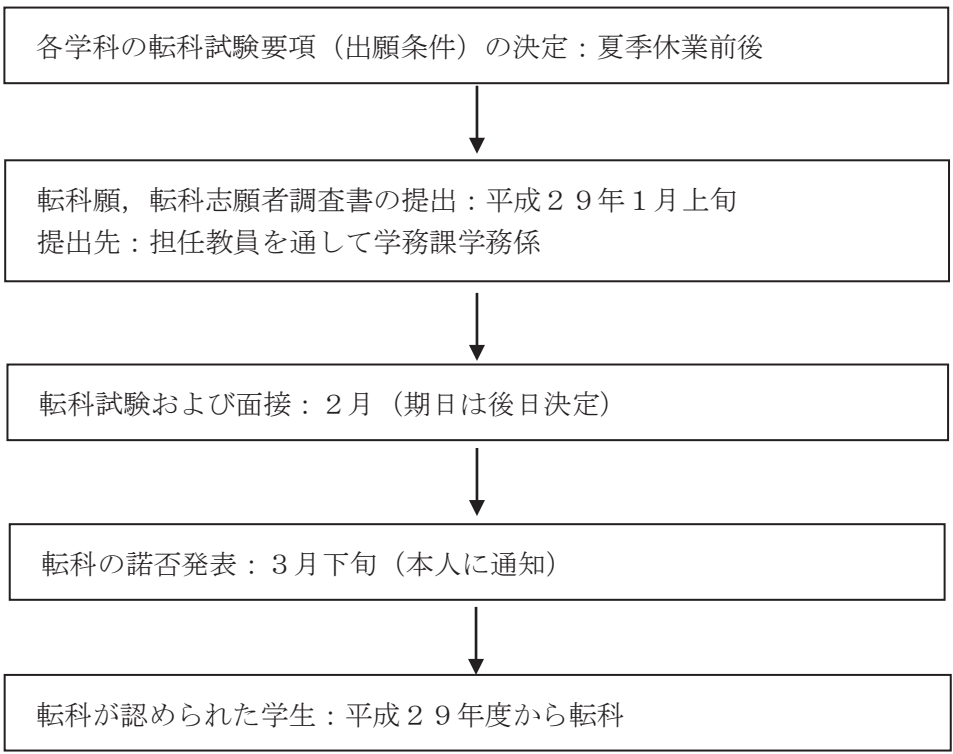
(9) 転科について

1, 2年生は特例として転科を認めることがあります。但し、転科について明確な意志を持ち、一定以上の成績を修めていることが条件となります。転科を希望する学生は、担任教員、学科長および保護者と十分相談したうえで、担任の先生を通して転科願、転科志願者調査書を提出してください。なお、キャンパスを越える転科についてはかなりの困難を伴います。

- (1) 出願資格は、学年末試験成績の平均点が70点以上の者としします。ただし、転科希望先の学科により条件が加わる場合があります。各学科の条件については、夏季休業前後を目処に決定します。
- (2) 転科志望者には受け入れ学科で定められている転科試験、面接を行います。
- (3) 転科の諾否は転科志願書理由、転科試験成績、面接結果、当該学年の学業成績、出席状況及び学生生活の状況を総合して決定します。
- (4) 転科は、2年または3年進級時に1度しか認められません。
- (5) 転科受入れ可能人数は次のとおりです。

転科時期	受け入れ学科	
	情報通信エレクトロニクス工学科, 制御情報システム工学科, 人間情報システム工学科	機械知能システム工学科, 建築社会デザイン工学科, 生物化学システム工学科
第2学年 進級時	(1) 各学科とも、留年生を含め、学科の学級人員が44名に達するまで転科生を受け入れることができる。 (2) 各学科の学級人員は、定員の9割程度を下回らないものとする。	(1) 各学科とも受入れは、2名程度までとする。ただし、受け入れ学科の学級人員の状況による。 (2) 各学科からの願い出は、定員の1割程度までとする。
第3学年 進級時	(1) 各学科とも、留学生及び留年生を含め、学科の学級人員が44名に達するまで転科生を受け入れることができる。ただし、受け入れ学科の判断により、それ以上の受入れを認めることがある。 (2) 各学科の学級人員は、定員の9割程度を下回らないものとする。	(1) 各学科とも受入れは、2名程度までとする。ただし、受け入れ学科の学級人員の状況による。 (2) 各学科からの願い出は、定員の1割程度までとする。

転科の手順



転 科 願	転科志願者調査書																										
平成 年 月 日	平成 年 月 日																										
熊本高等専門学校長 殿 在 籍 学 科 _____ 学 年 _____ 工 学 科 _____ 組 氏 名 _____ 保護者署名 _____ 転科志願学科 _____ 工 学 科 転科志願理由 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">転科志願学科</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>学 生 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>性 別</td> <td style="text-align: center;">男・女</td> </tr> </table> <p>学業成績及び総欠課時数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対 象 期 間</th> <th style="width: 25%;">平均点 <small>(クラス内順位)</small></th> <th style="width: 15%;">総欠課 時 数</th> <th style="width: 45%;">特記事項 <small>(得意科目等)</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1学年</td> <td>前期末成績</td> <td style="text-align: center;">点 (人中 位)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>後期中間</td> <td style="text-align: center;">点 (人中 位)</td> </tr> <tr> <td>学年末</td> <td style="text-align: center;">点 (人中 位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2学年</td> <td>前期末成績</td> <td style="text-align: center;">点 (人中 位)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>後期中間</td> <td style="text-align: center;">点 (人中 位)</td> </tr> <tr> <td>学年末</td> <td style="text-align: center;">点 (人中 位)</td> </tr> </tbody> </table> <p>担任所見 (_____ 工 学 科 _____ 年担任)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>所属学科長所見 (_____ 工 学 科、学科長)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	転科志願学科		学 生 氏 名		性 別	男・女	対 象 期 間	平均点 <small>(クラス内順位)</small>	総欠課 時 数	特記事項 <small>(得意科目等)</small>	第1学年	前期末成績	点 (人中 位)		後期中間	点 (人中 位)	学年末	点 (人中 位)	第2学年	前期末成績	点 (人中 位)		後期中間	点 (人中 位)	学年末	点 (人中 位)
転科志願学科																											
学 生 氏 名																											
性 別	男・女																										
対 象 期 間	平均点 <small>(クラス内順位)</small>	総欠課 時 数	特記事項 <small>(得意科目等)</small>																								
第1学年	前期末成績	点 (人中 位)																									
	後期中間	点 (人中 位)																									
	学年末	点 (人中 位)																									
第2学年	前期末成績	点 (人中 位)																									
	後期中間	点 (人中 位)																									
	学年末	点 (人中 位)																									
転科後の目標 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>																											

(10) 台風・大雨等への対応措置に関する申合せ

1. この申合わせは、台風襲来や大雨の時などにおける、熊本高等専門学校八代キャンパスの学生の登下校時の安全を確保するため、対応措置等について定める。
2. 各事例に対する対応措置の発動等については、教務主事の要請によって、緊急対策室（校長・副校長・教務主事）が協議し、決定する。
3. 対応措置の内容は以下のとおりとする。

A) 前日の対応

前日にあらかじめ対応が可能な場合には、16時30分までに決定事項を学生には校内放送等により、保護者にはKネットでも知らせる。その後の連絡は、当日6時30分までに知らせる。

B) 当日登校前の対応 [台風接近の場合]

学生の登校前において、八代市に台風が接近または襲来した場合は、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 午前6時30分において八代市に暴風警報が発令されている場合、または授業開始時刻までの間に暴風警報が発令された場合は、午前中の授業は休講とする。
- (2) 午前11時までに八代市の暴風警報が解除された場合は、午後から授業を行う。
- (3) 午前11時までに八代市の暴風警報が解除されない場合は、午後も休講とする。
- (4) 前記(1)から(3)に関わらず、居住地から通学する学生（帰省中の寮生も含む）は居住地域において暴風警報が発令されている場合や通学が著しく困難な場合、また、通学に危険を伴う場合は、担任または学務係に連絡した上で自宅待機とする。

C) 当日登校前の対応 [大雨・大雪などの場合]

学生の登校前において、緊急対策室が大雨や大雪等の影響で通常の授業開始が困難であると判断した場合は、休講等の措置を講じるものとし、Kネット等で学生・保護者・教職員に通知する。また、居住地から通学する学生（帰省中の寮生も含む）は、通学が著しく困難な場合や、通学に危険を伴う場合は、担任または学務係に連絡した上で自宅待機とする。

D) 当日登校後の対応

学生の登校後において、自然災害の発生した場合、緊急対策室が下校させた方が良いと判断した場合は、以降の授業を休講とし、校内放送等により直ちに学生を下校させ、その旨をKネット等で保護者に通知するものとする。

E) 連絡方法

(1) 熊本高専ホームページを利用した連絡

①自宅のコンピューターなどからのアクセス

熊本高専ホームページ (<http://www.kumamoto-nct.ac.jp/>)

→「緊急情報」(<http://sch.e-msg.jp/knet/>)へ

②携帯電話からのアクセス

熊本高専モバイルサイト (<http://www.kumamoto-nct.ac.jp/>)

→「緊急情報」(<http://sch.e-msg.jp/knet/>)へ

(2) Kネットによる連絡

4. 対応措置後

- (1) 台風・大雨等で登校することができず、自宅待機または自宅学習した場合、あるいは交通機関、道路状況等の事情によりやむを得ず学生が授業を欠席した場合は、その学生の申出による担任からの届出をもって公欠として取り扱うことができるものとする。
- (2) 休講の場合は、原則として補講を代替りの日に行う。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

この申合せは、平成24年4月1日から施行する。

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。



(11) 学習サポートの申合せ

平成22年2月16日制定

(趣旨)

第1 熊本高専八代キャンパスにおける正規授業以外での学生への学習サポートに関し必要な事項を申し合せる。

(対象学生)

第2 この申合せを適用する学生（以下「対象学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 編入学した学生（以下「編入学生」という。）
- (2) 転科した学生（以下「転科生」という。）
- (3) 3年次に入学した留学生
- (4) 転入学した学生（以下「転学生」という。）

(実施担当)

第3 学習サポートの詳細は対象学生を受け入れる学科の学科長、担任及び教務委員が計画を立てる。

- 2 学習サポートの対象となる科目の担当教員を補習担当教員と呼ぶ。
- 3 留学生への学習サポートでは、国際交流委員会も参加する。
- 4 その他事務的な補助は、学務課学務係が担当をする。

(カリキュラムと「生産システム工学」教育プログラムの説明)

第4 入学する学生へは、教務主事又は教務委員が本校カリキュラムについて説明を行なう。
2 編入学生へは、教務主事が「生産システム工学」教育プログラムについて説明を行なう。

(対象学生との面談)

第5 対象学生を受け入れる学科の学科長と担任は、学生に今後の学校生活の説明を実施し、質問を受け付ける。

- 2 編入学生と転学生との面談では、保護者も同席し学習生活の説明を実施し、質問を受け付ける。
- 3 教務委員と担任は、学習内容について面談を行い、今後の学習にあたっての補習計画を立てる。必要に応じて補習担当教員が立ちあう。
- 4 面談の内容については、別紙様式1に示す報告書を担任が作成し、学務係へ提出する。

(補習計画)

第6 補習担当教員は面談内容を受けて補習計画を立て、別紙様式2に示す計画書を作成し、学務係へ提出する。

- 2 補習計画は、担任を通じて学生へ連絡する。
- 3 連絡する時期は、補習講義に合わせて適当な時期とする。

(補習内容)

第7 補習内容は、入学や転科する以前の学習内容を考慮し補習担当教員が決定する。

- 2 補習に必要な時間は、補習担当教員が判断して決定してよい。
- 3 留学生への補習内容については別に定める。

(補習時期)

第8 補習時期や形態は特に指定はしないが、本校の授業に支障がないように配慮する。

(補習の完了報告)

第9 補習が完了した後は、補習担当教員が別紙様式3に示す報告書を作成し、学務係に提出する。

(雑則)

第10 提出された書類は、学務係にて保管する。

第11 この申合せに定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

(別紙様式1) **学習サポート 面談記録** 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学習サポート対象学生と面談を行なった内容についてご報告します。

【面談内容】 記録 []

面談日時	年 月 日	場所	
学生氏名 (出身高校など)		区分	<input type="checkbox"/> 編入学生 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 転科生 <input type="checkbox"/> 転学生
面談した教員 (学科名)			
面談出席者	保護者	その他 ()	計 ____ 名
面談内容			

担任確認	学科長確認	教務委員会確認
年 月 日	年 月 日	年 月 日

(別紙様式2) **学習サポート 補習計画** 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学習サポートの対象学生と面談を行なった結果、以下の内容に基づき補習を実施しますので、ご報告します。

学科名: _____ 学科長: _____

【補習計画】

補習対象学生	
補習科目 (担当教員)	
補習日程 (予定)	
補習内容	

担任確認	学科長確認	教務委員会確認
年 月 日	年 月 日	年 月 日

(別紙様式3) **学習サポート 補習完了報告** 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

以下のように、学習サポートの補習が完了しましたのでご報告します。

補習科目: _____ 補習担当教員: _____

補習受講学生: _____

【補習実施内容】

回数	日 時	補習内容 (簡潔に)
1	年 月 日 (: ~ :)	
2	年 月 日 (: ~ :)	
3	年 月 日 (: ~ :)	
4	年 月 日 (: ~ :)	
5	年 月 日 (: ~ :)	
6	年 月 日 (: ~ :)	
7	年 月 日 (: ~ :)	
8	年 月 日 (: ~ :)	
9	年 月 日 (: ~ :)	
10	年 月 日 (: ~ :)	
11	年 月 日 (: ~ :)	
12	年 月 日 (: ~ :)	
13	年 月 日 (: ~ :)	
14	年 月 日 (: ~ :)	
15	年 月 日 (: ~ :)	

担任確認	学科長確認	教務委員会確認
年 月 日	年 月 日	年 月 日

(12) 留学生の履修についての申合せ

平成22年2月16日制定

(目的)

第1 熊本高等専門学校八代キャンパスにおける留学生の授業の履修方法と学習サポートに関し、必要な事項を定める。

(科目履修)

第2 該当学年で開講される科目を受講することを原則とするが、下の表に示す科目については、留学生は受講を免除することができる。

3 学年	必修科目の国語Ⅲ（2単位）、日本史（2単位）の受講を免除できる。
4 学年	必修科目の国語Ⅳ（1単位）、科学技術と現代社会（1単位）の受講を免除できる。
5 学年	選択必修科目の日本現代文学・古典文学・経済学・哲学（何れか1科目2単位）の受講を免除できる。
特記事項	実用英語検定2級もしくは同程度の英語に関する認定資格（TOEICでは470点以上）を有している場合、英語Ⅲ及び英語ⅣA・Bの受講を免除し、単位を認定する。

2 受講が免除された科目の授業時間では、留学生は国際交流委員会が主催する日本語教育か、専門学科の補習授業を受講することができる。

また、3学年の補習による振替科目は共通教育科目の単位数として認定する。

3 専門学科が実施する補習授業は、留学生の学習状況に応じて科目を設定してよい。

(講義の受講免除手続き)

第3 留学生を受け入れる学科の担任及び教務委員は、「学習サポートの申合せ」に従い学生と面談を行ない、別紙様式1を学務係に提出する。

2 上記のほか、担任及び教務委員は、留学生の補習内容について、毎年度の4月に計画を立てる。

3 第2第1項の申請をする場合は、別紙様式2の書類の学務係への提出をもって履修届けとする。

(受講に関する審議)

第4 教務委員会は、提出された書類により、留学生の履修について審議をする。

2 教務主事は、教務委員会での審議の結果を受けて受講免除を許可する。

3 教務委員は、審議の結果を学科長及び担任へ報告し、留学生の時間割を個別に作成し、留学生及び担任へ渡し、所属学科へ報告する。

(補習授業の報告)

第5 補習授業を担当した教員は、補習の完了報告（別紙様式3）を学務係に提出し、成績評価をシステムに入力する。

(単位認定)

第6 第2第1項において受講を免除した科目は進級及び卒業に必要な単位には含めない。

ただし、その他の必修科目を全て修得すると共に、修得した単位数の合計は卒業に必要な単位数を満たすこと。

2 年度末の進級判定会議又は卒業認定会議において留学生の成績を確認する。

3 合格となった補習授業科目については、校長が単位を認定する。

4 可否の判定は、通常の講義科目と同様の基準で行う。

第7 実施した補習授業は「生産システム工学」教育プログラムのプログラム対象科目には含めない。

(雑則)

第8 この申合せに関する事務手続きについては、学務係が担当する。

2 学務係は提出された書類を保管する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年4月21日から施行する。

(別紙様式1)

学習サポート 面談記録

年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学習サポート対象学生と面談を行なった内容についてご報告します。

【面談内容】 記録 []

面談日時	年 月 日	場所		
学生氏名 (出身高校など)		区分	<input type="checkbox"/> 編入学生	<input type="checkbox"/> 留学生
			<input type="checkbox"/> 転科生	<input type="checkbox"/> 転学生
面談した教員 (学科名)				
面談同席者	保護者	その他 ()	計 ____ 名	
面談内容				

担任確認	学科長確認	教務委員会確認
年 月 日	年 月 日	年 月 日

(別紙様式2)

留学生への補習授業の履修届

年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

熊本高等専門学校での留学生の履修についての申し合わせに従い、下記の科目の履修免除を申請します。講義を受講しない時間は下に示す講義を受講しますのでご報告します。

工学科 学科長 _____
教務委員 _____
担 任 _____

留学生氏名 [] 学年 [] 年

受講を免除する科目名 (担当教員)	開講時間	補習授業の科目名 (担当教員)	単位数
			単位
			単位
			単位
			単位

時間外に受講する科目名 (開講時間・担当)	
--------------------------	--

教務委員会確認	国際交流委員長確認
年 月 日	年 月 日

(別紙様式3)

学習サポート 補習完了報告

年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

以下のように、学習サポートの補習が完了しましたのでご報告します。

補習科目: _____ 補習担当教員: _____

補習受講学生: _____

【補習実施内容】

回数	日 時	補習内容 (簡潔に)
1	年 月 日 (: ~ :)	
2	年 月 日 (: ~ :)	
3	年 月 日 (: ~ :)	
4	年 月 日 (: ~ :)	
5	年 月 日 (: ~ :)	
6	年 月 日 (: ~ :)	
7	年 月 日 (: ~ :)	
8	年 月 日 (: ~ :)	
9	年 月 日 (: ~ :)	
10	年 月 日 (: ~ :)	
11	年 月 日 (: ~ :)	
12	年 月 日 (: ~ :)	
13	年 月 日 (: ~ :)	
14	年 月 日 (: ~ :)	
15	年 月 日 (: ~ :)	

担任確認	学科長確認	教務委員会確認
年 月 日	年 月 日	年 月 日

(13) 熊本高等専門学校「生産システム工学」教育プログラム履修規則

平成22年2月16日制定

平成23年2月15日一部改正

平成24年10月16日一部改正

平成25年2月15日一部改正

平成27年3月4日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校学則第17条第2項の規定に基づき、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）の「生産システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）について定める。

(目的)

第2条 教育プログラムは、別に定める本校の理念及び目的に従い、「狭い専門分野に留まらず工学の基礎となる幅広い知識と技術を確実に身につけ、工学の諸分野に発生する諸問題を発見して解決できる能力を備えた技術者、豊かな人間性と規律を持つ技術者、柔軟さと好奇心をもって問題解決に積極的に向き合う技術者」を育成することを目的とする。

(学習・教育目標)

第3条 教育プログラムは、前条の目的を達成するため、別表1に定める学習・教育目標を設定する。

(学習・教育到達目標の達成度評価方法および評価基準)

第4条 前条に定める学習・教育到達目標の達成度評価基準は別表2のとおりとし、達成度評価対象科目は別表3のとおりとする。

(科目構成)

第5条 教育プログラムの授業科目は、本科第4学年及び第5学年に配当された科目並びに専攻科に配当された科目によって構成するものとし、人文・社会科学（語学を含む）、数学・自然科学・情報技術、基礎工学、専門工学及びその他（デザイン能力、チームワーク、主体的・継続的に学習できる能力科目群）に分類する。

2 前項に定める授業科目は、科目群の詳細にあつては別表2のとおりとし、学習・教育到達目標を達成するために必要な主要科目の流れにあつては別表4のとおりとする。

3 教育プログラムの学習・教育到達目標及び日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）の定める認定基準1の（1）との関係を、別表5のとおりとする。

(履修対象期間及び履修対象者)

第6条 教育プログラムの履修対象期間は、本科第4学年から専攻科第2学年までの4年間とし、履修対象者は、当該期間の在籍学生とする。

2 履修対象者は、履修対象期間における学習について、別紙様式1に記録しなければならない。

(履修登録)

第7条 本校専攻科入学試験に合格し、専攻科「生産システム工学専攻」に入学した者を教育プログラムの履修生（以下「履修生」という。）として登録する。

2 履修生は、専攻科修了までに第11条第1項各号に定める教育プログラムの修了要件のう

ち、同条第1項第1号を除く全ての修了要件を満たさなければならない。

(履修登録前に修得した単位の認定)

第8条 本校の本科卒業生で専攻科入学前の科目の単位は、専攻科受験時に提出される成績証明書及び入学手続き時に提出されるシラバス等に基づき、専攻科委員会において確認、教育プログラム単位認定会議において審議のうえ、校長が認定するものとする。

2 本校の本科卒業生以外で、他の高等教育機関で修得した単位の認定は、別に定める他の高等教育機関で修得した単位及び編入学生が編入前に修得した単位の認定により専攻科委員会において確認、教育プログラム単位認定会議において審議のうえ、校長が行う。

3 履修登録前に修得した単位の認定方法等については、別に定める。

(単位の認定と学習保証時間)

第9条 教育プログラムの単位の認定は、教育プログラム単位認定会議において審議のうえ、校長が行う。

2 教育プログラムの単位認定基準等については、別に定める。

(修了要件)

第10条 教育プログラムを修了するためには、熊本高等専門学校専攻科生産システム工学専攻の授業科目の履修等に関する規則第9条第2項第1号及び第2号に規定する修了要件並びに次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 学士の学位を取得すること。

(2) 教育プログラムの単位を124単位以上修得すること。

(3) 口頭で自分の研究内容を発表できること、学外での発表を目指すこと。

(4) インターンシップを経験し、実践的な課題解決のための基礎力を身につけること。

(5) 別表2の科目群分類の数学・自然科学・情報技術に関する科目群について、学習・教育到達目標2-1、3-1の達成度評価基準にしめす要件を満たして科目を修得していること。

(6) 別表2の科目群分類の基礎工学の5科目群のうち、学習・教育到達目標3-2の達成度評価基準にしめす要件(各科目群から少なくとも1科目を含む7科目以上修得)を満たして科目を修得していること。

(7) 別表2の科目群分類の専門工学4科目群のうち、学習・教育到達目標2-2、3-3、3-4、5-1、5-2、6-1の達成度評価基準を満たして科目を修得していること。

(8) 別表2の科目群分類のチームワーク、デザイン能力、主体的・継続的に学習できる能力科目群のうち、それぞれ学習・教育到達目標4-3~4-4、6-2、6-3の達成度評価基準を満たして科目を修得していること。

2 第1項第4号のインターンシップの実施及び評価については、インターンシップ実施要項によるものとする。

(修了認定及び修了証書の授与)

第11条 前条第1項各号に定める教育プログラムの修了要件の確認は、別紙様式3により専攻科委員会が行う。

2 教育プログラム修了の認定は、教育プログラム修了認定会議において審議のうえ、校長が行う。

3 教育プログラムの修了認定等については、別に定める。

4 校長は、教育プログラムの修了を認定した者に、所定の修了証書を授与する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育プログラムの履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成22年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度専攻科入学生から適用する。

4. 学 生 生 活

(1) 熊本高等専門学校学生準則	60
(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生心得	72
(3) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生の服装内規	79
(4) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生の車両による 通学に関する要項	80
(5) 熊本高等専門学校学生表彰規則	84
(6) 熊本高等専門学校八代キャンパス水泳プール使用要項	86

学生は、学生生活を通して規則正しい生活習慣と社会性を身につけるよう心掛けることが大切です。この学生生活を有意義・明朗・円滑にするため、準則、心得等の諸規則が定められています。これらをよく読んで、当然の利益を受けられなかったり、処罰を受けたりすることのないよう留意してください。

(1) 熊本高等専門学校学生準則

平成22年2月24日制定
平成27年2月17日一部改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保証人

(誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書（別紙第1号様式）を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、次の各号に該当しない者でなければならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人及び被補佐人

(保証人の住所変更)

第4条 保証人の住所に変更を生じたときは、すみやかに保証人住所変更届（別紙第2号様式）を校長に届け出なければならない。

(保証人の変更)

第5条 保証人の死亡・失格又は変更を生じたときは、新たに保証人を定めて、保証人変更届（別紙第3号様式）を校長に届け出なければならない。保証人が氏名を変更した場合も同様式により校長に届け出るものとする。

第3章 学 生 証

(学生証の携帯)

第6条 学生は、第1学年及び第4学年の初めに学生証の交付を受け、常時携帯し、求められたときはいつでもこれを提示しなければならない。

(返 納)

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は卒業・退学するときには、直ちに校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失又は汚損したときは、すみやかに学生証再交付願（別紙第4号様式）に紛失理由書を添え、校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(貸与等の禁止)

第9条 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

第4章 休学・復学・退学及び欠席等

(休学)

第10条 学生が疾病その他の事由により、引き続き3か月（専攻科生は45日）以上修学することができないときは、休学願（別紙第5号様式）を学級担任（「専攻科生にあつては専攻長とする。」以下同じ。）を経て校長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により休学を希望する場合は、休学願に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病のため休養を要する場合は、医師の診断書又は罹患証明書
- (2) 海外の教育施設において修学する場合は、受入れ先機関等の証明書
- (3) 経済的な理由において休学する場合は、事情を証明する書類
- (4) 学生が自発的に社会に貢献する活動に参加する場合は、活動団体等の発行する証明
- (5) その他、修学上特に校長の承認を得る必要がある場合には、理由書、学級担任教員の意見書及び保護者等の意見書等

(復学)

第11条 休学した者が休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願（別紙第6号様式）を校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学していた者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学・転学等)

第12条 学生が退学しようとするときは、退学願（別紙第7号様式）を学級担任を経て、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学生（専攻科生を除く。）が他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとするときは、受験許可願（別紙第8号様式）を学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(住居変更・改改氏名等)

第13条 学生が住居を変更したときは、すみやかに住居変更届（別紙第9号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。

2 学生は、氏名の異動があったときは、戸籍抄本を添えて学生身上異動届（別紙第10号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。

(欠席等)

第14条 学生（専攻科生を除く。）は、疾病その他の事由により欠席・欠課・遅刻又は早退をしようとするときは、事前に学級担任へ届け出なければならない。

2 学生会活動等、別に定める基準に従って公的理由のために、欠席又は欠課しようとするときは、公欠願（別紙第12号様式）を事前（やむを得ないときは事後）に関係教員を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(忌引)

第15条 父母近親の喪に服するときは、忌引願（別紙第13号様式）を学級担任を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、次のとおりとする。

(1) 血族の1親等（父母等）	7日
(2) 血族の2親等（祖父母・兄弟・姉妹等）	3日
(3) 血族の3親等（伯叔父母・曾祖父母等）	1日
(4) 配偶者	7日
(5) 姻族の1親等（妻あるいは夫の父母等）	3日
(6) 姻族の2親等（妻あるいは夫の祖父母・兄弟・姉妹等）	1日

第5章 服装等

（服装）

- 第16条 学生は、登下校時には制服を着用しなければならない。ただし、4・5年生及び専攻科生については、制服以外の服装の着用を認めるものとする。
- 2 制服の様式については、学生心得に示すとおりとする。
- 3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての品位を損なわないように留意しなければならない。

第6章 健康及び安全

（健康診断）

- 第17条 学生は、常に衛生に留意し健康保持に努め、定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

（治療の命令）

- 第18条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

（災害防止）

- 第19条 学生は、常に安全に留意し、火災及び交通事故等の災害防止に努めなければならない。

第7章 学生会等

（学生会）

- 第20条 各キャンパスに学生会を置き、本科学生をその会員とする。

（学生会の目的）

- 第21条 学生会は、学校の指導のもとに学生の健全で自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目標達成に資することを目的とする。

（学生会の目標）

- 第22条 学生会は、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。
- (1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
 - (2) 健全な趣味や豊かな教養をつちかい、個性の伸長を図る。
 - (3) 心身の健康を助長し余暇を活用する態度を養う。
 - (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。

(5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに社会人としての資質を向上させる。

(遵守事項)

第23条 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他本校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても、個人の思想・良心・身体等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、校外活動を行うにあたっては、校長の承認と学生会顧問の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加入することができる。

(規約)

第24条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 目標
- (4) 構成
- (5) 組織
- (6) 役員等の選出
- (7) 会議
- (8) 会費
- (9) 会計
- (10) 事業計画
- (11) 予算及び決算
- (12) 会計監査
- (13) 規約の改正手続
- (14) 規約の施行期日

(学生会の指導)

第25条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

(学生団体結成)

第26条 学生が、学生会の部（同好会）とは別に、本校の学生をもって会員とする体育活動、文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願（別紙第14号様式）に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表者2名以上の署名の上、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受け、学生会でその加盟の承認を受けなければならない。

(学生団体の解散)

第27条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長はその解散を命ずることができる。

(校外団体加入)

第28条 学生が、校外団体の行う活動に加入しようとするときは、校外団体加入願(別紙第15号様式)に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項を記載した文書を添え署名の上、学生主事を経て校長に提出して、その承認を受けなければならない。

なお、1年以上にわたるときは、1年毎に改めて同様式により継続願を出さなければならない。

(校外団体加入取り消し)

第29条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその承認を取り消すことがある。

(集会行事)

第30条 学生が、校内又は校外において本校名又は本学生会名を使用して集会、催し物その他の行事を主催し、又は参加しようとするときは、集会・行事許可願(別紙第16号様式)を、1週間以前に代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

(集会・行事の中止)

第31条 前条の場合、本校学生の本分に劣るような行為が認められるときは、校長はその中止を命ずることができる。

第8章 印刷物の発行・配布及び販売

(印刷物の発行・配布及び販売)

第32条 学生が校内外において、雑誌・新聞・パンフレットその他の印刷物を発行又は配布あるいは販売しようとするときは、当該印刷物の原稿又は現物を添え、事前に印刷物発行・配布及び販売願(別紙第17号様式)を学生主事に願い出て、校長の承認を受けなければならない。

第9章 掲示・放送

(掲示・放送)

第33条 学生が、校内外においてビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願(別紙第18号様式)に当該掲示物を添え、学生主事の承認を受けなければならない。

なお、校内においては指定した場所に掲示しなければならない。

2 放送の場合も前項に準ずる。

3 この規定に従わない掲示物は、学生主事の指示により撤去する。

第10章 施設・設備等の使用

(施設・設備等の使用)

第34条 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を使用するときは、施設・設備等使用願(別

紙第19号様式)を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備備品については、この限りではない。

2 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失または汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成27年4月1日から施行する。

別紙第1号様式

誓約書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

このたび、貴校に入学を許可されました上は、学則その他諸規則を守り、専心学業に励むことはもちろん、学籍を離れた後も在学中に生じた一切の業務は、必ず責任をもって履行することを保証人連署をもって固く誓います。

本人
学科・専攻名 工学科
専攻

氏名(署名)
生年月日 平成 年 月 日生

保証人(保護者)
現住所 〒

氏名(署名)
生年月日 平成 年 月 日生
本人との続柄

- (注) 1. 保証人は保護者又はこれに準ずる者とする
こと。
2. 本人及び保証人の身上に変更があった場合は、ただちに届けること。

別紙第2号様式

保証人住所変更届

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学科・専攻名 工学科
専攻

学 年 年
学籍番号 番
氏名(署名)

私の保証人 が下記のとおり住所
を変更しましたので、お届けいたします。

記

旧住所

新住所 〒

学級担任(署名)

別紙第3号様式

保証人変更届

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学科・専攻名 工学科
専攻

学 年 年
学籍番号 番
氏名(署名)

私の保証人が変更になりましたので、お届けいたします。

新保証人氏名
変更の理由

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

このたび私は、 の保証人になる
ことを承諾しました。

保証人 現住所〒
氏名(署名)
生年月日 年 月 日生
本人との続柄
学級担任(署名)

別紙第4号様式

学生証再交付願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学生証を 紛失・破損 いたしましたので再交
付をお願いいたします。

1. 現住所
2. 氏 名
3. 生年月日 平成 年 月 日生
4. 学科名・学年
5. 学籍番号 番

学級担任(署名)

紛失理由書

平成 年 月 日

工学科・専攻 第 学年

氏名(署名)

※紛失(破損)した状況(財布に入れていた、洗濯機に入れた等)及び今後はどうすべきなのかについて簡潔に書いてください。

別紙第5号様式

休学願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学科・専攻

工学科
専攻

学 年 年
学 籍 番 号 番

氏 名(署名)

保護者氏名(署名)

このたび、下記の理由により休学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1. 休学期間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

2. 理 由

(注) 病気による休学の場合は、医師の診断書を添付すること。

学級担任(署名)

休学理由書

平成 年 月 日

工学科・専攻 第 学年

氏名(署名) _____

休学理由

(保護者の意見)

保護者氏名(署名) _____

別紙第6号様式

復学願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学科・専攻

工学科
専攻

学 年 年
学 籍 番 号 番

氏 名(署名)

保護者氏名(署名)

このたび、下記の理由により復学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1. 復学年月日 平成 年 月 日

2. 理 由

3. 休学を許可された期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 病気による休学の場合は、復学に支障のない旨の医師の診断書を添付すること。

学級担任(署名)

復 学 理 由 書

平成 年 月 日

工学科・専攻 第 学年

氏名（署名） _____

復学理由

（保護者の意見）

保護者氏名（署名） _____

別紙第7号様式

退 学 願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学科・専攻名 _____ 工学科
専攻

学 年 _____ 年

学籍番号 _____ 番

氏名（署名） _____

保護者氏名（署名） _____

このたび、下記の理由により退学したいので、許可
くださるようお願いします。

記

1. 退学（希望）年月日 平成 年 月 日

2. 理由

（注）退学理由が病気の場合は、医師の診断書を添付
すること。

学級担任（署名）

退 学 理 由 書

平成 年 月 日

工学科・専攻 第 学年

氏名（署名） _____

退学理由

（保護者の意見）

保護者氏名（署名） _____

別紙第8号様式

受 験 許 可 願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

（本 人）平成 年度入学

工学科 年

氏名（署名） _____

（保護者）住所〒 _____

氏名（署名） _____

次の理由により _____ を受験したい
ので、許可くださるようお願いいたします。

理 由 _____

担任の所見 _____

学級担任（署名）

別紙第9号様式

住居変更届

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学 科・専攻名 工学科
専攻

学 年 年
学籍番号 番

氏 名 (署名)
保護者氏名 (署名)

下記のとおり住所を変更しましたので、お届けいたします。

記

〒 — TEL — —

新住所

旧住所

住所の略図 (簡単に)

学級担任 (署名)

別紙第10号様式

学生身上異動届

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学 科・専攻名 工学科
専攻

学 年 年
学籍番号 番

氏 名 (署名)
保護者氏名 (署名)

下記のとおり、平成 年 月 日付けで一身上に異動がありましたので、お届けいたします。

記

異動の内容

1. 改氏名
新氏名 (ふりがな)
旧氏名

2. 住所
新住所
旧住所

3. その他

※戸籍上の異動の場合は、戸籍抄本を添付すること。

学級担任 (署名)

別紙第12号様式

公 欠 願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学級担任・顧問教員 (署名)

下記について、公欠として許可くださるようお願いいたします。

記

1. 工学科 学年 組 号

氏名

2. 期間 平成 年 月 日 (曜日) 時限から
平成 年 月 日 (曜日) 時限まで

3. 理由 該当項目にレ印を付けること。

- 交通機関の遅延等 (遅延証明書を添付すること)
- 伝染病による登校禁止 (診断書を添付すること)
- 高専体育大会出場 (大会等の要項を添付すること)
- 就職試験等 ()
- 大学編入学試験受験 ()
- 忌引き (忌引届を添付すること)
- その他 ()

(注) 1. 出欠簿には、担任又は顧問教員が朱書きにて記入すること。

2. 人数が多いときは、別紙として一覧表を添付することも可。

別紙第13号様式

忌 引 願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学科・専攻 工学科
専攻

学 年 年

学籍番号 番

氏名(署名)

保護者氏名(署名)

下記事由により忌引したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1. 期間 平成 年 月 日 (曜日) 時限から
平成 年 月 日 (曜日) 時限まで
2. 死亡者氏名及び続柄
3. 死亡年月日 平成 年 月 日

(注) 1. 忌引きの期間は、学生準則第15条第2項による。

父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、

おじ・おば・曾祖父母1日

学級担任(署名)

別紙第14号様式

学生団体結成願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

代表者 学 科 年

氏 名(署名)

学 科 年

氏 名(署名)

下記のとおり結成したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 名 称
- 2 目 的
- 3 事 業
- 4 設立年月日 年 月 日から
- 5 指導教員名

別紙第15号様式

校外団体加入願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

団体名

代表者

工学科 年

専攻 年

氏 名(署名)

下記のとおり加入したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 加入しようとする校外団体の名称
- 2 加入の目的
- 3 学生会顧問又は指導教員

注 必要に応じ校外団体の目的、規約、役員名簿を添付すること。

別紙第16号様式

集会・行事許可願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

代表者

工学科 年

専 攻 年

氏 名

下記のとおり集会・行事を主催(に参加)したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 集会・行事の名称
- 2 目的・内容
- 3 場 所
- 4 期 日 月 日 時から
月 日 時まで
- 5 学生会顧問又は指導教員名
- 6 参加者 名
(必要に応じて名簿を提出すること。)

別紙第17号様式 整理番号()

印刷物発行・配布及び販売願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

代表者

工学科 年

専攻 年

氏名

下記のとおり印刷物を発行・配布・販売いたしたく、原稿（現物）を添えて願ひ出ますので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 印刷物を発行・配布・販売しようとする団体名
(団体でないときは個人名)
- 2 発行・配布・販売しようとする物件の名称及び部数
- 3 日時 月 日 時から
月 日 時まで
- 4 印刷物の配布・販売先

別紙第18号様式

掲示許可願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

代表者

工学科 年

専攻 年

氏名

下記により掲示したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 内容
平成 年 月 日から
- 2 期日
平成 年 月 日まで
- 3 場所
指導教員（署名）
(備考) 掲示物を添付すること。

別紙第19号様式

施設・設備等使用願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

代表者

工学科 年

専攻 年

氏名

下記のとおり施設・設備等を利用したいので、許可くださるようお願いいたします。

なお、使用に際しては火気に注意し、施設・設備等を滅失又は汚損したときは、その損害を補償します。

記

- 1 施設・設備等名
- 2 目的
- 3 日時 月 日 時から
月 日 時まで
- 4 使用者名又は団体名

(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生心得

1. はじめに

この心得は、本校学生がよくその本分を認識し、5年間の学生生活を有意義に送るための指針を示すものである。

学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守するとともに、よくこの心得を熟読し、諸注意、諸事項等に留意、励行すること。また、在学中は、常に本校学生としての自覚と誇りをもって行動し、自主・自立精神を養い、豊かな知識と教養を身につけ、心身共に健全な人格形成に努力されたい。

2. 一般心得

- (1) 学生は、互いの人格を重んじ、相手の立場をよく理解、尊重し、友人間にあっては、常に友愛と協調の精神をもって接すること。
- (2) 学生は、常に規則正しく、規律ある生活を心掛け、あらゆる機会を利用して、積極的に心身の鍛練と健康の増進に努めること。
- (3) 学生は、充実した有意義な生活を送るため、常に目標を持ち、研究心、探究心を培い、学習や課外活動等に積極的に取り組むこと。
- (4) 学生は、自ら進んで、図書館等での読書や学習を行い、幅広い知識や教養を身につけるとともに、自己啓発、自己研鑽に努めること。

3. 校内心得

- (1) 毎日余裕をもって登校し、始業時刻に遅れないように注意すること。
(遅くとも始業10分前までの登校を心掛けること。)
- (2) 常に教室内外の美化に心掛け、ゴミは、所定のゴミ箱に入れるか、各自持ち帰ること。
- (3) 登校から放課後までの間は、理由なく校外へ出ないこと。
- (4) 金額の多寡に関係なく、学生間での金銭の貸借をしないこと。
- (5) 校内では、高声、放歌等他に迷惑を及ぼす行為を慎むこと。
- (6) 授業終了後、特に用のない学生は下校すること。

4. 礼儀

- (1) 来客、教職員、目上に対しては、正しく挨拶し、礼を失することのないよう心掛けること。
- (2) 学生間においても、互いに礼儀正しく、学生らしい態度、言動を心掛けること。

5. 風紀

- (1) 校内、校外を問わず、常に本校学生としての品位を保ち、いやしくも学校の体面を汚すような行為をしないこと。
- (2) 異性間の交際には特に注意し、他人から誤解を受けないよう心掛けること。
- (3) 飲酒、喫煙について
学生（法定年齢に達したのも含む。）は、飲酒、喫煙をしてはならない。
- (4) 成人向け娯楽施設等への出入りについて

学生（法定年齢に達したものも含む。）は、パチンコ店、マージャン屋、ダンスホール等風俗営業を行っている施設あるいはその他の成人向け娯楽施設等へは、出入りしないこと。

6. 服装

- (1) 登下校時の服装は、「学生準則」及び「学生の服装内規」に規定されたものを着用すること。
- (2) 外出時の服装についても、できるだけ登下校時の服装が望ましいが制服以外のものを着用する場合は、学生らしい、清潔で質素な服装を心掛けること。

7. 下宿生の心得

- (1) アパート・下宿等での生活は不規則になりやすいので、常に規則正しい生活を心掛け、隣人や家主さん等に迷惑を掛けないよう、十分注意すること。
- (2) 部屋の整理・整頓、清掃を励行し、常に清潔に保つよう心掛けること。
- (3) 電気器具等の取扱いには十分注意し、常に災害防止に心掛けること。
- (4) 友人を部屋に入れる時は、家主さんの了解を得ること。また、友人と夜遅くまでゲームをしたり、騒ぐ等、他の人に迷惑を掛ける行為は、厳に慎むこと。
- (5) 保護者との連絡を密にし、外泊する場合は、必ず、家主さんや保護者にその旨連絡しておくこと。
- (6) 毎日の学習時間をできるだけ多く確保するとともに、目標を立てて勉学に励むこと。
- (7) アパート・下宿等を変更した場合は、速やかに、学級担任を経て学生係へ届け出ること。

8. アルバイト

- (1) アルバイトは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情により、アルバイトの必要があるものについては、願い出により許可する。
- (2) アルバイトを希望する者は、事前に保護者の同意を得るとともに、アルバイト許可願（別紙様式）を、学級担任を経て学生係に提出し、校長の許可を得なければならない。
- (3) アルバイトを行うにあたっては、学業や心身の発達に支障をきたさないように、労働条件や労働環境等について、事前によく調査しておくこと。
- (4) 次のようなアルバイトは許可しない。
 - ① 車両の運転、高所での屋外作業、高電圧や危険物の取り扱い等、危険を伴うもの。
 - ② ギャンブル場、居酒屋、マージャン屋、パチンコ店等、教育上好ましくないところでのもの。
 - ③ 農薬、劇薬等、人体に有害な薬品を扱うもの。
 - ④ 20時以降に及ぶ就労。

9. 車両の使用

- (1) 通学に使用できる車両は、原動機付自転車（原付）と自転車で、それ以外のものは使用できない。
- (2) 車両通学を希望するものは「学生の車両による通学に関する要項」に基づき、原付又は自転車使用許可願を、学生係へ提出して、校長の許可を得なければならない。
- (3) 車両の使用にあたっては、「学生の車両による通学に関する要項」及び道路交通法令をよく

守り，事故防止に努めること。

10. 旅行

- (1) グループで一泊以上の旅行をするときは，旅行届（別紙様式）を，学生係へ提出しなければならない。
- (2) 旅行に際しては，周到な計画を立て，よく準備を整えて出かけること。
- (3) 宿泊地やコース及び誰と行くのか等について，事前に保護者に知らせておくこと。
- (4) 学生証を常に携帯しておくこと。
- (5) 不慣れな土地であるので，行動は特に慎重を期し，出入りが禁止されている場所には近づかないこと。
- (6) 単車等による旅行は，できるだけ控えること。

11. 公共物の取扱い

- (1) 公共物は，みんなが使用するものであるため，大切に扱うこと。また，節約等にもよく心掛けて使用すること。
- (2) 施設・設備等を破損又は汚損した場合は，速やかに校舎・校具破損届を学務係又は学生係へ提出して，必要な指示を受けること。
- (3) 教具等を使用する場合は，必ず事前に，責任教員等の許可を得ること。
- (4) 女子ロッカーは，学生係で貸与するので，希望者は，学生係へ申し出ること。

12. クラブ活動

合宿，対外試合を行うクラブは，下記の願を指導教員を経て学生係へ提出して，校長の許可を得なければならない。

- (1) 校外団体参加願
校外団体が行う各種の行事に参加する場合（個人で参加する場合も含む。）
- (2) 対外試合等許可願
試合については，校内・校外を問わず提出すること。また，校外でのその他の活動についても提出すること。
- (3) 合宿許可願
合宿は，原則として学校の長期休業中とする。

13. 掲示

学生への通知等は，掲示で行うので，登下校の際は，必ず掲示板を見ること。

14. 諸手続き

学生準則やその他の諸規定に定められている諸手続き等は，別表「諸手続き一覧」のとおりである。期限に遅れたり，忘れていたりすることのないことは勿論，各手続きに関する規則に従って，日頃からよく注意しておくこと。

別表 諸手続き一覧

1. 交付を受けるもの

種 類	時 期	係	備 考
学 生 証	1, 4年	学 務 係	
○ 在 学 証 明 書	必 要 時	〃	必要日の3日前までに申し込むこと
○ 成 績 証 明 書	〃	〃	〃
○ 学 割 証	〃	学 生 係	〃
○ 通 学 証 明 書	〃	〃	〃

(注) ○印のものは、あらかじめ「証明書交付願」を担当の係へ提出して、交付を受けること

2. 届出をするもの

種 類	時 期	係	備 考
保証人住所変更届	変 更 時	学 務 係	学級担任を経由すること
保 証 人 変 更 届	〃	〃	〃
住 居 変 更 届	〃	〃	〃
学生身上異動届	〃	〃	〃
旅 行 届	一週間前	学 生 係	〃
校舎・校具破損届	その都度	〃	〃
奨学生進学届	入 学 時	〃	〃
奨学生異動届	その都度	〃	〃
携 帯 電 話 校内持込み届出書	〃	〃	〃

3. 願出をするもの

種 類	時 期	係	備 考
学生証再交付願	その都度	学 務 係	学級担任を経由すること
休 学 願	〃	〃	〃
復 学 願	〃	〃	〃
退 学 願	〃	〃	〃
受 験 許 可 願	〃	〃	〃
公 欠 願	〃	〃	〃
忌 引 願	〃	〃	〃
授業料免除・ 徴収猶予申請書	指定期日	学 生 係	
通学用原動機付 自転車使用許可願	〃	〃	学級担任を経由すること
通学用自転車 使用許可願	その都度	〃	〃
学生団体結成願	〃	〃	指導教員を経由すること
校外団体加入願	〃	〃	指導教員又は学級担任を経由すること
集会・行事許可願	1週間前	〃	〃
施設・設備等 使用許可願	3日前	〃	〃
印刷物発行・配布 及び販売願	〃	〃	〃
掲 示 許 可 願	〃	〃	〃
対外試合等許可願	〃	〃	〃
合 宿 許 可 願	指定期日	〃	〃
アルバイト許可願	1週間前	〃	学級担任を経由すること
奨 学 金 申 込 書	指定期日	〃	4月中旬「説明会」あり
入 寮 願	〃	寮 務 係	学級担任を経由すること
退 寮 願	その都度	〃	〃

アルバイト許可願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿
学科学年 工学科 第 学年
氏 名

下記のとおり、アルバイトをしたいので御許可下さいますようお願いいたします。

記

1. 奨学金の申請の有無	有 ・ 無
2. 就学支援金加算申請・授業料免除申請の有無	有 ・ 無
上記申請が無い場合、別途アルバイトが必要な経済的理由を詳細に記した理由書(書式任意)を作成し、保護者、担任の署名をもらって提出すること。なお、単に物品購入や社会学習を理由としたアルバイトは認めない。	
3. アルバイトを必要とする理由	
4. アルバイト先の種類、名称、所在地	
5. アルバイトの作業内容	
6. アルバイトの期間・時間	年 月 日～年 月 日 時 分 ～ 時 分(週 回)
7. 報 酬	
8. アルバイト許可証の発行	要 ・ 不要

アルバイトの許可をお願いいたします。なお、アルバイトを行うことで何らかの問題が生じた場合、保護者において全て責任を持つことを申し添えます。

保護者(署名)

アルバイトの許可をお願いいたします。なお、許可された場合は、学校生活・成績等について定期的に考慮し、適宜アルバイトの継続等について指導いたします。

担任(署名)

※1. 願は、保護者、学級担任の署名を得て、学務課学生係に提出するものとする。

※2. 本校は原則アルバイトは禁止なので、裏面の基準をよく読んで申請すること。

旅 行 届

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学科学年 工学科 第 学年
氏 名
保護者氏名
学級担任(署名)

下記により旅行しますので、お届けします。

記

1. 旅行先
2. 期 日 出発 平成 年 月 日から
帰着 平成 年 月 日まで
3. 参加人数
氏名
4. 行 程 別紙のとおり
5. 交通機関 別紙のとおり

※宿泊を要するグループ旅行の場合

合 宿 許 可 願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

ク ラ ブ 名 部
顧 問 教 員 (署名)
学 生 責 任 者 工 学 科 第 学 年
氏 名

下記のとおり 合宿を実施いたしたいので御許可下さいますようお願いいたします。

記

1. 実施場所
2. 実施期間
平成 年 月 日 () の (朝・昼・夕) 食から
平成 年 月 日 () の (朝・昼・夕) 食まで
3. 参加者 顧問教員__名
学 生__名 計__名

(参加学生名簿に氏名を記入してください。)

対 外 試 合 等 許 可 願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

ク ラ ブ 名 部
顧 問 教 員 (署名)
学 生 責 任 者 工 学 科 第 学 年
氏 名

下記のとおり御許可くださいますようお願いいたします。

記

1. 大会名等
2. 対戦相手
3. 参加者数
4. 大会等期日 平成 年 月 日 ()
5. 場 所
6. 引率教員名

(備考) 1. 参加者名簿を添付のこと
2. 3日前までに提出のこと

携帯電話校内持込み届出書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長殿

学科学年 工学科（専攻） 年
クラス番号
氏名（署名）
保護者氏名
（署名）

携帯電話の持込について下記のとおり届け出ます。
なお、持込にあたっては学校で定められた使用条件を遵守し、自立した学生として周囲に迷惑を掛けないことを約束いたします。
また、使用条件に違反した場合の指導には従います。

記

機種名 (メーカー名)	
色	
電話番号 (任意記入)	
担任署名 又は印鑑	

使用条件:

【使用禁止時間帯】 下記の時間帯のみ携帯電話の使用を許可する。

- ・ 登校してからCTまで
 - ・ 昼休み: 11:50~12:50 ただし、休み時間、掃除時間は禁止
 - ・ 放課後: 授業終了後
- *上記以外は電源を切ること。

【使用可能な場所】

教室（ただし、通話およびゲーム・娯楽目的の利用は不可）、更衣室、館峰会館1階ロビーおよび屋外（IPビデオカメラ含む）。

※ 廊下・階段および歩きながらの使用は危険防止のため禁止。

※ 事務室、教員室、研究室、クラブ活動の活動場所は担当教職員から許可をもらえば使用可能。

【違反した場合の指導】

授業中の使用（アラムも含む）、違反行為は授業妨害とみなし、携帯電話の預かり指導を行う。

＜指導内容＞卒業までの累積で以下のように学生委員会からの指導を行う。

- 1回目: 1週間の預かり指導。
 - 2回目: 2週間の預かり指導。
 - 3回目: 2週間の預かり指導。その間、保護者呼び出しの上、指導を行う。
- *違反時に無届が発覚した場合は1週間の預かり指導を加算する。

※ 年度当初は期日までに担任に届け出る。以降は学務課に届け出る。

電話番号（任意）、機種の変更は、その都度学務課に届け出る。

(3) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生の服装内規

熊本高等専門学校学生準則第16条に基づく服装について次のように定める。

第1 制服

(1) 男子服（冬服）

指定のブレザー、ズボン、シャツ及びネクタイを着用する。

(2) 男子服（夏服）

指定のズボン、シャツを着用する。

(3) 女子服（冬服）

指定のブレザー、スカート、ブラウス及びネクタイを着用する。

(4) 女子服（夏服）

指定のスカート、ブラウスを着用する。

(5) セーター等

無地で指定の色（黒・紺・グレー・ベージュ・茶・白）のセーター等を(1)～(4)の制服と組み合わせて着用してもよい。

第2 夏服の着用期間について

6月1日から9月30日までとする。ただし5月及び10月は移行期間とし、天候や体調に応じて夏服、冬服両方の着用を認める。

第3 防寒衣について

コート、マフラー等の防寒衣は華美でないものであれば、登下校に限り着用しても良い。

第4 履物について

動きやすい革靴、運動靴等を着用し、下駄、サンダル等は禁止する。

第5 制服以外の着用について

(1) 高学年（4年生以上）及び留学生については、制服以外の着用も認める。

ただし、服装の色及びデザインについては、学生らしき質素で清潔なものとし、本校学生としての体面を損なわないこと。

(2) 公式行事及び対外的な行事には、制服、スーツ又はブレザーを着用すること。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

熊本高等専門学校八代キャンパス学生の車両による通学に関する要項

(目 的)

第1条 この要項は、学生の交通法令違反及び交通事故を防止し、あわせて安全運転の徹底と交通道德の高揚を図るとともに、学生生活を保護することを目的とする。

(条 件)

第2条 通学に使用できるものは、原動機付自転車（以下「原付」という。）及び自転車に限る。

2 原付については、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 総排気量は50 cc以下であること。
- (2) 本校からの直線距離が3 km以上であること。
- (3) 自動車任意保険（対人・対物共に無制限）に加入していること。
- (4) 昨年度以降に違反・事故歴がないこと。
- (5) 交通規則・校則を守り、学校で決められた安全運転講習会に出席する意志があること。
- (6) マフラーを改造していないこと。

3 自転車については、許可条件を次のとおりとする。

- (1) 2重ロックをすること。
- (2) 雨天時はレインコート等を着用し、傘さし運転はしないこと。
- (3) 自転車任意保険に加入していること。

(許 可)

第3条 原付及び自転車を通学に使用する者は、保護者が連署した別紙第1号様式又は別紙第2号様式による許可願を学生係に提出し、校長の許可を得なければならない。

2 原付及び自転車の使用を許可した場合は、当該原付及び自転車の使用許可を証明するステッカーを交付する。

3 ステッカーの有効期限は、原付についてはその年度限り、自転車については、許可された者の在学期間とする。

4 ステッカーは、許可された原付又は自転車の後輪泥よけに貼付しなければならない。

5 ステッカーを紛失又は破損した場合は、速やかに学生係に届け出なければならない。

(義 務)

第4条 本校学生は、原付及び自転車の使用に際して、道路交通法令を遵守するほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 原付については、ヘルメットを必ず着用しなければならない。
- (2) 校内に駐輪するときは、所定の駐輪場に駐輪し、施錠しなければならない。
- (3) 許可された原付及び自転車を他人に使用させてはならない。
- (4) 校内を運行するときは、校内運行区域を守り、徐行しなければならない。
- (5) 学校周辺の道路上及びこれに近接した空地に駐輪してはならない。
- (6) 指示があった者は本校が行う安全講習会を必ず受講しなければならない。

(取 消)

第5条 許可を受けた者が、第3条又は第4条の規定に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。

(届 出)

第6条 学生が、交通法令に違反したとき、又は交通事故に関係したときは、速やかに学級担任に届け出て、報告書を学生係に提出しなければならない。

第7条 学生は、第2条の規定により許可を受けた原付及び自転車の使用をやめるとき、又は許可にかかる事項を変更したときは、速やかに学生係に届け出なければならない。

(雑 則)

第8 専攻科学生の車両による通学に関しては、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

※ステッカー番号

別紙第1号様式

平成 年度 原動機付自転車 通学使用許可願

提出日 平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学 科	工学科 工学専攻	学 年	年
(ふりがな) 氏 名			
現 住 所			
保 護 者	(署 名)		
学 級 担 任	(署 名)		

下記の原動機付自転車で通学したいので、許可をお願いします。許可を受けた後は交通規則を守り、かつ校則や許可条件に違反することのないよう誓います。学校で決められた安全運転講習会に出席します。

また、万一事故が発生した場合は保護者において一切の責任を負うことを誓います。

原動機付自転車での通学許可を願ひ出る理由							
車 両 情 報							
登録ナンバー	登録市町村	文 字	番 号 (右づめで記入)				
車 種 (メーカー・車名)				色			
車体番号							
登録者氏名 (本人との続柄)	続 柄 ()						
提出・提示書類 (☑を入れて下さい)	<input type="checkbox"/> 運転記録証明書 (提出) <input type="checkbox"/> 免許証 (提示)、 <input type="checkbox"/> 自賠償保険証書 (提示)、 <input type="checkbox"/> 任意保険証書 (提示)						

裏面の通学経路地図も記入

※ステッカー番号

別紙第2号様式

平成 年度 自転車通学使用許可願

提出日 平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学 科	工学科 工学専攻	学 年	年
(ふりがな) 氏 名			
現 住 所			
保 護 者	(署 名)		
学 級 担 任	(署 名)		

下記の自転車で通学したいので、許可をお願いします。

許可を受けた後は交通規則を守り、かつ校則や許可条件に違反することのないよう誓います。

駐輪時は二重ロックをすること及び雨天時にはレインコートを着用し傘さし運転をしないことを誓います。

また、万一事故が発生した場合は保護者において一切の責任を負うことを誓います。

自転車での通学許可を願出理由			
車 両 情 報			
防犯登録番号			
車体番号			
添付書類 (☑を入れること)	☐任意保険証書(写し)		
車名等特徴		色	
二重ロックの方法 (☑を入れること)	☐サドルロックタイプ、 ☐ハンドルロックタイプ、 ☐既設(前輪+後輪)、 ☐各自準備(ワイヤーロック or Uロック or チェーンロック×2)、 ☐既設+各自準備		
	☐レインコートの準備済み		裏面の通学経路地図も記入

(5) 熊本高等専門学校学生表彰規則

(趣 旨)

第1条 熊本高等専門学校学則第53条の規定に基づく、本校学生で模範となる行為があった者の表彰は、この規則に沿っておこなう。

(表彰の種類・基準等及び表彰対象者)

第2条 表彰の種類及びその基準、並びに推薦者、表彰時期、表彰内容は、表1に掲げるとおりとする。

(表彰の手続き)

第3条 表彰の可否は、教務、学生、寮務の各委員会及びキャンパス運営会議の議を経て校長が決定する。

(表彰の記録)

第4条 表彰された者は、広報誌等により全学生に公示する。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の在校生に関して経過措置の必要なものについては、卒業時まで旧基準を適用する。

附 則

この規則は、平成23年7月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表

表彰名	具体的な基準	推 薦	表 彰	表彰の日	備 考
成 績 優 秀 賞	学業成績が優秀で、かつ人物、生活態度等が良好な者のうち、原則として各学科（混合学級にあっては各学級）から1名	学級担任	表彰状 記念品 (5年生)	卒業式 始業式	
留 学 生 優 秀 賞	各学科において、留学生の学年末成績の平均点が、日本人学生の学年末総合成績1位の者と同等以上と認められる者	学科長	表彰状	卒業式 始業式	
5 年 皆 勤 賞	在学5年間の欠課、遅刻及び早退が皆無の者	学級担任	表彰状 記念品	卒業式	特別活動 も含む。 公欠は除 く。
1 年 皆 勤 賞	在学1年間の欠課、遅刻及び早退が皆無の者	学級担任	表彰状	卒業式 始業式	
特 別 優 秀 賞	ア 特別研究の成果が優秀で、かつ人物、生活態度等が良好な者のうち、原則として専攻科修了生のうち、各専攻から1～2名	専攻科長	表彰状 記念品	卒業式	

	イ 卒業研究の成果が優秀で、かつ人物、生活態度等が良好な者のうち、原則として各学科から1名	学科長	表彰状 記念品	卒業式	
奨 励 賞	ア 別に定める資格及び認定・検定試験等の合格者、又はこれに準ずる者	学級担任	表彰状	卒業式 始業式	
	イ 学会等で優れた発表を行った者	指導教員	表彰状	卒業式 始業式	
	ウ 校内一斉テスト（定期試験、中間試験を除く。）等で優秀と認められた者	授業科目 担当教員	表彰状	卒業式 始業式	
	エ 学術的なコンクール等において、全国大会で入賞以上、九州大会で優秀な成績を収めた者	指導教員 又は 学級担任	表彰状	卒業式 始業式	
課 外 活 動 賞	次の第1項及び第2項の大会で、優勝など優秀な成績を修めた者や、第3項に該当する者で、所属クラブの発展や活性化への功績があったと認められ、かつ人物及び生活態度が良好な者 1. 全国高専体育大会等又はこれに準ずる文化的・技術的な全国大会 2. 九州沖縄地区及び西日本地区高専体育大会等又はこれに準ずる文化的・技術的な大会 3. マネージャー等、前2項には該当しないが、所属クラブの発展や活性化に特に貢献した者 ※各大会が課外活動賞に値するかどうかは、学生委員会で審議する。	顧問教員	表彰状 記念品	卒業式	
特 別 賞	1. 人命救助、重大事故の未然防止、その他ボランティア活動等社会的に特段の功績があり、学生の模範として推薦できる善行があった者 2. クラブ活動以外の分野で課外活動賞と同等の成績で入賞し、かつ人物及び生活態度が良好な者	担任	表彰状 記念品	全体集会 卒 業 式	1. においては、表彰は善行のあった直後の全体集会とする。
	3. 学生会及び寮生会等の活動において、特段の功績があり、かつ人物、学習及び生活態度が良好な者	担任 又は 指導教員	表彰状 記念品	卒業式	

(注) 過去に懲戒処分を受けた者については、各キャンパスの当該委員で表彰の可否を審議する。

(6) 熊本高等専門学校八代キャンパス水泳プール使用要項

(趣 旨)

第1条 熊本高等専門学校国有財産取扱細則第7条の規定に基づき、熊本高等専門学校水泳プール（以下「プール」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 プールは、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 正課の授業
- (2) 本校水泳部のクラブ活動
- (3) 学校行事
- (4) 一般の学生及び教職員が使用する場合
- (5) その他校長が特に必要と認めた場合

(使用期間等)

第3条 プールの使用期間及び使用時間は次のとおりとする。ただし、正課の授業として使用する場合はこの限りでない。

1. 使用期間 5月1日から9月30日まで
2. 使用時間 10時から19時まで

(使用手続)

第4条 プールの使用（正課の授業として使用する場合を除く。）を希望する者は、使用責任者を定め、使用許可願（別紙様式）を3日前までに学生係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(鍵の受け渡し)

第5条 使用許可を受けた使用責任者は、学生係で鍵を受取り、使用後は同係に返還しなければならない。ただし、土・日曜、祝祭日及び勤務時間外の場合は、事前に学生係で鍵を受け取ることにする。

(遵守事項)

第6条 プールを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 単独（1人）での使用はしないこと。
- (2) プール内に土足で入場しないこと。
- (3) プールの使用前には消毒液で下半身を消毒後、シャワーで消毒液をよく落とし、体を冷水に慣らすこと。
- (4) 準備運動を充分行うこと。
- (5) プールサイドでふざけたり、水泳中危険な行為をしないこと。
- (6) プール内に飲食物を持ち込まないこと。
- (7) 水泳部学生と一般学生が同時にプールを使用する場合は、一般学生は水泳部学生の指示に従うこと。
- (8) プール内で事故が発生した場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに、学生係に報告し、その指示に従うこと。
- (9) 使用後はプールサイド等の清掃をし、戸締りを厳重に行うこと。

(使用の禁止)

第7条 次の各号の一に該当する者はプールの使用を禁止する。

- (1) 伝染性疾患のある者及び医師の診断により水泳を禁じられた者。
- (2) この内規その他教職員等の指示に従わない者。

(損害の賠償)

第8条 故意又は重大な過失によりプール及び付帯設備等を損傷した者は、これを原状に回復し、又は原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 プールの使用に関する事務は、学生係において処理する。

附 記

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

水泳プール使用許可願									
						平成	年	月	日
熊本高等専門学校長 殿									
使用責任者									
(学 生)		工学科		第		学年			
(教職員)		科・係							
氏 名 (署名)									
下記のとおり水泳プールを使用したいので、ご許可くださるようお願いします。									
なお使用については「熊本高等専門学校八代キャンパス水泳プール使用要項」に従います。									
記									
1. 使用者名									
2. 使用期間		自	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで	
		至	月	日 (曜)	時	分から	時	分まで	

5. 経 済 援 助

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の
免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則 88
- (2) 奨学生制度 97
- (3) 高等学校等就学支援金 99

経済的理由により修学が困難である優れた学生に対する経済的支援について、紹介しています。

また、1～3年生を対象とする高等学校等就学支援金について説明しています。

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第109号

制定 平成24年 3月 1日

一部改正 平成27年 3月12日

一部改正 平成28年 3月 7日

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 授業料の免除（第4条－第8条）
- 第3章 入学料の免除（第9条－第10条）
- 第4章 寄宿料の免除（第11条－第12条）
- 第5章 授業料及び入学料の徴収猶予（第13条－第15条）
- 第6章 補則（第16条－第19条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）第12条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）における授業料、入学料及び寄宿料の免除並びに授業料及び入学料の徴収猶予（以下「授業料免除等」という。）の取扱いについて定める。

（適用範囲）

第2条 機構における授業料免除等は、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

- 2 授業料免除等は、学校の学科及び専攻科の学生（聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「学生」という。）並びに学科又は専攻科に入学する者（聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「入学者」という。）を対象とする。

（未決定期間内の徴収の猶予）

第3条 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料、入学料又は寄宿料の徴収を猶予する。

- 2 前項に基づき、前期にあつて授業料の徴収猶予が認められている場合は、後期の

末日まで引き続き徴収猶予を認めることができることとする。

- 3 授業料に充てることを目的とした支援金等が国等から支給される場合の授業料の徴収猶予については、別に定める。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第4条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関(以下「選考機関」という。)の議を経て、各学校の校長(以下「校長」という。)は、授業料の免除を許可することができる。

- 2 前項の授業料免除は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 3 第1項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料免除申請書
 - 二 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる、当該学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)及び学生を含む世帯の所得証明書等(以下「所得証明書等」という。)
 - 三 その他校長が必要と認める書類
- 4 前項の規定にかかわらず、前期において授業料の免除を申請する者が、後期においても免除申請を予定している場合は、前期の申請に併せて後期の免除申請を行うことができる。
- 5 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(休学又は退学の場合)

第5条 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除することとする。ただし、休学開始日が月の初日である場合にあつては、休学当月から免除することとする。

- 一 休学許可日が、授業料の納付期限以前である場合
 - 二 第3条第1項に基づく授業料の徴収猶予が認められている場合又は月割分納の許可を受けている場合
- 2 第3条第1項及び第2項に基づく授業料の徴収猶予が認められている学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可する場合は、月割計算により退学の翌月以降に当該学生が納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第6条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第7条 次の各号の一に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期分の授業料免除に代えて当該期分の授業料を免除することができる。

一 授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限までに、次の各号の必要書類を、校長に提出しなければならない。

一 授業料免除申請書

二 所得証明書等

三 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類(以下「死亡証明書」という。)

四 災害による場合は、市町村等が発行する罹災証明書又は被災証明書(以下「罹災証明書等」という。)

五 その他校長が必要と認める書類

3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(その他特別な事由の場合)

第8条 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長(以下「理事長」という。)は、第4条から第7条までに規定する以外に授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、授業料を免除することができる。

(免除実施可能額)

第9条 各学校における第4条及び第8条に定める授業料の免除実施可能額は、毎年度理事長が定める。

2 前項の額を超えて授業料の免除を行う必要が生じたときは、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。

3 理事長は、前項の規定に基づき申請があった場合は、当該申請に係る学生の置か

れた経済状況等に基づき予算の範囲内で当該申請の承認又は不承認を決定するものとする。

第3章 入学料の免除

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第10条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

2 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第11条 入学者であって、次の各号の一に該当する特別な事由により、入学料の納付が著しく困難であると選考機関が認める場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料の免除を許可することができる。

一 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

2 入学料免除の許可を受けようとする者は、入学料の納付期限までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

一 入学料免除申請書

二 所得証明書等

三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書

四 災害による場合は、罹災証明書等

五 その他校長が必要と認める書類

3 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

第4章 寄宿料の免除

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第12条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第13条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必

要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

- 2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を、その都度校長に提出しなければならない。
 - 一 寄宿料免除申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書等
 - 五 その他校長が必要と認める書類

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

第14条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生（当該学生が行方不明の場合には当該学生に代わる者）の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 当該学生が行方不明の場合
 - 三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
 - 四 その他やむを得ない事由があると認められる場合
- 2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
 - 3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあって徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許可することができる。
 - 4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料徴収猶予申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書等
 - 五 その他校長が必要と認める書類

(授業料の月割分納)

第15条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合は、選考機関の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。

2 前項の月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料月割分納申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書等
- 五 その他校長が必要と認める書類

(入学料の徴収猶予)

第16条 入学者が、次の各号の一に該当する場合には、学生の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、入学料の徴収の猶予を許可することができる。

一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合

三 その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 入学料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、入学料の納付期限までに、次の各号の必要書類を校長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

- 一 入学料徴収猶予申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書等
- 五 その他校長が必要と認める書類

3 前項に掲げる必要書類等のうち、既に提出したものについては再度の提出は要しない。

4 徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

第6章 補則

(許可の取消)

第17条 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、選考機関の議を経て、校長はその許可を取り消すものとする。

- 一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合
- 二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合

2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

第18条 授業料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

2 入学料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月12日一部改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月7日一部改正)

この規則は、平成28年3月7日から施行する。

様式第1号

〇提出先：学務課 学生課
〇提出期限：平成 年 月 日() 17:00まで

(別紙1)

授業料免除等申請書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校校長 殿

学 科 年 学籍番号()
専 攻 年 学籍番号()
申請者氏名(自署) _____
申請者住所及び電話番号 〒 _____
(TEL) _____
主たる学資負担者(保護者) 氏 名(自署) _____
(申請者との続柄) _____
主たる学資負担者(保護者)住所及び電話番号 〒 _____
(TEL) _____

下記理由により、平成 年度前期分・後期分の授業料を免除していただきたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

出願理由(具体的に記入すること。また、生活費の出所についても記入すること。)

Large empty box for writing the application reason and living expenses source.

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合、その年月、生活費の出所) 年 月から

生活費の出所:

Table with columns: 休学歴, 期間, 平成, ~, 平成, 理由, 疾病, 失業, 留学, ・その他()

*許可又は不許可が決定されるまでの間は、授業料の徴収は猶予されます。

家 庭 調 査 票

別紙2

Complex form for family investigation with multiple tables for applicant, guardian, and family members.

様式第2号

入学料免除申請書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校校長 殿

学 科 年
専 攻 年

申請者氏名(自署) _____
主たる学資負担者(保護者) 氏名(自署) _____
住所 〒 _____
TEL: _____

下記理由により、平成 年度入学料免除の許可を受けたく、別紙証明書を添え申請しますのでよろしくお願いたします。

記

Large empty box for writing the application reason for tuition exemption.

*許可又は不許可が決定されるまでの間は、入学料の徴収は猶予されます。

様式第3号

寄宿料免除申請書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校校長 殿

申請者 学 科 年
専 攻 年
学 籍 番 号 ()
申請者氏名(自署) _____

主たる学資負担者(保護者) 氏名(自署) _____
申請者との続柄 _____
住所及び電話番号 〒 _____
TEL _____

下記理由により、平成 年度の寄宿料を平成 年 月から免除していただきたいので、許可くださるようお願い致します。

記

事由(詳細に記入すること)

Large empty box for writing the application reason for dormitory fee exemption.

*許可又は不許可が決定されるまでの間は、寄宿料の徴収は猶予されます。

様式第4号

授業料徴収猶予申請書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

申請者

学 科 年
専 攻 年

学 籍 番 号 ()

申請者氏名 (自署) _____

主たる学資負担者 (保護者)

氏 名 (自 署) _____

申 請 者 と の 統 柄 _____

住 所 及 び 電 話 番 号 〒 _____

TEL _____

下記事由により、平成 年度 (前期 ・ 後期) 分の授業料の徴収を平成 年 月 日まで猶予していただきたいので、許可くださるようお願い致します。

記

事由 (詳細に記入すること)

Blank box for writing the reason for the application. Includes the text "以上" at the bottom right.

※許可又は不許可が決定されるまでの間は、授業料の徴収は猶予されます。

様式第5号

授業料月割分納申請書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

申請者

学 科 年
専 攻 年

学 籍 番 号 ()

申請者氏名 (自署) _____

主たる学資負担者 (保護者)

氏 名 (自 署) _____

申 請 者 と の 統 柄 _____

住 所 及 び 電 話 番 号 〒 _____

TEL _____

下記事由により、平成 年度 (前期 ・ 後期) 分の授業料を月割により分納したいので、許可くださるようお願い致します。

記

事由 (詳細に記入すること)

Blank box for writing the reason for the application. Includes the text "以上" at the bottom right.

※許可又は不許可が決定されるまでの間は、授業料の徴収は猶予されます。

様式第6号

入学科徴収猶予申請書

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学 科 年
専 攻 年

申請者氏名 (自署) _____

主たる学資負担者 (保護者)

氏名 (自署) _____ 統柄 () _____

住所 〒 _____

TEL : _____

下記理由により、平成 年度入学科徴収猶予の許可を受けたく、別紙証明書を添え申請しますのでよろしくお願い致します。

記

申 請 理 由	

※許可又は不許可が決定されるまでの間は、入学科の徴収は猶予されます。

(2) 奨学生制度

(A) 日本学生支援機構

学業・人物ともに優れ、かつ健康な学生で、経済的理由により修学に困難がある者で、将来の奨学金返還に対して明確な自覚と強固な責任遂行の意志をもつ者は、選考のうえ日本学生支援機構奨学生として次のように学資の貸与を受けることができます。

① 奨学金の月額

学年別貸与月額（平成 28 年度）

第一種奨学金（無利子）

区 分	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	専攻科 1 年生	専攻科 2 年生
自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000	45,000	45,000
自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000	51,000	51,000

「自宅外通学」の欄は、自宅外から通学する者で増額を希望する者に貸与される。

なお、4年生以上では第二種奨学金（有利子）があり、貸与月額は本人の希望により、30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円の中から選ぶことができます。

② 貸与期間

貸与期間は、高等専門学校での採用時から卒業又は修了予定の最短年月までの期間ですが、学業成績の低下その他で、貸与期間の短縮又は貸与の停止を受けることがあります。

③ 奨学生の募集

奨学生の募集時期は、4月となっています。4月中に奨学金説明会を行いますので、申請を希望する者は説明会に必ず出席してください。奨学金説明会の案内は、中央掲示板に掲示します。

なお、家計の急変時に応募できる緊急採用がありますので、該当する場合は学生係に相談してください。

説明会に出席しなかったことによって、募集期限を経過した場合は、応募できない場合がありますので、常に掲示には注意してください。応募された書類は、委員会等で審査され、適格者は日本学生支援機構へ推薦されます。

応募時期には、募集要項を配布しますが、採用される見込みのない者等は応募しても推薦しない場合がありますので、出願に際しては、応募資格、収入基準、学力等を十分考慮し、家族、担任教員、事務担当者に、あらかじめよく相談して応募してください。

④ 奨学生の採用

日本学生支援機構奨学生として採用された時点で、「奨学生証」及び「奨学生のしおり」が配られます。奨学生のしおりには、注意事項や届出義務を要する手続等が詳しく記され

ていますので、よく読んで、卒業するまで大切に保管してください。分からないことがある場合は学生係に尋ねてください。

なお、奨学金は各奨学生の個人名義の普通預金口座に直接振込まれます。

⑤ 適格認定の実施

適格認定とは、年1回（毎年冬に）奨学金の継続が必要か否か、奨学金の金額が適切であるかどうかを判断するもので、奨学生本人がインターネットを通じて「奨学金継続願」を提出しなければなりません。提出しない場合は廃止となります。

その後、学校で奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか適格認定を行います。

また、成績不良者には「廃止」「停止」「警告」の認定処置がなされます。

なお、適格認定は奨学生としてふさわしくないかどうか問われる事由が生じた場合には、その都度実施します。

⑥ 奨学金の返還

この奨学金は、貸与されるものですから返還の義務があります。

なお、奨学金の返還時期及び方法は、次のいずれかに該当した場合に、月賦（毎月27日）返還と月賦・半年（毎年1月・7月）賦併用返還の2種類から選択した方法により返還しなければなりません。

ア．奨学金の貸与期間が満了したとき

イ．死亡したとき

ウ．奨学金の交付を廃止されたとき

エ．退学したとき

オ．奨学金の貸与を辞退したとき（ただし、在学中は願出により返還が猶予されます）

⑦ 奨学金の返還猶予・免除

奨学生であった者が、次に該当した場合は、願出により返還を猶予若しくは一部又は全部の返還を免除されることがあります。

A 返還猶予

ア．上級学校へ進学したとき

イ．災害又は傷病により奨学金の返還が困難になったとき

B 一部又は全部の免除

ア．死亡又は心身障害により奨学金の返還ができなくなったとき（ただし、連帯保証人又は保証人が代わって返還できない事情がある場合）

(B) その他の奨学制度

地方公共団体、民間団体等による奨学制度があり、奨学生募集等の通知は掲示により行います。

また、学校を通さず本人が直接手続きし奨学金の貸与を受けることになった場合は学生係に届け出てください。

(3) 高等学校等就学支援金

高等学校等就学支援金とは1～3年生を対象に授業料に充てるための就学支援金を国が支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

平成26年度より制度が変わり、市町村民税所得割額が30万4,200円（保護者の市町村民税所得割額の合算額）未満の世帯に月額9,900円（年間118,800円）が支給されます。また、保護者の所得によっては、支給金額が加算されます。

留意事項

- * 就学支援金の支給は、（休学・留学の場合を除き、）在籍36ヶ月までの学生を対象としているため、留年で在籍が36ヶ月を超える場合は、対象となりません。
- * 就学支援金は、学生又は世帯に交付されるものではなく、授業料から減額されるものです。

【参考】平成27年度 年間授業料234,600円

（一般世帯：就学支援金118,800円 保護者の納付額115,800円）

- * 本件については、申請主義の観点から申請しないと受給資格はありません。

6. 福 利 厚 生

(1) 福利厚生施設	100
(2) 保 健 衛 生	103
(3) 学生相談室	103
(4) ハラスメント対策	104
(5) 各種保険制度について	106
(6) 学生運賃割引証と通学証明書	109

学生の健康管理に供するための保健室や，日常生活での諸々の悩み事の相談に応じるための学生相談室が設けられていますので，気楽に利用してください。

また，学生の正課，課外活動等の災害・傷害に備え，各種の保険制度があります。任意保険についても，万一に備え，できるだけ加入するようにしてください。

その他，学生係では，学割証の発行等を行っていますので，活用してください。

(1) 福利厚生施設

①熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設の管理運営に関する要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設（以下「福利施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 福利施設は、学生相互及び学生・教職員の人間関係を緊密にし、かつ、学生の課外活動を盛んにするとともに、学生及び教職員の福利厚生を増進することを目的とする。

(管理運営)

第3条 福利施設の管理運営は、校長が行う。

2 福利施設の管理運営に関する基本的な方針については、学生委員会で審議する。

(施 設)

第4条 福利施設に、次に掲げる室を置く。

- (1) 保健室
- (2) 相談室
- (3) 談話コーナー
- (4) 軽食コーナー
- (5) 売店
- (6) 文系サークル共用室(1)
- (7) 文系サークル共用室(2)
- (8) 文系サークル共用室(3)
- (9) 文系サークル共用室(4)
- (10) 和室
- (11) 多目的室
- (12) 研修室
- (13) 学生会室及び倉庫

(使用者の範囲)

第5条 福利施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) その他校長が特に許可した者

(事 務)

第6条 福利施設に関する事務は、学務課学生係において処理する。

(雑 則)

第7条 この要項に定めるもののほか、福利施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

②熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設の使用に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、熊本高等専門学校八代キャンパス福利施設の管理運営に関する要項第7条の規定に基づき、福利施設の使用に関し必要な事項を定める。

(使用時間及び休館日)

第2条 福利施設の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 使用時間 8時30分から19時まで

(2) 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月28日から1月4日まで）

2 保健室、相談室、売店の使用時間及び休業日については、校長が別に定める。

(使用手続)

第3条 福利施設を使用しようとする者は、別表の使用区分に応じ、施設・設備等使用許可願（学生準則別紙第19号様式）を学務課学生係（以下「学生係」という。）に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(使用優先順位)

第4条 福利施設の使用が競合する場合は、当事者間で協議し決定する。

(鍵の管理)

第5条 福利施設の鍵は、学生係で管理する。

(遵守事項)

第6条 福利施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用期間及び使用時間を遵守すること。

(2) 使用許可を受けた目的以外には使用しないこと。

(3) 使用を中止又は変更するときは、速やかに学生係に届け出ること。

(4) 施設、設備及び備品等を無断で模様替え又は移動若しくは損傷又は汚損しないこと。

(5) 火災の予防に留意すること。

(6) 使用中は、常に清潔、整理整頓、美化に留意し、騒音、放吟、喧騒等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(7) 使用後は、清掃、整理整頓の上、原状に復し、火気、戸締り、消灯等確認を行うこと。

(8) その他使用に際しては、係員の指示に従うこと。

(使用許可の取消し)

第7条 第6条各号の規定に違反した場合は、使用許可を取り消し、又は以後の使用を許可しないことがある。

2 本校の行事等のために福利施設を使用する必要が生じた場合には、使用許可を変更し、又は取り消すことがある。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は破損した場合は、原状に回復し、又は原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(意見の聴取)

第9条 福利施設の使用に関する希望、意見等については、学生に係るものにあつては、学生委員会が必要に応じて聴取するものとする。

(使用優先順位)

第10条 福利施設の使用が競合する場合は、当事者間で協議し決定する。ただし、第7条第2項の規定に該当する場合は、この限りでない。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から適用する。

別表

所在	室 名		使 用 区 分	
1階	保健室	学生・教職員の保健管理	学生・教職員共用	A
	相談室	カウンセラー等による学生相談	学生使用	A
	談話コーナー	学生・教職員の憩いの場	学生・教職員共用	A
	軽食コーナー	学生・教職員の軽食コーナー	〃	A
	売店	文房具・日用雑貨品等の販売	〃	A
2階	文系サークル共用室(1)	学生の複数のサークルが課外活動等に使用	文系サークル共用	C
	文系サークル共用室(2)	〃	〃	C
	文系サークル共用室(3)	〃	〃	C
	文系サークル共用室(4)	〃	文系同好会・文系愛好会共用	C
	和室	日本間及び茶道室として使用	学生・教職員共用	B(C)
	多目的室	会議・研究会・研修会及び吹奏楽部の練習場所として使用	〃	B(C)
	研修室	〃	〃	B
	学生会室	学生会の行事等の運営に使用		C
	倉庫	各サークル所有の器具等を収納		C

備考

使用区分欄のA・B・Cは、次のとおりとする。

A：原則として出入り自由の場所で、使用許可願の提出を要しない。

B：使用の都度、使用開始2日前までに使用許可願の提出を要する。ただし、茶道部が使用する和室及び吹奏楽部が使用する多目的室にあつては、Cの区分による。

C：学生委員会の了承を得た上で、前期の使用計画にあつては3月末日までに、後期の使用計画にあつては9月末日までに、それぞれ使用許可願の提出を要する。

(2) 保 健 衛 生

① 保 健 室

長い学業を続けていくには、健康については特に注意しなければなりません。学生の健康管理のため保健室を設け救急医薬品・器具等を常備し、病気、けが等に対する応急処置や定期健康診断や健康相談を行っています。身体に異常を生じた場合やけがをした場合等は速やかに申し出て手当を受けるようにしてください。なお、手当等の処置は次のようになっています。

- 1) 病気の際の救急薬品の投薬は当日のみで以後は行いません。
- 2) 学校外でのけがについては治療できません。

② 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法第5条に基づき毎年4月から5月にかけて、全学生を対象に実施されます。この目的は、学生の健康状態を知り、それらの結果に基づき病気の早期発見及び適切な治療へと援助を行い、学生の健康の保持増進を図るものです。毎年、実施が義務づけられていますので、必ず受けるようにして下さい。やむを得ない理由により診断を受けられなかったときは、その旨、保健室へ届けて後日健康診断を受けなければなりません。

③ 健康相談

自分自身の健康状態を知り、病気を早く発見し、適切な治療を受けるため、健康のすぐれない人はこれを利用して、健康保持につとめてください。健康相談を受けたい人は、いつでも保健室に申し出れば、専門医による健康相談（月3～4回）が受けられます。

(3) 学生相談室

5年間の学生生活において、いろいろの困難にぶつかることがあるだろうと思います。そこで相談室は、諸君の学生生活に伴うもろもろの悩みや個人的な諸問題（例えば、経済的な事情、勉強と成績に対する悩み、進学・進級の悩み、健康上の悩み、就職に対する悩み、交遊関係に対する悩み、クラブに対する悩み等）について、相談に応じます。また、希望者は専門のカウンセラーのカウセリングを受けることも出来ます。相談室では、諸君の色々な悩みを一緒に考え、問題解決の支援に当たりますので、気楽に利用してください。独りで思い悩まないで、相談に訪れてくれることを心から願っています。

○相談窓口は、学生相談室または保健室（福利施設龍峰会館内）へ来室してください。

(4) ハラスメント対策

本校は、ハラスメント等の防止ならびに被害者を救済するために、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めるハラスメント防止ガイドラインに基づき対応しています。

○ ハラスメントには…

①セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員，学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動，学生等が教職員，他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動。

②アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動。

③パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動。

○ 加害者にならないために…

- ・相手の人格を尊重しよう。
- ・相手の立場に立って考えよう。
- ・相手を性的な対象と見て、力関係で支配したり、心理的に圧迫をしてはいけません。

○ 被害を受けたと思ったら…

- ・相手にはっきり「NO」と言おう。
- ・一人で悩まずに、気軽に相談員へ相談してみよう！

○ ハラスメントの相談窓口

- ・ハラスメント相談員の他に、学生相談室でもハラスメントに関する相談に応じています。

○ ハラスメント相談室では…

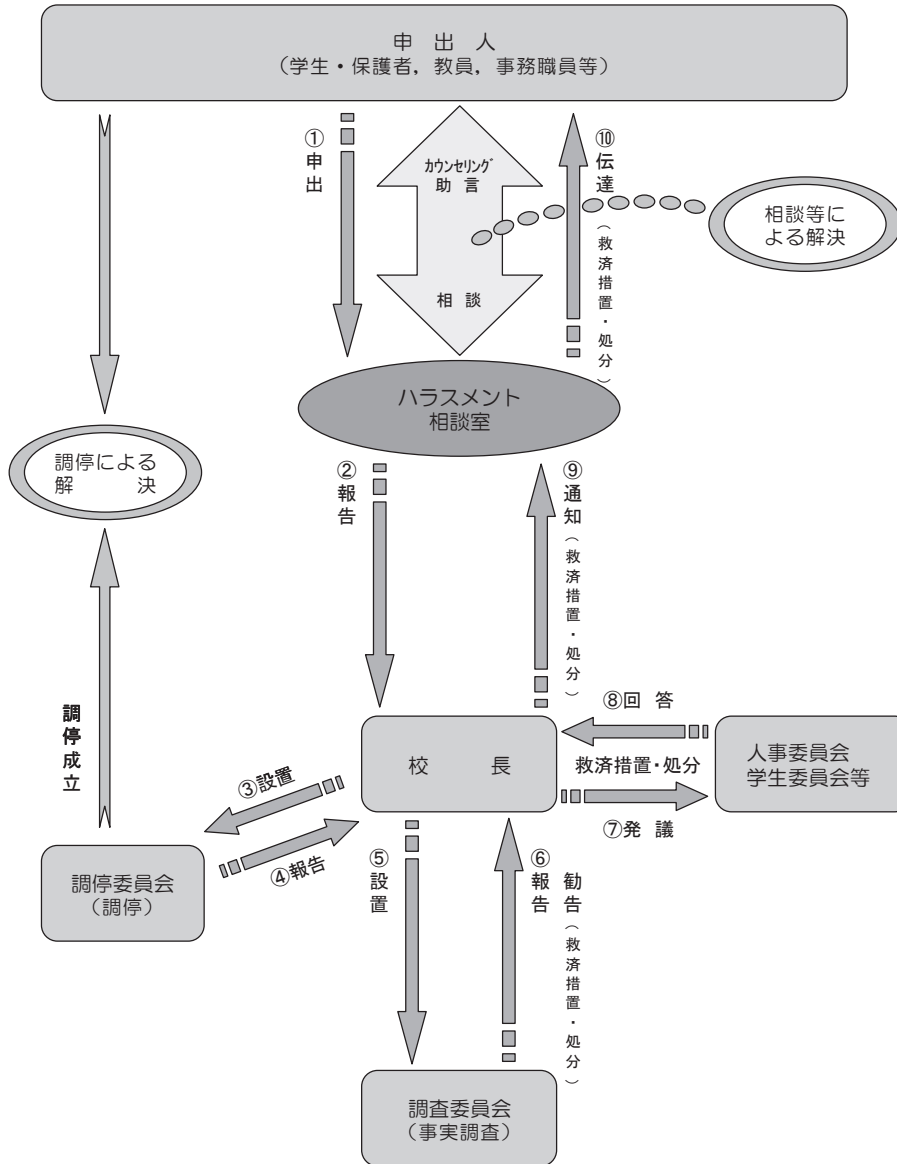
- ・ハラスメントの被害を受けた本人だけでなく、被害を受けているのを見て不快に感じた人の相談にも応じます。
- ・相談には慎重に対処し、場合によっては加害者に厳正な処分が行われます。
- ・被害者のプライバシーは絶対に守ります。

○ 相談方法

- ・相談は、面談、電話、手紙、メール等いずれの方法でも出来ますので、気軽に相談してください。

○ ハラスメント相談に関する基本的な流れ

熊本高専八代キャンパス
ハラスメント相談に関する基本的な流れ



○ 八代キャンパスハラスメント相談室

八代キャンパスハラスメント相談員 (内線)

学生相談室長	時松 雅史	1243	看護師	山下 智子	1227
学生相談支援員	宮崎 聡子	1227	総務課長	内山 慎一	1210
共通教育科・准教授	村田 美友紀	1301	学務課補佐	小崎 一哉	1331
機械知能システム工学科・准教授	山下 徹	1278	総務課補佐	佐藤 智恵子	1215

* 番号の頭に53を付けると直通になります。

(5) 各種保険制度について

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

本校は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していますので、学校の管理下における負傷、疾病、障害又は死亡に対して給付金を受けることができます。給付金の対象となる災害の範囲については別表を参照してください。

① 共済掛金（年額） 1,520 円

② 給付の種類と内容

(別表)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(病院窓口での支払額が1,500円以上)のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(病院窓口での支払額が1,500円以上)のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学中の災害は半額)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害は1,400万円)
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害は半額)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400万円 (通学中の災害も同額)

③ 学校の管理下の範囲

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 休憩時間、その他校長の指示・承認に基づいて学校にある場合
- 通常の経路及び方法により通学する場合
- その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合

④ 給付基準

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 損害賠償を受けた時や他の法令の規定による補償や給付等を受けたときは、その価格の限度において、給付は行われません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の学生に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- 学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡した

ときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付は行われません。

- 学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部が行われない場合があります。

⑤ 給付を受けるための手続き

- 学校の管理下で災害に遭った場合、関係教員又は学務課学生係に連絡して下さい。災害共済給付の申請に必要な書類を保健室から受け取り、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。
- 必要な書類を保健室へ提出します。センター担当部署において、審査の上、給付金額を決定し、学校を通じて保護者へお支払いします。

2. 一般財団法人熊本県PTA教育振興財団「熊本県PTA共済」

学校教育活動やPTA活動中などに、活動への参加あるいは活動中に起きた事故により死亡、負傷、活動中の急性の疾病等の災害を被った方に対して、共済金を給付し、これによってPTA活動や学校教育の円滑な運営を図ることを目的として設けられたものです。

① 共済掛金（年額） 800円

② 共済金の給付される場合

活動区分	活動内容
1. 学校教育活動	(1) 教育課程に基づいて実施される諸活動 授業中、総合的な学習の時間 特別活動：学級活動、児童（生徒）会活動、クラブ活動、学校行事 (2) 教育課程外の教育活動 部活動、休憩時間中などでの活動 (3) これらの活動に参加するための正規の往復中
2. 学校教育外活動	(1) 単位PTAが主催又は共催する児童生徒等の活動 (2) 学校教育外活動における、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前にPTA会長が承認したもの（部活動、学級、学年、学校単位の活動であること） (3) 単位PTAが主催又は共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの (4) 単位PTAの主催又は共催ではないが、部活動、学級、学年、学校単位で参加する活動で、事前にPTA会長が承認したもの (5) これらの活動に参加するための正規の往復中
3. 交通事故	(1) 給付の対象となる活動中及び活動参加のための正規の往復中 (2) 校長又は単位PTA会長の承認により、自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中（いずれも公共交通機関利用中を除く）
4. 特別団体	本財団が認めたスポーツ団体の活動中及び活動に参加するための正規の往復中

③ 共済金の額

共済金の区分	活動区分	共済金額
死亡共済金	学校教育外	3,000万円
	学校管理下	1,500万円
	交通事故	500万円
	特別	最高 600万円
後遺障害共済金 (1級～14級)	学校教育外	最高3,000万円
	学校管理下	最高1,500万円

	交通事故	最高 500万円
負傷共済金	学校教育外	最高 100万円
	交通事故	3万円・5万円

④ 共済金の給付されない場合

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済給付制度の適用を受けた場合
- 公共交通機関を利用中の災害（航空機、船舶、鉄道、路面電車、バス、タクシー等料金を支払うもの）
- 事故の原因が加入者の故意による場合、又は故意による犯罪行為の場合（無免許、飲酒、自殺等）
- 公務災害の適用を受けた場合
- 地震、噴火又はそれに伴う津波など非常災害、戦争などの場合
- 日本国外における災害
- 災害発生から2年を超えた期間に報告されたもの
- 自転車以外の遊具等を利用して活動に参加した場合（ローラースケート、キックボード等での往復）

⑤ 給付を受けるための手続き

- 災害が発生した場合、関係教員又は学務課学生係に連絡して下さい。災害共済給付の申請に必要な書類を保健室から受け取り、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。
- 必要な書類を保健室へ提出します。一般財団法人熊本県PTA教育振興財団審査委員会での審査を経て、共済給付が決定された後、学校を通して、共済金が給付されます。

(6) 学生運賃割引証と通学証明書

① 学 割

学生が所用による帰省，実習，就職，学校が認めた正課外の教育活動等のためにJRを片道101km以上利用して旅行するときには，学生運賃割引証（学割）を使用して普通運賃の2割引きを受けることができます。この学割は，学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく，修学上の経済的負担を軽減し，学生だけに与えられる恩典でもあるので，使用に際しては不正のないよう特に注意してください。

② 通学証明書

通学定期券は，住居の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの区間について購入できますので，学生係で通学証明書の交付を受けて駅で購入してください。

③ 不正乗車について

- (1) 他人による証明書又は乗車券の使用
- (2) 身分証明書（学生証）の不携帯
- (3) 区間の連続しない2枚以上の乗車券の使用
- (4) 通用期間経過後の乗車券の使用
- (5) その他不正乗車の手段としての乗車券の使用

不正乗車が発覚すれば，多額の追徴金を納めるだけでなく，社会的制裁を受ける場合もあり，更に学校全体に対し一定期間学割や通学証明書の適用が停止されることもありますので，絶対にしてはいけません。

学割証交付願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

学割証を〔片道・往復〕交付願います。

氏 名 _____ () 才 男・女

現 住 所 _____

学生証番号 第 _____ 号

学年学科 _____ 年 _____ 科・専攻

使用目的 1. 帰省 2. 正課教育 3. 課外教育活動
4. 就職・受験 5. 見学 6. 傷病治療
7. 保護者旅行随伴

使用区間 () ~ ()

発行年月日

発行番号

年 月 日

号

通学証交付願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

次の証明書を交付願います。

氏 名 _____ 才 男・女

現住所 _____

学生証番号 第 _____ 号

学年学科 _____ 年 _____ 科・専攻

使用区間 () ~ ()

使用期間 () ヶ月間

使用機関 1. JR 2. バス 3. おれんじ鉄道
4. その他 ()

発行年月日

発行番号

年 月 日

号

No.

通学証明書

学 校 種 別 又は 指定 番号	高 専	区 分	
通 学 者 の 氏 名 年 齢 及 び 性 別	() 才 男 女		
通 学 者 の 居 住 地	電 話 ()		
科 及 び 学 年	学 年		
身 分 証 明 書 番 号			
通 学 区 間	駅肥後高田駅間 経由		
通学定期乗車券の有効期間	____ 箇月		
※通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日 から		
通学証明書の有効期限	平成 年 月 日まで		

証 明	平成 年 月 日 発行 学校所在地 八代市平山新町2627 学校名 熊本高等専門学校 学校代表者氏名 校長 宮川 英明
-----	--

- この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1箇月間）です。
- この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。
- この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。
- この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。

下記には、記入しないで下さい。

年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

7. ICT活用学習支援センター

(1) 熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター利用規則	111
(2) 熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター 八代キャンパス演習室利用細則	113
(3) ICT活用学習支援センター八代キャンパス利用の手引き	115
(4) 八代キャンパス図書館利用案内	120
(5) 熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター 八代キャンパス図書館利用規則	122
(6) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則	125

ICT活用学習支援センターは、本校の情報処理に関連する授業を支援するための情報処理施設と図書館より構成されます。

八代キャンパス情報処理施設はインターネットを介した電子メールサービス・WWWアクセスなど学内外の情報ネットワークを結ぶ拠点になっています。第1演習室に53台、第2演習室に49台、第3演習室に31台、第4演習室（CALL教室）に51台、図書館に11台、男子寮に11台、女子寮に6台の計212台のパソコンが設置されており、すべてのパソコンがネットワークで結ばれ、*Windows*と*Unix*の両環境で利用できます。2人に1台の割合で各机に中間モニタが設置されていますのでとても使いやすい環境で勉強することができます。

八代キャンパス図書館では、図書、雑誌、新聞、ビデオ・DVD等の資料を利用できます。閲覧室の一面には八代キャンパスコーナーを設けていて、八代キャンパスの歴史である教科書の移り変わりや、シラバスに掲載されている参考書などを調べることができます。科学史・技術史コレクション、技術者倫理に関する図書、進路関係図書もこのコーナーに配架され、学生の学習や課題研究に、また教員の学術研究・教育活動に利用されています。

(1) 熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター利用規則

平成22年4月1日制定

平成24年2月21日一部改正

平成25年1月28日一部改正

(趣 旨)

第1条 この利用規則は、熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター（以下「センターという。）規則第11条の規定に基づき、センターの利用に関し必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び研究に利用する本校の教員
- (2) 授業、研究等に情報システムを利用する学生及び専攻科生
- (3) 本校事務処理に利用する本校の職員
- (4) 公開講座、研修、説明会等に利用する一般市民
- (5) その他特に校長が認めた者

(利用区分)

第3条 センターの利用は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 図書及び学術雑誌等（以下「図書等」という。）の利用
- (2) 教育及び研究に関連する電子情報の利用
- (3) センターの施設、設備の利用

(利用施設等)

第4条 センターは、基幹ネットワーク、図書館、演習室、及び事務室から構成する。

- 2 図書館は、熊本キャンパス図書館、及び八代キャンパス図書館とする。
- 3 演習室は、熊本キャンパス演習室、及び八代キャンパス演習室とする。

(遵守事項)

第5条 施設の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 図書等及び電子情報メディアならびに施設、設備を汚損、損傷しないこと。
- (2) 迷惑を及ぼす行為または他人のプライバシーを侵害する行為をしないこと。
- (3) ユーザIDを適切に管理すること。
- (4) 熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター規則第2条に掲げる目的外の使用をしないこと。

(学生証等の携行)

第6条 センターを利用するときは、次に掲げる身分証等を常に携行しなければならない。

- (1) 熊本高等専門学校の学生（科目等履修生、専攻科生及び研究生）にあつては、学生証
- (2) 熊本高等専門学校の教職員（非常勤の教職員を含む。）にあつては、教職員証
- (3) その他の者にあつては、利用者カード

(利用の制限)

第7条 センター長または副センター長は、センターの管理上支障があると認めるときは、利用の禁止、または必要な制限措置を講ずることができる。

- 2 センター長または副センター長は、この規則に違反した者およびその他センターの運営に重

大な支障を与えた者に対し、その者の利用の禁止または一定期間利用を停止することができる。

(著作権の尊重)

第8条 利用者は、ソフトウェア、データベース、その他著作物の利用に当たり、その著作権を尊重しなければならない。

(損害賠償等)

第9条 利用者が故意または過失により、センターの施設、設備、備品を損傷し、または紛失したときは、原状に回復し、またはその損害に相当する費用を賠償しなければならない。

2 第5条に掲げる遵守事項を守らないことにより生じた事故の責めは、本人が負わなければならない。

3 著作権侵害や関係法令に違反した者については、その決定に基づいた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるものの他、センター利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月28日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター 八代キャンパス演習室利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター（以下「センターという」）利用規程第10条に基づき、ICT活用学習支援センター八代キャンパス演習室（以下「演習室」という）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 演習室の利用時間は、原則として平日の午前8時30分から午後8時までとする。ただし、センター長が必要と認めた場合については、この限りではない。

(一般市民の利用の申し込み)

第3条 一般市民を対象に演習室を使用しようとする講師は、所定の事項を記入した「センター利用 登録申請書」をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請が適当であると認めたときは、申請者にユーザIDを発行し通知する。
- 3 ユーザIDの有効期限は1年以内とし、当該年度を越えることはできない。
- 4 前項に規定するユーザIDは、利用資格の失効または取り消しにより消滅するものとする。

(禁止事項)

第4条 演習室の利用を承認された者（以下「利用者」という）は、次の行為を行ってはならない。

- 1) 公序良俗に反する有害情報を含んだサイトを故意に閲覧すること。
- 2) オークションやショッピング等の電子商取引サイトへ参加すること。
- 3) 電子メール、電子掲示板等インターネットを介して他人を誹謗中傷すること。
- 4) 施設設置のパソコンにソフトウェアをインストールすること。
- 5) 違法ダウンロード・アップロード
- 6) 教育・研究、就職活動、学生会活動に関係のないファイルを、割り当てられた個人用のデスク領域内に保存しておくこと。
- 7) 自己のユーザIDを他の者に使用させること。
- 8) 法律に違反する行為

(利用上の注意)

第5条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 室内の整理整頓をすること。
- 2) 使用後は必ず機器の電源を切ること。
- 3) 施設、設備及び備品等を用途外に利用しないこと。
- 4) 飲食物は持ち込まないこと。
- 5) 携帯電話を使用しないこと。
- 6) 印刷用紙は所定の用紙を使用すること。また不必要に大量に印刷しないこと。
- 7) 演習室へは所定の場所でスリッパに履き替えて入室すること。また演習室利用後はスリッパを所定の場所に戻しておくこと。
- 8) 学外のメーリングリストに登録している場合は、卒業までに登録解除すること。

9) 大声を出すなどの迷惑行為を行わないこと。

10) その他機器及び演習室の利用に際しては教員あるいは係員の指示に従うこと。

(利用の報告)

第6条 利用者は施設の利用に際して不都合が発生した場合には、速やかに教員あるいは係員に報告しなければならない。必要に応じて「利用環境修復願」を提出する。

2 センター長は、必要に応じて利用者に対して、利用状況の経過等について報告を求めることができる。

(変更の承認)

第7条 利用者は、利用登録の内容について変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用の制限)

第8条 利用者が次の各号の一に該当するときは、センター長は演習室の利用を制限すること、もしくは承認しないことがある。加えて利用者に対して学生委員会による指導が行われる場合がある。

1) 利用者が、この細則に違反し、演習室の管理運営に支障を生じさせたとき、又は生じさせるおそれがあるとき。

2) その他センター長が利用不相当と認めるとき。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(3) ICT活用学習支援センター八代キャンパス利用の手引き

1. ICT活用学習支援センターについて

ICT活用学習支援センター八代キャンパスには、第1、第2、第3、第4の四つの演習室があり、パソコンを設置しています。図書館や寮にもICT活用学習支援センターが管理するパソコンを設置しており、これらのパソコンは情報処理教育のための授業や研究に利用することができます。本センターの目的は、情報化社会において基礎となる情報処理関係機器やソフトウェア（以下、ソフトと称す）などの使用・活用方法を学ぶとともに、専門分野の情報処理やネットワークに関する知識・マナー（ネチケット）を身につけることにあります。全ての設備はLAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を介して接続されています。ICT活用学習支援センター利用の規則を守り、設備を活用してください。

(1) 教育用演習室の設備

- ・第1演習室：Windows, Unix 両環境利用パソコン 53台
- ・第2演習室：Windows, Unix 両環境利用パソコン 49台
- ・第3演習室：Windows, Unix 両環境利用パソコン 31台
- ・第4演習室：Windows, Unix 両環境利用パソコン 51台
- ・図書館：Windows, Unix 両環境利用パソコン 11台
- ・男子寮：Windows, Unix 両環境利用パソコン 11台
- ・女子寮：Windows, Unix 両環境利用パソコン 6台

(2) 利用できるソフトウェア

各パソコンには、様々な情報処理教育用のソフトがインストールされています。

利用者個人によるソフトのインストールや設定変更は認めていません。多くの人が使用する公共の設備であることを心がけてください。

(3) 演習室利用時間

月曜日～金曜日	午前8時30分から午後8時00分まで
春・夏・冬季休業期間の月曜日～金曜日	午前8時30分から午後8時00分まで
定期試験の開始日前および期間中の土曜日～日曜日・祝日	午前9時00分から午後5時30分まで

上記時間以外は原則として使用禁止とする。

(4) 演習室の利用について

演習室内は飲食禁止です。みんなで利用する公共の場所ですので整理整頓に心がけましょう。

(5) ユーザIDと電子メールアドレス、パスワードについて

センター利用者には、全員ユーザIDを発行しています。ユーザIDは電子メールのアドレスにもなるので、決して忘れないようにしてください。本校内のセンターに接続しているパソコンの使用時に必要になります。

ユーザIDは在学中には同一のものを使用しますが、パスワードについてはセキュリティ上、年度毎に更新します。これらは利用者固有のものですから、パスワードを他人に教えたり、他人のユーザIDを使うことはルールに反します。正しく利用してください。

(6) 演習室パソコン内に保存されている個人データについて

演習室パソコン内に保存されている個人が作成したデータやメールの文書は、利用者が責任を持って管理し、必要ならば各自でバックアップをとっておくようにしてください。ICT活用学習支援センターは、いかなる状況においてもデータの損失について責任を持ちません。さらに年度更新のメンテナンス時には全てデータを消去します。

(7) プリンターの利用について

教育・研究や就職活動などの情報収集活動に限り、プリンターの利用を許可します。それ以外の目的による使用は禁止します。なお、演習室においてプリントアウトをした場合には、ユーザIDとプリントした内容の記録はサーバーに全て残っています。不正な目的でのプリントアウトや、プリントアウトの枚数が著しく多い場合には指導の対象となる場合があります。

(8) その他（トラブルなど）

- ・(パソコンなどの不具合)：パソコンなどが不安定になったり、使用できなくなった場合は、速やかにセンター事務室に連絡してください。
- ・(機器の破損)：機器を破損した場合は、速やかにセンター事務室に連絡してください。
- ・(パスワードの紛失)：パスワードは銀行や郵便局の暗証番号と同じぐらい重要なものです。もし忘れてしまった場合は、再発行の手続きをとりますので、学生証を持参の上、センター事務室に連絡してください。なお、パスワードは定期的に変更することをお勧めします。
- ・(ルール違反者)：センター使用ルールに違反する行為が発見された場合は、センターの全サービスを停止するとともに、学生委員会に報告し、指導を委ねます。また、そのような行為を発見した場合も速やかに事務室に連絡してください。みんなが利用する公共の場所であることを認識してください。

2. インターネットの利用について

ここ数年パソコンの進歩やネットワーク環境設備に伴い、インターネットは教育・研究において有効な情報収集手段になりました。本センターに設置しているパソコンからインターネットを通じて全世界のウェブサイト（ホームページ）を閲覧することができます。しかしその反面、インターネットを利用した犯罪等は急増しており、危険な一面も含んでいます。以下の注意点を守り、有効に活用してください。なお、本校システムを使用してホームページを閲覧した場合には、ユーザIDと閲覧したページの記録はサーバーに全て残っています。

(1) 使用目的

教育・研究や就職活動などの情報収集活動に限ります。それ以外の目的による使用は禁止します。

(2) プライバシーと権利について

インターネット上のホームページに掲載されている写真や文章を作成者に無断で使用することは法律で禁じられています。ウェブページ上でのアンケートなど、閲覧者の個人情報を発信することも禁止します。ただし、就職活動などやむを得ない事情の場合は、個人の責任のもとで行うようにしてください。

(3) 閲覧を禁止するサイト

- ・(教育上好ましくないサイト)：インターネット上には、公序良俗に反する有害情報を含んだページがあります。本センター設備を介して、そのようなページを故意に閲覧すること

は禁止します。発見した場合は、ルール違反者として全てのサービスを停止します。

- ・(有料ページ)：インターネット上のウェブページの中には、有料のページがあります。いかなる有益なページであっても、本センター設備を用いて有料ページを閲覧することは禁止します。
- ・(電子商取引)：インターネットを利用した商業目的（オークションやショッピング）のページへの参加も禁止します。
- ・(フリーウェア・シェアウェア等のダウンロード)：各種サイトで配布されているソフト（フリーソフト、シェアウェアソフト）やデータを入手すること（ダウンロード）は自由ですが、これらのソフトを使用したウィルス（後述）の配布も報告されています。くれぐれも気を付けてください。なお、ダウンロードしたソフトをセンターに設置してあるパソコンへインストールすることは禁止します。

(4) ホームページによる情報発信

本センターでは個人の学外向けのホームページを作成し情報を発信するサービスは行っていません。

3. 電子メールの利用について

本校では、全教職員・全学生が電子メールのサービスを利用することが出来ます。電子メールは便利な通信手段の一つですが、安全性はそれほど高くありません。以下の項目をよく読んで活用してください。

- ・(電子メールのユーザ ID・パスワード)：他人のユーザ ID、パスワードの使用は禁止します。管理は自己の責任のもとで行ってください。
- ・(着信のチェック)：メール・ボックスの着信チェックは定期的にしましょう。
- ・(個人情報)：電子メールは封をしていない手紙のようなものです。本文を見られる可能性があります。個人情報など、本文への記述は気をつけましょう。必要ならば、電話やFAXの利用をお勧めします。
- ・(ファイルの添付)：電子メールにはファイルを添付して送ることが出来ます。しかし、この手段を用いたウィルス被害が多数報告されています。あらかじめ送り先に連絡をする、知らない人からの添付ファイルは不用意に開かないなど、利用者自身で送受信時の工夫と安全を心がけてください。
- ・(差出人不明のメール)：差出人が不明のメールは受信しても閲覧しないようにしましょう。チェーンメール（不幸の手紙）のようなメールを受け取っても無視するようにしましょう。
- ・(メーリングリストへの参加)：教育・研究の遂行上有効なメーリングリストであれば参加しても構いませんが、卒業・修了時には脱会するようにしましょう。

4. 電子掲示板の利用について

電子掲示板では様々な情報を入手することができますが、利用者は基本的なマナーを守ることが必要になります。以下の注意点をよく読んで、活用してください。

(1) 利用全般について

- ・(利用目的)：利用目的は教育研究に関するものに限定します。
- ・(自己責任)：電子掲示板への投稿など情報を発信する場合は、投稿者が社会的責任や法的

責任、さらにリスクを負うこととなります。軽はずみな投稿は禁止します。

- ・(プライバシー)：インターネットと同様、電子掲示板に個人情報発信する場合は、利益・不利益が同時に生じることを認識しておいてください。

(2) 掲示内容について

- ・(内容の信頼性)：電子掲示板の内容については、掲示板としての性格上、信頼性については閲覧者が確認する必要があります。以下の点を参考にして総合的に判断してください。
- ・発信者の連絡先は明記されているか。
- ・引用の出所や情報の確認先が明示されているか。
- ・他のメディアで情報の裏づけが出来るか。
- ・(有害情報等への対応)：掲示内容には公序良俗に反する有害情報もあります。故意にこれらの情報を閲覧しないようにしましょう。また、同様の内容の投稿も禁止します。

(3) その他

- ・(法律)：電子掲示板の利用に当たっても法律に違反するものは罰せられます。このような行為は絶対に行ってはいけません。
- ・(ダウンロード)：電子掲示板で配信されている書類やデータなどのファイルはコンピュータウィルスに感染している可能性があります。安全を確認してからダウンロードするようにしてください。
- ・(ICT活用学習支援センターの運営について)：電子掲示板を利用している中でICT活用学習支援センターの運営に差支えが生じた場合や、好ましくない利用が発見された場合はユーザIDを停止します。場合によっては学校処分の対象となります。

5. コンピュータウィルスについて

インターネット環境の充実や電子メールの活用に伴い、コンピュータウィルスの被害も増大しています。

コンピュータウィルスとは一種のプログラムですが、文書ファイルなどに見えない形で潜んでコンピュータシステム内部に侵入し、さらに増殖するなど、私たち人間や動物が感染する病原体のウィルスと似た行動を示すのでこう呼ばれています。ウィルスに感染すると、場合によってはデータが勝手に消されたり、システムの再インストールを余儀なくされる事もあります。最近では、電子メールを使ったウィルスの被害が多数報告されており、それらのほとんどは添付ファイルで送信されています。くれぐれも覚えのない添付ファイルを開くことはやめてください。また、本校では教育用ネットワークが構成されているので、1台が感染すると無造作に多くのパソコンやシステムが感染する可能性があります。あるいは、記憶メディア（FD、CD、USBメモリなど）を介して、ネットワーク外のコンピュータに感染する可能性もあります。利用者自身が注意をすれば対処できるので、ウィルスへの対応は常に心がけるようにしてください。もし誤ってウィルスに感染した、あるいはウィルスを発見した場合は、使用を中止し、速やかにセンター事務室に届け出るようにしてください。さらに、発見したウィルスを配布することも当然のことながら禁止します。

6. 無線LANの利用について

- ・ウィルス対策ソフトのインストール、OSのアップデート等のセキュリティ対策を行うこと。

・利用について分からない場合は、事務室に問い合わせして下さい。

第14号様式（ICT活用学習支援センター）

センター利用登録申請書
(兼 施設・設備・備品使用許可願)

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

団体・所属名

責任者氏名

*学外の方は以下の欄にもご記入願います。

連絡先 住所

連絡先 TEL.

下記のとおり使用したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 使用施設・設備・備品の名称	<input type="checkbox"/> 第1演習室 <input type="checkbox"/> 第2演習室 <input type="checkbox"/> 第3演習室 <input type="checkbox"/> 第4演習室
2 受講者数	延 名
3 使用目的	
4 使用期間	
自 月 日 (曜) 時 分から 時 分まで	
至 月 日 (曜) 時 分から 時 分まで	

※ 注意事項

- 1 使用期間については最高3日間を限度とする。
- 2 使用時間は22時までとする。
- 3 退室の際は、火気及び戸締まりに十分注意すること。

受付日

担当者

(4) 八代キャンパス図書館利用案内

図書館を有効に利用することは、学生生活の充実はもちろん、みなさんの一生の間にもたらされる利益は非常に大きいと思われ、学校としては図書館を大いに活用してくれることを望んでいます。

図書館閲覧室は一人用の机を多く整備していますが、グループ学習用のスペースもあり、どちらも自由に利用できます。閲覧室の資料は開架方式のため、自由に書架から取り出して利用できます。ただし、利用後は元の位置に戻してください。

閲覧室には、パソコンが設置されていますので、学内教育用サイト【S-Pagein】から、『本校蔵書検索 (OPAC)』や『熊本日日新聞の記事データ検索』、電子ジャーナル『サイエンス ダイレクト』などを利用することができます。利用方法についてわからないことがあれば、カウンターまで気軽に尋ねてください。

開館時間

月曜日～金曜日	午前8時30分から午後8時00分まで
春・夏・冬季休業期間の月曜日～金曜日	午前8時30分から午後5時00分まで
定期試験の開始日前および期間中の土曜日～日曜日・祝日	午前9時00分から午後5時30分まで

休館日

定期試験の開始日前および期間中を除く土曜日～日曜日・祝日
年末年始 (12/28～1/4)
その他の臨時休館日

利用方法

1. 閲覧

閲覧室の資料は、自由に館内で利用することができます。

2. 貸出

貸出の冊数・期間・更新

本科1年生～4年生 3冊・7日間・更新2回まで

本科5年生、専攻科生 5冊・30日間・更新2回まで

借りたい図書に「学生証」を添えてカウンターに申し出てください。

3. 予約

希望する図書がすでに貸出されているときは、予約申込みができます。

希望図書が返却され次第、優先的に利用することができます。

4. 更新

予約申込みのない図書に限り、貸出期間を延長することができます。

更新(貸出期間の延長)を希望するときは、返却期限内に、貸出中の図書を持参の上、カウンターに申し出てください。

5. 返 却

図書はカウンターに返却してください。

閉館しているときは入口横のブックポストに入れてください。

6. 督 促

貸出期間を一定期間超過した場合は、掲示板に氏名を掲示し、担任へ連絡することがあります。

7. 責 任

図書を汚損、あるいは紛失したときは、原則として同一の図書を弁償する責任があります。

8. 貸出しをしないもの

参考図書・新聞・雑誌・視聴覚資料・その他（禁帯出ラベルが貼ってあります。）

9. 館内資料の複写

個人の学習のため、貸出ができない資料の一部分に限り、著作権法で認められた範囲内で複写することができます。「文献複写申込書」に必要事項を記入のうえ、図書館カウンターへ申し出てください。

10. 利用質問（レファレンスサービス）

カウンターでは、図書館の利用案内や、資料や情報の探し方についての質問に対応しています。気軽にカウンターまで尋ねてください。

11. 希望図書購入

図書館で所蔵していない図書の購入を申し込むことができます。

所定の用紙に記入して申し込んでください。（予算などの都合により希望に添えないこともあります。）

12. 他図書館との相互利用

「高等教育コンソーシアム熊本」の申し合わせにより、熊本県内の大学及び高専の図書館へは学生証を提示すれば入館できます。閲覧・複写（有料）ができますが、詳細は各館の利用規定に従ってください。

13. 利用にあたっての注意

- ・資料の無断持ち出しはできません。
- ・図書館内では静粛にしてください。
- ・図書館内で飲食はできません。
- ・図書館内で携帯電話の使用は禁止です。

14. グループ学習室の利用

グループ学習室を利用したい場合は、図書館の係員に申し出てください。

(5) 熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター八代キャンパス図書館利用規則

平成21年10月1日制定

平成22年3月30日一部改正

平成23年3月22日一部改正

平成24年2月21日一部改正

平成25年1月28日一部改正

(趣 旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校 ICT活用学習支援センター規則第10条の規定に基づき、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）八代キャンパス図書館の利用及び図書の閲覧、帯出に関し、必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校の職員及び学生
- (2) 本校の名誉教授
- (3) その他、図書館の利用を申し出た一般の利用者

(開館及び休館)

第3条 開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、開館時間又は休館日を臨時に変更することができる。

(1) 開館時間

- ア 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後8時00分まで（学則第5条第3号から第6号に規定する休業期間中は、午前8時30分から午後5時まで。）
- イ 本校の定期試験の開始日直前及び期間中の土曜日及び日曜日
午前9時から午後5時30分まで
- ウ 本校の定期試験の開始日直前及び期間中の国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
午前9時から午後5時30分まで

(2) 休館日

- ア 前号イを除く土曜日及び日曜日
- イ 前号ウを除く祝日法による休日
- ウ 12月28日から翌年1月4日までの日（祝日法による休日を除く）
- エ その他の臨時休館日

(館内閲覧)

第4条 館内で閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧室への入室に際しては、教職員及び学生にあっては身分証明書等を提示し、それ以外の者にあっては氏名、住所を所定の受付簿に記載すること。
- (2) 閲覧室へは、学習用具以外は、持ち込まないこと。
- (3) 館内では、係員の指示に従うこと。
- (4) 館内では、静粛を旨とし、館内の秩序を乱し、又は閲覧者の妨害になるような行為は厳に

慎むこと。

(5) 閲覧が終わった図書は正確に元の位置へ返すこと。

(館外帯出)

第5条 図書の帯出を希望する者は、学生にあっては学生証を、それ以外の者にあっては図書館利用証を係員に提出するものとする。

第6条 学生が帯出できる冊数は3冊までとし、その期間は1週間以内とする。

第7条 教職員及び学生の卒業研究のための特別帯出は5冊までとし、その期間は1か月以内とする。

第8条 本校の学生・教職員以外で研究と学習を目的として希望する者については、帯出できる冊数を3冊までとし、その期間は2週間以内とする。

第9条 夏季休業期間及び冬季休業期間その他ICT活用学習支援センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めた場合は、前3条の規定にかかわらず、長期に帯出することができる。

2 前項の帯出に関しては、別に定める。

第10条 返却期限後も引き続き帯出を希望する場合は、当該図書を持参のうえ、帯出延長の手続きをしなければならない。

第11条 研究・教育上特に常備の必要がある図書については、第7条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、教員の申し出により、相当の長期の間、教員室等に備え付けることができる。

2 前項の帯出に関しては、別に定める。

第12条 帯出した図書は、帯出者が責任をもって保管し、転貸借してはならない。

(帯出制限図書)

第13条 次に掲げる図書は、センター長が特に許可したもののほか、帯出を認めない。

- (1) 貴重図書及び特殊図書
- (2) 辞書、索引等の参考図書
- (3) 定期刊行物の最新号
- (4) その他センター長が帯出制限に指定した図書

(返却)

第14条 帯出を受けた図書は、貸出期限内に返却しなければならない。

2 帯出を受けている者が、本校の職員又は学生としての身分を失ったとき、若しくは休職又は休学するときは、直ちに当該帯出図書を返却しなければならない。

3 帯出図書は、帯出許可の期間内であっても、センター長から返却の請求があったときは、速やかに返却するものとする。

(文献複写)

第15条 文献複写を希望する者は、図書係員に申し出て、その指示に従うものとする。

(弁償責任)

第16条 図書を故意又は重大な過失により破損、汚損又は紛失した者は、これを弁償し、又は必要な費用を賠償しなければならない。

(利用心得等)

第17条 図書館を利用し、又は図書を閲覧、帯出する者は、この規則及び別に定める利用心得

を遵守しなければならない。

(利用の禁止)

第18条 この規則及び別に定める利用心得に違反したときは、図書館の利用又は図書の閲覧、帯出を禁止することがある。

(個人情報の漏えい防止)

第19条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号第40条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第20条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第21条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用、図書の閲覧及び帯出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月28日から施行する。

(6) ○熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則

平成24年11月20日制定

平成26年2月18日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティの維持向上のために本校の学生が遵守すべき事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）別表、及び独立行政法人国立高等専門学校機構情報格付規則（機構規則第99号）の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は本校内で学生が使用する情報システム（学生個人が所有する情報システムを含む。）を対象とする。

(一般的遵守事項)

第4条 本校の学生は、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構の情報セキュリティポリシー及び実施規則を遵守しなければならない。

(一般的禁止事項)

第5条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為及びこれらを助長する行為を行ってはならない。

- (1) 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる行為
- (2) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (3) 守秘義務に違反する行為
- (4) 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 本校の社会的信用を失墜させるような行為
- (7) ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為
- (8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められたアクセス制御を免れる行為、又はこれに類する行為
- (9) 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (10) その他法令に基づく処罰の対象となる、又は損害賠償等の民事責任を発生させる行為

（本校の情報システムの利用に係わる禁止事項）

第6条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本校の教育研究以外の目的で本校の情報システムを利用すること、及び利用資格のない者に利用させること。
- (2) 学校管理下のシステムにおいては、情報セキュリティ管理者の許可を得ることなしに、新たにソフトウェアをインストールすること及びコンピュータの設定の変更を行うこと。
- (3) 担任、学科長、科目担当教員、指導教員又は寮務委員（以下「関連教員」という。）を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、新たにコンピュータシステムを

本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。

(4) 関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、情報公開を行うこと。

(5) 本校内通信回線と本校外通信回線を接続すること。

(6) ネットワーク上の通信を監視する、又は情報システムの利用情報を取得すること。

(7) 本校の情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。

2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアについては、利用してはならない。

(ユーザーIDの管理)

第7条 本校の学生は、本校の情報システムに係わるユーザーIDについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて、本校の情報システムを利用しないこと。

(2) 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与又は貸与しないこと。

(3) 自分に付与されたユーザーIDを、他者に知られるような状態で放置しないこと。

(主体認証情報の管理)

第8条 本校の学生は、本校の管理区域・安全区域への入退場又は本校の情報システムの利用認証に係わる主体認証情報について、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 パスワード認証について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他者に知られないようにすること。

(2) 他者に教えないこと。

(3) 容易に推測されないものにする事。

(4) パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。

3 生体認証について、本人の情報システム利用目的以外に使用しないこと。

4 第2項及び前項の主体認証情報が他者に使用され又はその危険が発生した場合は、本校の学生は直ちに関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ副責任者にその旨を報告しなければならない。

(情報システムの取扱と注意事項)

第9条 本校の学生が情報システムを利用する場合は、「情報システム取扱ガイドライン」に従って取り扱い、当該情報システム及び扱う情報を適切に保護しなければならない。

第10条 本校の学生は、自己の管理する情報システムについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

(1) アンチウィルスソフトウェアを導入し、ウィルス感染を予防できるよう努めること。

(2) インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。

(3) 自己の管理する情報システムの第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。

(4) 無許可で利用されることがないように、部屋に施錠する、アクセス制限をかける等の対策を講じること。

2 前項以外の情報セキュリティ対策については、別に定める「コンピュータシステム情報セキュリティ対策実施手順」によるものとする。

(電子メールの利用)

第11条 本校の学生が電子メールを利用する場合は、「電子メール利用ガイドライン」及び「本校外情報セキュリティ水準低下防止手順」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。
- (2) 学修及び学生生活に必要なこと以外での通信を行わないこと。
- (3) 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第12条 本校の学生がウェブブラウザを利用する場合は、「ウェブブラウザ利用ガイドライン」及び「本校外情報セキュリティ水準低下防止手順」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意しなければならない。
- (2) 学修及び学生生活に必要なこと以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

第13条 本校の学生が本校支給以外の情報システムから公開ウェブ以外の本校情報システムへアクセスする場合又は本校支給以外の情報システムを利用し本校の教育を受ける場合又は研究を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者に報告すること。
- (2) 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えること。
- (3) 当該情報システムに可能な限りアンチウイルスソフトウェアをインストールし、最新のウイルス定義ファイルに更新すること。
- (4) 当該情報システムを許可された者以外に利用させない措置を講ずるとともに、不正操作等による情報漏えい及び盗難防止に注意すること。
- (5) 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであること。

(物理的入退場管理)

第14条 本校の学生は、物理的セキュリティについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本校の敷地及び建物内では、学生証を携帯すること。
- (2) 実験室、研究室、その他本校の情報資産を有する部屋を無人にする場合は、施錠するなど安全対策を講じること。
- (3) 立入り権限のない敷地及び建物内には立入らないこと。

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第15条 本校の学生は、「情報セキュリティ教育実施手順」に従って、情報セキュリティ教育を受講しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第16条 本校の学生が情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を発見したときは直ちに教職員にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、次の措置をとるものとする。

- (1) 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。
- (2) 当該インシデントについて対処手順がない場合又はその有無を確認できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時はその指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月18日から施行する。

8. 学生会, クラブ活動

(1) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生会会則	129
(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生会細則	135
(3) 平成 28 年度クラブ顧問名簿	139

学生会は、学生全員をもって構成され、学校の教育指導方針の下において、特に課外教育の分野で、学生の健全なる活動の育成と人間形成の助長をめざすことを目的として運営されています。

学生は、文化系・技術系・体育系のクラブに積極的に参加し、顧問教官と密接な接触のもと、自発的な活動を通じて心身を鍛練し、互いに理解を深め、協力しあう温かい人間関係を作ってください。

(1) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、熊本高等専門学校八代キャンパス学生会(以下「学生会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 学生会は、熊本高等専門学校(以下「本校」という。)の教育指導方針に基づき、学生の健全なる活動を図り、人間形成を助長して高等専門教育の効果の達成に資することを目的とする。

(目 標)

第3条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- (1) 学生生活を楽しく豊かで、規律正しいものにし、よい校風をつくる。
- (2) 健全な趣味と豊かな教養を養い、個性を伸長する。
- (3) 心身の健康に努め、余暇を有効に利用する。
- (4) 学生会の活動に参加して協調性を育成し、民主的に行動する態度を養う。

第4条 学生会の活動を行うに当たっては、法令、学則、学生準則その他学校の定める諸規則を遵守し、学校の秩序を乱すようなことがあってはならない。

(会 員)

第5条 学生会は、本校八代キャンパスの学生からなる会員(「専攻科生を除く。」以下同じ)で構成され、学生は、入学と同時に学生会の会員となる。

第6条 会員は、指定の日までに定められた会費を納入しなければならない。

第7条 学生会に、指導教員を置く。

第8条 指導教員は、学生主事の総括のもとに、局又は部の活動の指導に当たるものとする。

第9条 規則の制定改廃並びに毎年度の事業計画及び収支予算案等、学生総会及び評議会の議決を必要とする事項は、あらかじめ学校の承認を得るものとし、事業報告及び収支決算は、学校に報告しなければならない。

第2章 組 織

(学生会組織)

第10条 学生会に、次の組織を置く。

- (1) 役員会
- (2) 学生総会
- (3) 評議会
- (4) 局
- (5) 部
- (6) 学級会
- (7) 選挙管理委員会
- (8) 会計監査委員会

(役員会)

第11条 役員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 総 務 4名
- (4) 会 計 3名
- (5) 書 記 2名
- (6) 体育局長
- (7) 文化局長
- (8) 環境局長
- (9) 風紀委員長
- (10) 高専祭実行委員長
- (11) 渉外委員長
- (12) 議 長

2 前項第1号及び第2号に規定する役員（以下「会長等」という。）は、選挙管理委員会の管理のもと、全会員により実施する直接選挙によって選出する。

ただし、第13条第3項の事由が生じた場合はこの限りではない。

3 第1項第3号から第12号までに規定する役員（以下「局長等」という。）は、全会員から公募された候補者の中から会長が指名し、学生総会の承認を得て任命する。

4 会長等が必要と認めた場合は、評議会、学生総会の承認を得て役員数を増員することができる。

5 会長は役員の氏名、学科及び学年を記した役員名簿を作成し、指導教員を通して学生主事に提出しなければならない。

(役員会の任務)

第12条 役員会は、学生総会又は評議会の議決事項を執行し、その任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、学生会を代表し、必要あるときは役員会を開催し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 総務は、庶務的事務及び広報活動を取扱う。
- (4) 会計は、学生会の予算、決算など会計に関する事務を取扱う。ただし、現金の出納及び管理に関することは、学務課学生係が行う。
- (5) 書記は、各種の会議を記録し、その保持に当たる。
- (6) 体育局長は、体育局を統括し、体育系クラブの活動、環境を向上させ、また、体育的行事の実施、運営を図る。
- (7) 文化局長は、文化局を統括し、文化・技術系クラブの活動、環境を向上させ、また文化的行事の実施、運営を図る。
- (8) 環境局長は、環境局を統括し、校内の美化、清掃等の生活環境の向上を図る。
- (9) 風紀委員長は、風紀委員会を統括し、学生生活における秩序維持を図る。
- (10) 高専祭実行委員長は、高専祭実行委員会を代表し、高専祭に関する業務を統括する。
- (11) 渉外委員長は、渉外委員会を統括し、地域、他高専との交流を積極的に行いボランティア

活動，合同企画，高専交流会等を通して，学生会活動の活性化を促進する。

(12) 議長は，学生会役員会において，会議の司会進行を行う。

2 役員は，評議会の求めがあれば，その会議に出席しなければならない。ただし，議決権はない。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とし，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

2 任期満了前に役員に欠員が生じた場合の後任者の会長等の選出は，別に定める。

3 任期満了前に役員に欠員が生じた場合の後任者の局長等の選出は，第11条第3項の規定による。

4 前2項の役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

第3章 学生総会

(学生総会)

第14条 学生総会（以下「総会」という。）は，学生会の最高の議決機関であり，会員は出席する義務を負う。

2 総会は，次の各号に掲げる事項を審議し，決定する。

(1) 本会の事業計画に関する事。

(2) 本会の予算，決算に関する事。

(3) 本会の会則の制定及び改廃に関する事。

(4) 評議会が必要と認めた事。

第15条 総会は，定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は年2回開催する。

3 臨時総会は，評議員総数の2分の1以上が必要と認めたとき，または会員総数の3分の1以上が必要と認めたときに開催する。

第16条 総会は，会長がこれを招集する。

2 総会の開催期日，会場及び議題は，総会開催日の5日前までに，公示により行うものとする。

第17条 総会は，会員総数の3分の2以上の出席数をもって成立する。

第18条 総会の議長及び副議長は，第21条に規定する評議員及び第11条に規定する役員以外の会員の中から，評議会が選出した者をもって充て，任期は，第13条第1項の規定に準ずる。

第19条 総会における議決は，出席会員の過半数をもって成立する。ただし，賛否同数のときは，議長の決するところによる。

第4章 評議会

(評議会)

第20条 評議会は，総会の代行議決機関として，学生会の運営に関する重要な事項を審議する。

2 評議会は，次の事項について審議・議決する。

(1) 学級から提出された事項

(2) 学生会役員会から提出された事項

(3) 選挙管理委員会から提出された事項

- (4) 予算案及び決算案
- (5) 会計監査委員から提出された事項
- (6) 総会に提出する事項
- (7) 学校に対する要望事項
- (8) 本会の会則に付随する細則の制定及び改廃
- (9) その他必要と認められる事項

第21条 評議会は、評議員によって構成し、各学級委員長をもって充てる。

第22条 評議会は、定期評議会及び臨時評議会とする。

2 定期評議会は毎月1回開催し、臨時評議会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長の要請があったとき。
- (2) 評議会議長が必要と認めたとき。
- (3) 評議員総数の3分の2以上が必要と認めたとき。

第23条 評議会に、評議員の互選による議長及び副議長を置き、任期は、第13条第1項の規定に準ずる。

2 議長は、評議会を代表し、必要あるときは評議会を開催し、会務を統轄する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その任務を代行する。

第24条 議長は、評議会を招集する。

2 評議会の開催期日、会場及び議題は、評議会開催日の3日前までに、公示により行うものとする。

第25条 評議会は、評議員総数の3分の2以上の出席によって成立する。

2 評議会における議決は、出席評議員の過半数をもって成立する。ただし、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 局及び部

(局の構成)

第26条 局は、文化局、体育局及び環境局とする。

2 文化局及び体育局に部を置く。

第27条 局に、局長及び副局長を置き、任期は、第13条第1項の規定に準ずる。

2 局長は、その局の最高責任者として局を統括する。

3 副局長は、局長を補佐し、局長に事故あるときは、その任務を代行する。

第28条 局長は、局及び部の指導教員と連携を図り部相互間の連絡、調整の必要があるときは、随時、部長連絡会を開催するものとする。

(部の構成)

第29条 部に、部員の互選による部長及び副部長を置き、任期は、第13条第1項の規定に準ずる。

第30条 部長は、部の指導教員と連携を図り、部長連絡会に出席し、部の統括と各部相互間の連絡、協力及び融和に努めなければならない。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その任務を代行する。

第31条 部の細則は別に定める。

(同好会及び愛好会)

第32条 局に同好会及び愛好会（以下「同好会等」という。）を置くことができる。

2 同好会等に関する細則は、別に定める。

第6章 学級会

第33条 学級会は、学生会活動の基盤を成すもので、学級の全学生をもって構成する。

第34条 学級会に、学級から選出された学級委員長及び副委員長を置き、任期は、第13条第1項の規定に準ずる。

2 学級委員長は、学級担任と連携を図り、学級の運営を統括する。

3 学級副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その任務を代行する。

第35条 学級会に必要な細則は、別に定める。

第7章 選挙管理委員会

第36条 選挙管理委員会は、会長選挙及び副会長選挙（以下「会長選挙等」という。）を管理する。

第37条 選挙管理委員会は、各学級から推薦された1名ずつの委員（以下「選管委員」という。）をもって構成する。

2 選挙監理委員会に、委員長を置き、選管委員の互選により選出する。

3 選管委員は、第11条に規定する役員及び評議員を兼任することができない。

第38条 選管委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条 選管委員は、会長選挙等において被選挙権を行使できない。

第40条 選挙管理委員会及び会長選挙等の施行に関する細則は、別に定める。

第8章 事業計画及び会計

第41条 学生会の事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算は、役員会が作成し、評議会の議を経て学生総会の承認を得なければならない。

第42条 学生会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第43条 学生会の経費は、会費、入会金及び寄附金をもって充てる。

2 会費は、年額6,000円とし、年額の2分の1に相当する額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとする。

3 前項の会費は、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに納付するものとする。

4 年度途中で休学する場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの会費を免除する。ただし、納付期限後に休学した場合は、当該期分の会費は免除しない。

5 入会金は、3,000円とし、入学時に納入しなければならない。

第44条 納入した会費等は、一切還付しない。

第45条 評議会が要求したときは、学生会の会計について中間報告をしなければならない。

第9章 会計監査委員会

第46条 学生会の運営を公正、健全及び円滑に行うため、会計監査委員会を置き、学生会の会計及び経理を監査する。

第47条 会計監査委員会が必要と認めたときは、学生総会及び評議会に監査結果を報告する。

第48条 会計監査委員会は、いずれの組織に対しても、その指示する書類を提出させることができる。

第49条 会計監査委員会は、第4学年の各学級から1名ずつ選出された委員で構成し、その任期は、第13条第1項の規定に準ずる。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年8月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス学生会細則

第1章 学生会選挙

第1条 熊本高等専門学校八代キャンパス学生会の会長選挙及び副会長選挙（以下「会長選挙等」という。）は、熊本高等専門学校八代キャンパス学生会会則及び本細則によるものとする。

第2条 選挙管理委員会は、次の事項を行う。

- (1) 選挙日時及び投票所の告示
- (2) 立候補届出書の書式に関する告示及び立候補届出書の受理
- (3) 投票用紙の指定
- (4) 少なくとも1回の立会演説会の開催のための日程及び方法の決定
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 当選者の氏名、次点者の氏名、その他当選に関する必要な事項の告示
- (7) その他選挙に関する一切の事務

第3条 選挙は10月に行う。ただし、特別な事情が生じた場合は随時に行うことができる。

2 選挙日の告示は、原則として投票日の5日前までに行うものとする。

第4条 立候補は、立候補期間中に立候補届出書を選挙管理委員会に提出することにより行うものとする。

2 立候補した者が、これを辞退するときは、選挙管理委員会の承認を必要とする。

3 被選挙人は、2年生から4年生までの学生とする。

第5条 候補者は、選挙に関する責任者（以下「選挙責任者」という。）を1名置かなければならない。

2 候補者は、他の候補者の選挙責任者を兼任することはできない。

第6条 会員は、候補者の選挙運動を行うことができる。ただし、熊本高等専門学校八代キャンパス学生会会則第37条第1項に規定する委員は、選挙運動を行うことはできない。

2 会員が選挙運動を行う場合は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) ポスターの枚数、大きさ及びその場所
- (2) 演説の場所とその日時
- (3) その他必要な事項

第7条 投票は、所定の投票用紙を用い、単記無記名投票とする。

2 不在者投票、委任投票は原則として認めない。ただし、選挙管理委員会が特別に認めた場合は、この限りではない。

第8条 告示日までに立候補者が定員に満たない場合は、候補者が定員を満たすまで、選挙管理委員会の判断で選挙日程を遅らせることができる。

第9条 総投票数が、会員総数の3分の2に満たないときは、再選挙を行う。

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いていないもの。
- (2) 記入内容の判別ができないもの。
- (3) 必要事項以外に他事を記入したもの。
- (4) その他選挙管理委員会で無効と認めたもの。

第11条 会長は、会長選挙において、得票数1位の者を当選とする。得票数1位の者が2名以上いる場合は、決選投票を行う。

2 会長に当選した者が就任前に辞退したときは、会長選挙の得票数の多い候補者を順次繰り上げて当選とする。ただし、繰り上げとする候補者がいない場合は、再度会長選挙を行うものとする。

第12条 副会長は、会長選挙において、得票数2位の者を当選とする。得票数2位の者が2名以上いる場合は、決選投票を行う。

2 前項の規定に拘わらず、第14条第2項の事由が生じた場合は、副会長選挙において得票数1位の者を当選とする。得票数1位の者が2名以上いる場合は、決選投票を行う。

3 副会長に当選した者が就任前に辞退したときは、得票数の多い候補者を順次繰り上げて当選とする。ただし、繰り上げとする候補者がいない場合は、副会長選挙を行うものとする。

4 副会長選挙の立候補者が1名の場合は、信任投票を行い、有効投票の過半数の信任を必要とする。

第13条 役員は、会員総数の3分の1の署名による要請に基づき、会員総数の過半数の不信任投票により成立する。この場合、他の役員は、何ら責任を負わない。

第14条 任期満了前に会長に欠員が生じたときは、副会長を会長とする。

2 任期満了前に欠員が生じたときは、副会長選挙を行うものとする。この場合、副会長選挙の得票数1位の者を当選とする。

3 任期満了前に会長及び副会長に欠員が生じたときは、会長選挙を行うものとする。

4 第1項から前項までの規定に拘わらず、残任期間が90日以内のときは、評議会の議を経て選出された役員が、会長職若しくは副会長職を代行する。

第15条 選挙管理委員会は、その任務の遂行にあたっては、いかなる干渉・制約をも受けない。

第2章 部に関する細則

第16条 部長は、会長の示す期日までに、部員の氏名、学年及び学科を記した部員名簿を作成し、局長を通して会長及び指導教員に提出しなければならない。ただし、部員に異動があったときは、その都度新しい名簿を作成し、すみやかに提出しなければならない。

第17条 部長は、会長の示す期日までに、部の予算書を作成し、局長を通して会長及び指導教員に提出しなければならない。正当な理由なく提出しないときは、予算を割当てられないことがある。

第18条 部の備品は部長が管理する。

第19条 新たに部として認定を受けようとする同好会は、会長に、代表者2名以上の署名のある部認定要望書、会員名簿、団体規約及び過去1年間の実績を提出しなければならない。

2 部の認定は役員会を経て、評議会において審議し、総会によって決定するものとする。

第20条 部の合併及び廃止は、その理由を明記した書類を評議会に提出し、評議会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第21条 評議会は、次の事項に該当すると認められた場合は、部の予算の凍結又は、活動停止を命じ、一切の活動を禁止することができる。

- (1) 部の目的に反し、義務を怠ったとき
- (2) 部員が著しく減少したとき

(3) その他正当と認められる理由のあったとき

第22条 評議会は、正当な理由があると判断した場合は、活動を停止した部の停止を解くことができる。

第23条 評議会は、活動停止期間が1年を越える部に対して、評議会はその部の廃止を決定することができる。

第24条 評議会は、部相互間の希望により評議会がこれを認めたとき、又は評議会が適当と認めたときは、双方の部長に諮った上で部の合併を決定することができる。

第25条 部への加入、また部からの脱退は拘束されない。ただし、会員はいずれかの部に属することが望ましい。

第3章 同好会に関する細則

第26条 同好会は、部に準じた活動を行うものとする。

第27条 同好会に学生会予算は配分しない。

第28条 新たに同好会として認定を受けようとする愛好会は、会長に、代表者2名以上の署名のある同好会認定要望書、会員名簿、団体規約及び過去1年間の実績を提出しなければならない。

2 同好会の認定は、役員会を経て、評議会において審議し、総会によって決定するものとする。

3 同好会の名称は、前項の規定により承認を得た会に限り使用できるものとする。

第29条 同好会に、会の運営を総括するため、会員の互選による責任者（以下「同好会責任者」という。）1名を置く。

2 同好会責任者の任期は1年とし、再任を妨げない。

第30条 同好会責任者は、顧問教員と連携を図り、会員数、氏名等を学生会長に報告し、活動の記録の提出等、会長の要請に応じなければならない。

第4章 愛好会に関する細則

第31条 愛好会は、同好会に準じた活動を行うものとする。

第32条 愛好会に学生会予算は配分しない。

第33条 新たに愛好会として認定を受けようとする団体は、会長に、学生団体結成願及び会員名簿を提出しなければならない。

2 愛好会の認定は、役員会を経て、評議会において審議し、総会によって決定するものとする。

3 愛好会の名称は、前項の規定により承認を得た会に限り使用できるものとする。

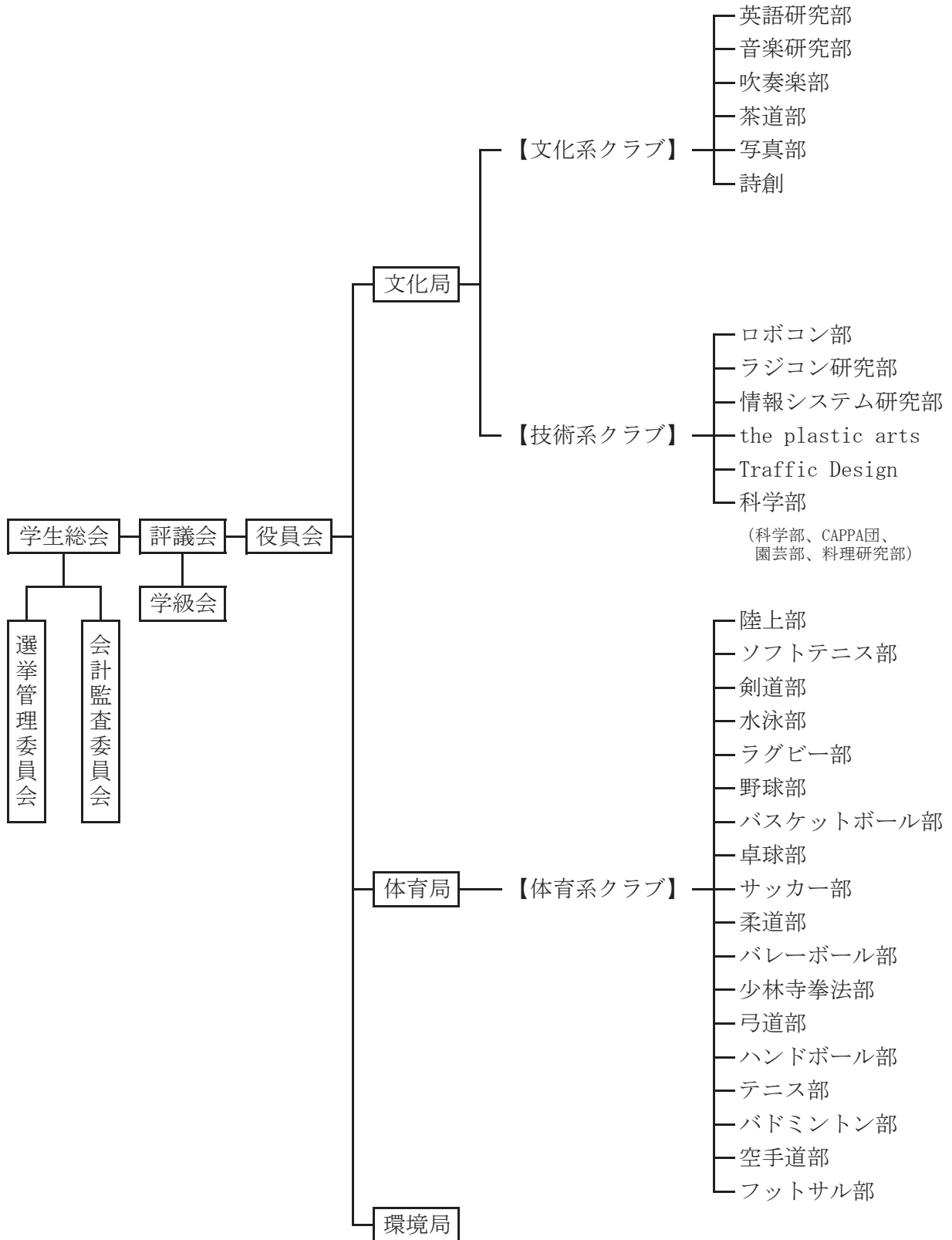
附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年8月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

学生会組織図



平成28年度クラブ顧問一覧

	クラブ名	代表顧問	顧問		
文化系	英語研究部	藤山和久(LY)	宇ノ木寛文(LY)	関文雄(LY)	石貫文子(LY)
	吹奏楽部	西村壮平(MI)	時松雅史(LY)	大島賢治(BC)	
	音楽研究部	岩坪 要(AC)	(井山裕文(MI))		
	茶道部	濱田さやか(LY)	五十川読(LY)		
	写真部	吉永圭介(BC)	小林幸人(LY)		
	詩創・書道	道園達也(LY)			
技術系	科学部(科学部, CAPPA 団, 園芸部, 料理部)	最上則史(BC)	濱辺裕子(BC)	東田洋次(LY)	(久保田智(LY))
	山下 徹(MI)		木原久美子(BC)		
	ロボコン部	山下 徹(MI)	湯治準一郎(MI)	松谷祐希(MI)	(毛利 存(MI))
	情報システム研究部	村田美友紀(LY)	小島俊輔(LY)	柿ヶ原拓哉(MI)	
	Traffic Design	橋本淳也(AC)	川口彩希(AC)		
	ラジコン研究部	入江博樹(AC)			
the plastic arts	森山 学(AC)				
体育系	野球部	浦野登志雄(AC)	藤本洋一(LY)	岩尾航希(LY)	松家武樹(AC)
			二見能資(BC)	富澤哲(BC)	
	サッカー部	宇ノ木寛文(LY)	村山浩一(MI)	淵田邦彦(AC)	(下田貞幸(AC))
			齊藤郁雄(AC)		
	バスケットボール部	久保田智(LY)	東田洋次(LY)	松谷祐希(MI)	(古嶋 薫(MI))
			平野将司(BC)		
	ソフトテニス部	橋本淳也(AC)	弓原多代(BC)	元木純也(BC)	川口彩希(AC)
	バドミントン部	濱辺裕子(BC)	池田直光(BC)	磯谷政志(LY)	森下功啓(AC)
	バレーボール部	濱田さやか(LY)	柿ヶ原拓哉(MI)	本田晴香(BC)	(小田明範(MI))
	陸上部	湯治準一郎(MI)	小島俊輔(LY)	藤山和久(LY)	
	剣道部	中島 晃(BC)	木場信一郎(MI)	豊浦 茂(MI)	
	水泳部	関 文雄(LY)	石貫文子(LY)	木原久美子(BC)	
	卓球部	岩部 司(AC)	吉永圭介(BC)	藤山和久(LY)	
	柔道部	米沢徹也(LY)	田中裕一(MI)	宮本弘之(MI)	
	少林寺拳法部	田浦昌純(BC)	上久保祐志(AC)	五十川読(LY)	
	ハンドボール部	四宮一郎(LY)	入江博樹(AC)	若杉玲子(BC)	
	テニス部	後藤勝彦(AC)	上土井幸喜(LY)	最上則史(BC)	
	弓道部	小鉢暢夫(LY)	池田 翼(LY)	元木純也(BC)	
	フットサル部	森山 学(AC)	遠山隆淑(LY)		
	ラグビー部	磯谷政志(LY)	(田中禎一(MI))		
空手道部	道園達也(LY)	(時松雅史(LY))			

9. 寮 生 活

(1) 熊本高等専門学校学寮規則	140
(2) 熊本高等専門学校学寮細則	144

学寮は男子寮を“八龍寮”（収容定員 323 名）女子寮を“夕葉寮”（収容定員 82 名）と称し，入寮を希望する者は，入寮願等の書類提出により，選考のうえ入寮を許可します。

学寮の概要，寮生活の留意事項，年間行事，入退寮等については，別冊「寮生活のしおり」を参照してください。

(1) 熊本高等専門学校学寮規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）学則第67条第3項の規定に基づき、学寮の管理運営について必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設として学生の修学に便宜を供与し、かつ、人間形成を助長して、教育目標の達成に資することを目的とする。

(学寮生活の基本)

第3条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(名 称)

第4条 熊本キャンパスの学寮は、明和寮と称する。八代キャンパスの男子寮は八龍寮、女子寮は夕葉寮と称する。

(管理運営責任者等)

第5条 学寮は、校長が管理する。

2 学寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて寮務主事が処理する。

3 寮務主事は、学生主事と緊密な連絡を保ち、寮生の教育及び生活の指導監督に当たるものとする。

(寮務委員会)

第6条 学寮の管理運営に関する事項は、寮務委員会において審議する。

2 寮務委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(入 寮)

第7条 学寮に入寮できる者は本校学生、又は校長が許可する者とする。

2 学寮に入寮を希望する者は、入寮願（別紙様式第1号）を学級担任、寮務主事を経て校長に提出しなければならない。

(入寮期間)

第8条 入寮期間は、当該年度限りとし、引き続き在寮を希望する者は、改めて入寮願を校長に提出しなければならない。

(入寮選考及び許可)

第9条 入寮希望者の選考は、寮務委員会で行い、校長が許可する。

2 入寮を許可された者は、入寮時に誓約書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。

(退 寮)

第10条 学寮を退寮しようとする者は、退寮願（別紙様式第3号）を学級担任、寮務主事を経て校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずる。

- (1) 本校学生の身分を失ったとき。
- (2) 第14条に定める経費の納付を怠ったとき。
- (3) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めたとき。
- (4) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(教育的措置)

第11条 寮生で、本規則、学則及び学生準則並びに別途定める規則に違反した者は、寮務主事が教育的措置を講ずる。

2 寮生の処分手続きについては、別に定める。

(生活規律)

第12条 寮生は、別に定める「寮生心得」を遵守しなければならない。

2 寮生が寮内において集会を開くときは、事前に寮務主事の許可を受けなければならない。

(寮生会)

第13条 寮生は、校長の承認する範囲内において寮生活を自律的に運営するための組織（以下「寮生会」という。）を設けることができる。

2 寮生会の活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、本校諸規則等に違反しないものでなければならない。

3 寮生会については、別に定める。

(寄宿料及び諸経費)

第14条 寄宿料は、別に定める金額を、別に定める期日までに納付しなければならない。

2 寮生は、食費その他寮生活に必要な各キャンパスごとに定める諸経費を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除については、別に定める。

(防火安全)

第15条 寮生は、火災その他の災害防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

2 火気の使用は、指定の場所以外で使用してはならない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに関係教職員に報告し、その指示に従って行動しなければならない。

4 学寮における火災発生時の避難心得については、別に定める。

(保健衛生)

第16条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮内外の清潔に努めなければならない。

2 学校が実施する健康診断及び予防接種は、必ず受けなければならない。

3 疾病にかかった者は直ちに寮務主事に申し出て、その指示に従わなければならない。

(施設、設備の使用)

第17条 学寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(損害賠償)

第18条 寮生は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(閉寮)

第19条 本校の長期休業中は、原則として学寮を閉鎖する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項はキャンパス毎に別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

入 寮 願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

工学科 第 学年 組
(学籍番号) 第 号
システム工学専攻 第 学年
現住所
氏 名
電話番号 () -
保証人住所
保証人氏名 (署名)
続 柄 (本人との)
電話番号 () -

私は、下記理由により 月 日から入寮
(寮) したいので、ご許可くださるようお願い
いたします。

記

入寮の理由 (具体的に記入すること)

学級担任 (署名)

(別紙様式第2号)

誓 約 書

熊本高等専門学校長 殿

私は、入寮の上は、学寮規則、その他学寮に係る
諸規則を守り、教育目的の達成に努めることを誓い
ます。

平成 年 月 日

工学科 第 学年 組
(学籍番号) 第 号
システム工学専攻 第 学年

氏名 (自署)

上記 の入寮中は、一身上のこと並び
に学寮に対する債務の履行その他について、一切の
責任は、私が引き受けることを保証いたします。

平成 年 月 日

保証人住所

保証人氏名 (署名)

続柄 (本人との)

(別紙様式第3号)

退 寮 願

平成 年 月 日

熊本高等専門学校長 殿

工学科 第 学年 組
(学籍番号) 第 号
システム工学専攻 第 学年

氏 名
保証人住所
保証人氏名 (署名)
続柄 (本人との)

下記理由により退寮したいので、ご許可くださる
ようお願いします。

記

- 1 退寮の理由
- 2 退寮年月日
- 3 退寮後の住所
学級担任 (署名)

(2) 熊本高等専門学校八代キャンパス学寮細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、熊本高等専門学校学寮規則第20条の規定に基づき、八代キャンパス寮生の帰省又は外泊に関し必要な事項を定める。

第2条 男子寮生の帰省又は外泊に際しては、あらかじめ帰省・外泊願（別紙第1号様式）を寮務主事に提出し、許可を受けなければならない。

第3条 女子寮生の帰省に際しては、あらかじめ帰省願（別紙第2号様式）を寮務主事に提出し、許可を受けなければならない。

第4条 男子寮生の平日の外泊、女子寮生の外泊に際しては、あらかじめ特別外泊許可願（別紙第3号様式）を寮務主事に提出し、許可を受けなければならない。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

(裏)

寮生番号 _____ 工学科 第 _____ 学年 氏名 _____

	帰省・外泊期間					受付	帰寮確認	外泊先 (氏名・住所と電話番号)
	月/日	時	～	月/日	時			
21	/			/				
22	/			/				
23	/			/				
24	/			/				
25	/			/				
26	/			/				
27	/			/				
28	/			/				
29	/			/				
30	/			/				
31	/			/				
32	/			/				
33	/			/				
34	/			/				
35	/			/				
36	/			/				
37	/			/				
38	/			/				
39	/			/				
40	/			/				
41	/			/				
42	/			/				
43	/			/				
44	/			/				
45	/			/				
46	/			/				
47	/			/				
48	/			/				
49	/			/				
50	/			/				

帰省願（表）

熊本高等専門学校八代キャンパス
寮務主事 殿

(前期) _____ 階 _____ 号室
(後期) _____ 階 _____ 号室

寮生番号 _____
_____ 工学科 第 _____ 学年 氏名 _____

下記のとおり帰省したいので許可願います。

記

帰省先 〒 _____

自宅 TEL _____
携帯電話 _____

1	帰省期間					受付	帰寮確認	備考
	月/日	時	～	月/日	時			
2	/			/				
3	/			/				
4	/			/				
5	/			/				
6	/			/				
7	/			/				
8	/			/				
9	/			/				
10	/			/				
11	/			/				
12	/			/				
13	/			/				
14	/			/				
15	/			/				
16	/			/				
17	/			/				
18	/			/				
19	/			/				
20	/			/				

- 注) 1 通常の週末の帰省は、木曜日の夕点呼時に各階の点呼責任者へ提出すること。
 2 その他の帰省は、前日までに寮務主事へ願い出ること。
 3 帰寮予定日の夕点呼までに帰寮できないときは、予め宿日直教員へ連絡すること。
 4 この願は、帰寮日の翌日の夕点呼時に、各階の点呼責任者を通じて返却する。

(裏)

寮生番号 _____ 工学科 第 _____ 学年 氏名 _____

	帰省期間					受付	帰寮確認	備 考
	月/日	時	～	月/日	時			
21	月/日	時	～	月/日	時			
22	/			/				
23	/			/				
24	/			/				
25	/			/				
26	/			/				
27	/			/				
28	/			/				
29	/			/				
30	/			/				
31	/			/				
32	/			/				
33	/			/				
34	/			/				
35	/			/				
36	/			/				
37	/			/				
38	/			/				
39	/			/				
40	/			/				
41	/			/				
42	/			/				
43	/			/				
44	/			/				
45	/			/				
46	/			/				
47	/			/				
48	/			/				
49	/			/				
50	/			/				

熊本高等専門学校八代キャンパス
寮務主事 殿

特別外泊許可願

申請者： 学年学科（ ）氏名 _____
居室： （ ）階（ ）号

下記の外泊につきまして、特別に許可くださるよう申請いたします。
なお、外泊することについて保護者へ連絡し同意を得ています。

記

1. 外泊を必要とする事由：

2. 外泊期日： 自 平成 年 月 日（ 曜）
至 平成 年 月 日（ 曜）

3. 外泊先名称：

住所〔場所〕：

連絡先（電話・携帯）：

4. 指導責任者氏名： 自筆署名 _____

5. 指導責任者所属先

※本校職員：担任，クラブ顧問，主事・委員，委員会委員長・委員，

その他（ ）

※本校以外の機関・団体の場合：

機関・団体名

職名

住 所

連絡先電話

10. 平成 27 年度 就職先及び進学先一覧

就職は、人生の大きなイベントの一つといわれています。自分のやりたいことは何か、自分は社会にどう貢献できるか等、自分をしっかり見つめて、自分自身の能力・適性に合った進路を見つけることが大切です。

高専の卒業生は、4年生大学の卒業生と同程度の技術を習得できるため、各就職先において技術者としての高い評価を受けています。

本校においても昭和 54 年に第 1 回卒業生を社会に送りだして以来順調で、多くの卒業生が、採用先の企業や官公庁から高い評価を得ています。

また、より高度な技術を身につけたい人のために、高専につくられた専攻科への進学や、大学への編入学等があります。

本校の平成 27 年度卒業生の就職先及び進学先は、次頁のとおりです。

平成27年度本科卒業生就職先一覧

就職先	学科	機械知能システム工学科	建築社会デザイン工学科	生物化学システム工学科	合計
アスカコーポレーション株式会社				1	1
岩谷瓦斯株式会社				1	1
株式会社NTTインフラネット九州			2		2
大阪シーリング印刷株式会社		1		1	2
大林組			1		1
花王株式会社				1	1
関西電力株式会社				1	1
九州電力			1		1
京セラ株式会社鹿児島国分工場		1			1
協和発酵バイオ株式会社				1	1
熊本電気鉄道株式会社			1		1
株式会社再春館製薬所				1	1
サントリースピリッツ株式会社				1	1
サントリービール株式会社				1	1
JXエンジニアリング株式会社		1			1
JX日鉱日石エネルギー株式会社		1			1
JX日鉱日石金属株式会社倉見工場		1			1
JFEスチール株式会社西日本製作所		1			1
株式会社JMC		1			1
株式会社シマノ		1			1
昭和電工株式会社				1	1
新日鐵住金株式会社			1		1
スキューズ株式会社		1			1
第一三共プロファーマ株式会社				1	1
竹中工務店			1		1
TAK-QS			1		1
中外製薬工業株式会社				1	1
中部国際空港施設サービス株式会社			1		1
電気化学工業株式会社				1	1
電源開発株式会社			1		1
東京ガス			1		1
東京メトロ			1		1
株式会社同仁化学研究所				1	1
東燃ゼネラル石油株式会社		1		1	2
株式会社東洋新薬				1	1
東レ株式会社				1	1
戸田建設株式会社			1		1
株式会社トノックス		1			1
トヨタ自動車株式会社		1			1
西日本高速道路エンジニアリング九州			1		1
西日本旅客鉄道			1		1
日鉄住金環境			1		1

就職先 学科	機械知能システム工学科	建築社会デザイン工学科	生物化学システム工学科	合計
ネスレ日本株式会社			1	1
ハイウェイ・トール・システム株式会社	1			1
パナソニック株式会社アプライアンス社	1			1
日立アプライアンス株式会社	1			1
フジケンエンジニアリング株式会社			1	1
富士通株式会社	1			1
株式会社牧野フライス製作所	1			1
株式会社水野建設コンサルタント		1		1
三菱重工業株式会社	3			3
三菱電機エンジニアリング株式会社	1			1
ムラテックCCS株式会社	1			1
株式会社安川電機	1			1
八代市役所		2	1	3
雪印メグミルク株式会社			1	1
横河ブリッジホールディングス		1		1
ロイヤル株式会社			1	1
YKK AP 九州事業所		1		1
合計	23	21	22	66

平成27年度本科卒業生進学先一覧

進学先	学科	機械知能システム工学科	建築社会デザイン工学科	生物化学システム工学科	合計
九州工業大学		1			1
豊橋技術科学大学		1	1		2
熊本高専専攻科		14	6	9	29
熊本大学		1	4		5
東京大学		1			1
千葉大学			1		1
長岡技術科学大学				1	1
合計		18	12	10	40

11. そ の 他

(1) 納入金関係	152
(2) 学務課貸出用物品一覧	153
(3) 建物配置図	154
(4) 建物平面図	155

(1) 納入金関係

1. 学校納付金

(平成28年4月1日現在)

種 別	金 額	納 期	担当係	備 考
入 学 料	84,600円	出校日前まで 銀行振込	学務係	
授 業 料	年額	前期分	4月	学務係
	234,600円	後期分	10月	
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度保護者負担金	年額 1,520円	4月	学生係	
熊本県PTA災害見舞金	年額 800円	4月	学生係	
寄 宿 料	2人部屋	個室	前期分	4月
	前期	前期		
	4,200円	4,800円	後期分	10月
	後期	後期		
4,200円	4,800円			
寮 費	32,400円	前期分	4月	寮務係
	32,400円	後期分	10月	
学生会入会金	3,000円	4月	学生係	1年生・編入生
学 生 会 費	3,000円	前期分	4月	学生係
	3,000円	後期分	10月	
新 入 生 合 宿 研 修 費	2,685円	4月	学生係	1年生
工場見学旅費	【MI科】 115,000円 【AC科・BC科】 75,000円	4年生工場見学 実施前まで	学務係	4年生
寮 給 食 費	月 額 29,000円 (概算)	毎月	給食委託業者	寮 生
TOEIC IP テスト 受 験 料	2,075円	前期分	4月	学務係
	3,075円	後期分	10月	
英語検定受験料	4,100円	4月	学務係	2年生
就職模試受験料	2,500円	4月	学生係	4年生・専攻科1年生
後援会入会金	3,000円	4月	総務係	1年生・編入生
後 援 会 費	10,000円	前期分	4月	総務係
	10,000円	後期分	10月	
同窓会入会金	10,000円	10月	総務係	1年生
同窓会年会費	2,000円	10月	総務係	5年生

(2) 学務課貸出用物品一覧

学生へ貸出用の物品として、下記のとおり揃えてあるので、貸出を希望する学生は、学生係で所定の手続を行ってください。

空気入れ

ワイヤレスマイク&アンプ

メガホン

トランシーバー 等